

## 第2章

### 東京の子供と家庭をめぐる状況

- 1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況
  - (1) 人口の変化と少子化の現状
  - (2) 少子化の要因と背景
  - (3) 子供のいる世帯の形態
  - (4) 子供のいる世帯の就労状況
  - (5) 子育て家庭の状況
  - (6) 子育てと仕事との両立（ライフ・ワーク・バランスの状況）
  - (7) 子供の安全・安心
  - (8) 子供の貧困
  
- 2 東京都における子供・子育て支援の状況
  - (1) 幼稚園・保育サービスの利用状況
  - (2) 幼稚園の状況
  - (3) 保育サービスの状況
  - (4) 認定こども園の状況
  - (5) 学齢期の子供たちの状況
  - (6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況
  - (7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

# 1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況

ここでは、少子化の進行や子供のいる家庭の世帯類型や就業状況、子育て家庭のニーズなど、東京の子供と子育て家庭をめぐる状況を、全国の状況とも比較しながら俯瞰します。

まず、少子化の状況とその背景について見ていきます。

## (1) 人口の変化と少子化の現状

### ア 人口の変化

東京都の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025年に1,398万人でピークを迎え、その後、減少に転じると見込まれます。

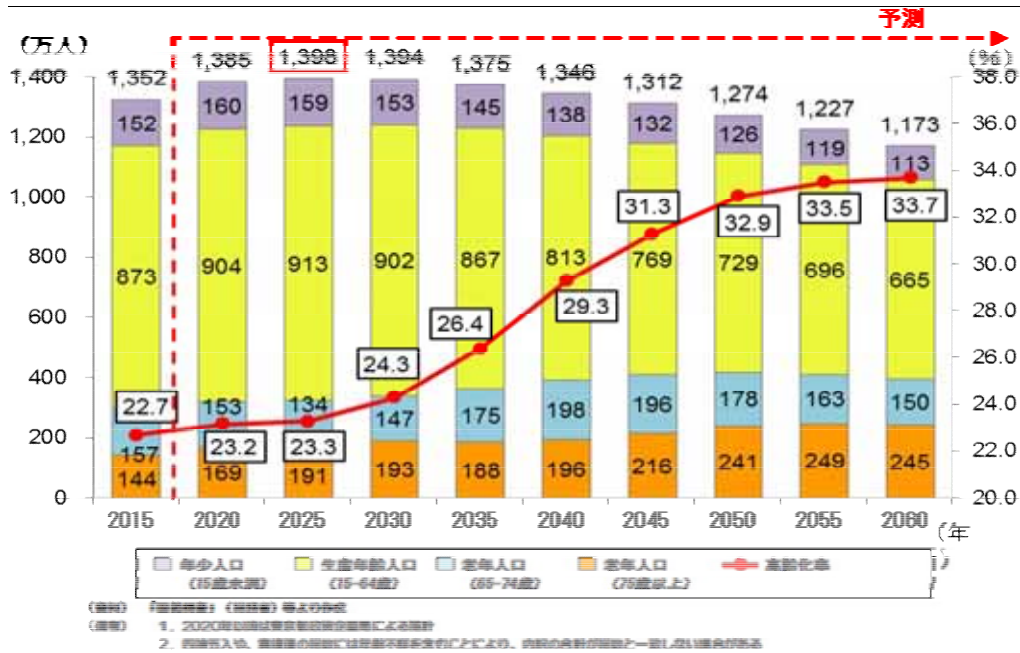
また、東京都の年少人口（0～14歳）は、人口動向と同じく、2025年まで増加を続け、その後減少に転じると見込まれます。

図表1 東京都の地域別人口の推移



(資料) 「国勢調査」(総務省)、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」国立社会保障・人口問題研究所等より作成  
(備考) 2020年以降の東京都の人口は東京都政策企画局による推計

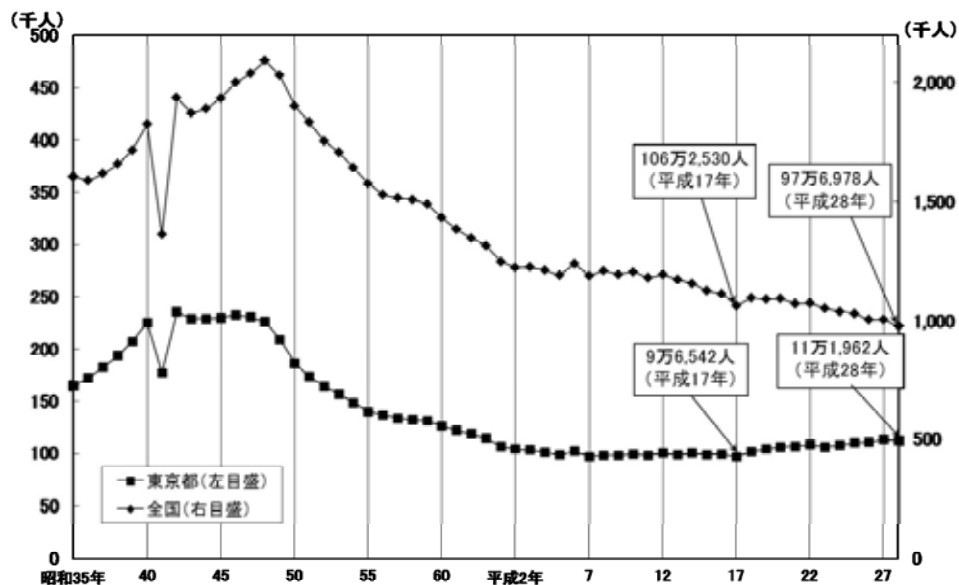
図表2 東京都の年齢階級別人口及び高齢化率の推移



イ 出生数・合計特殊出生率・就学前児童数の変動

全国における年間の出生数は減少傾向が続き、平成 28 年の出生数は 97 万 6,987 人となっています。東京都における年間の出生数についても、昭和 40 年代後半以降減少傾向が続いていましたが、平成 17 年を底に微増傾向が見られ、平成 28 年の出生数は 11 万 1,962 人となっています。

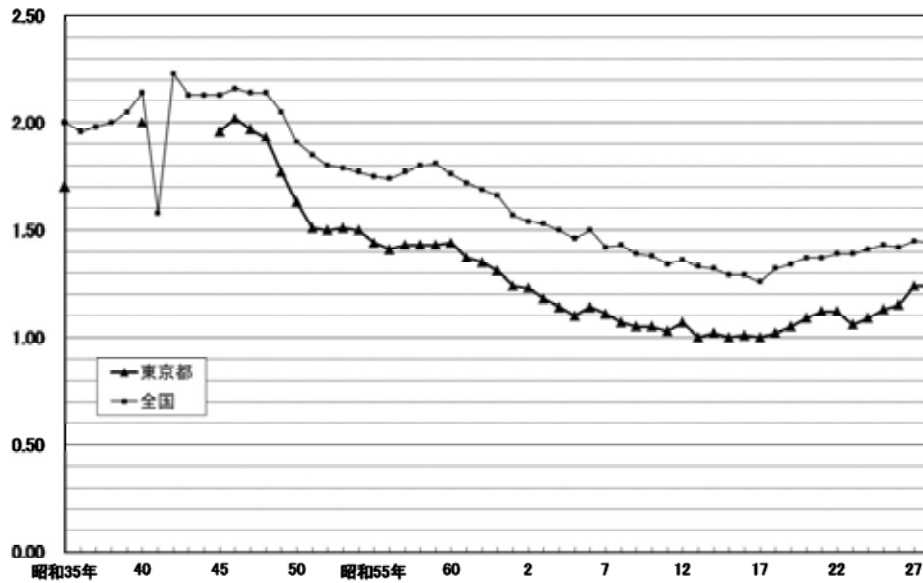
図表3 出生数の推移 (全国・東京都)



資料：厚生労働省「平成 28 年人口動態統計 (確定数)」  
 東京都福祉保健局「人口動態統計年報 (確定数)」(平成 28 年)

全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム以降減少傾向が続き、平成17年には1.26と過去最低の水準となりました。しかし、その後微増傾向が見られ、平成28年には1.44まで回復しています。東京都の合計特殊出生率も、平成17年の1.00を底に平成28年には1.24へと増加していますが、全国最低となっています。

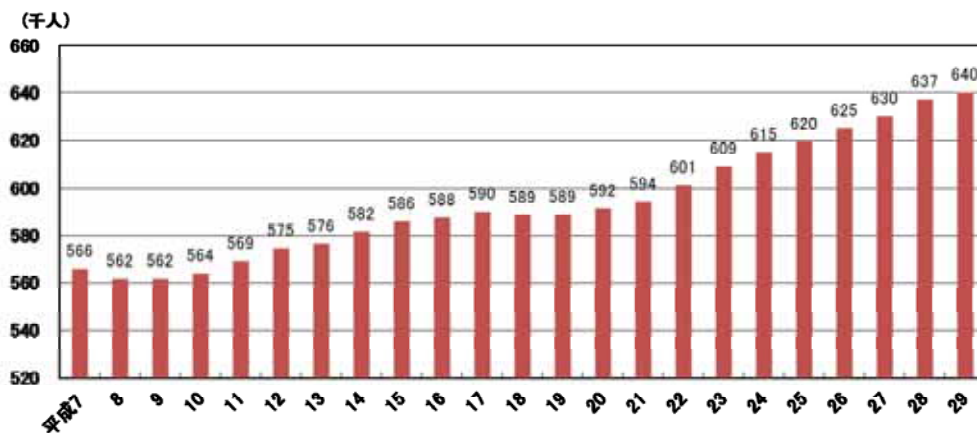
図表4 合計特殊出生率の推移（全国・東京都）



注：昭和36～39年、41～44年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない。  
資料：厚生労働省「平成28年人口動態統計」

このように、東京都の合計特殊出生率は全国より低いものの、都内の就学前児童数は、他県からの流入等により依然として増加傾向にあり、平成29年1月1日現在、64万0,273人となっています。

図表5 就学前児童数（0～5歳）の推移（東京都）



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)

## (2) 少子化の要因と背景

少子化の直接の要因は、「未婚化・晩婚化」「初産年齢の上昇」「夫婦の出生力の低下」と言われています。また、こうした現象が生じる背景として、働く女性の増加、結婚や子供を持つことへの価値観の多様化、子育てに対する負担感、不安定な就業状況などが言われています。

### ア 少子化の直接の要因

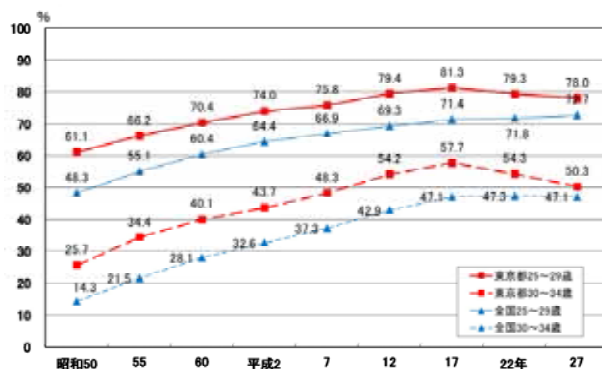
#### (未婚化・晩婚化)

全国の年齢別の未婚率の推移をみると、男女ともに昭和50年以降上昇傾向にありましたが、平成17年を頂点に減少し、男性の未婚率(平成27年)は25～29歳が72.7%、30～34歳が47.1%となっています。女性の未婚率(平成27年)は25～29歳が61.3%、30～34歳が34.6%となっています。

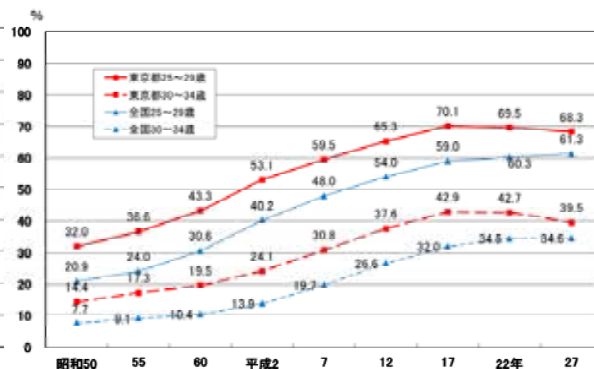
東京都においても同様の傾向が見られ、男性の未婚率(平成27年)は25～29歳が78.0%、30～34歳が50.3%、女性の未婚率(平成27年)は25～29歳が68.3%、30～34歳が39.5%となっています。昭和50年以降、東京都の未婚率は全国に比べて10ポイント程度高くなっていましたが、平成27年はその差が小さくなっています。

図表6 未婚率の推移(全国・東京都)

(男性)



(女性)

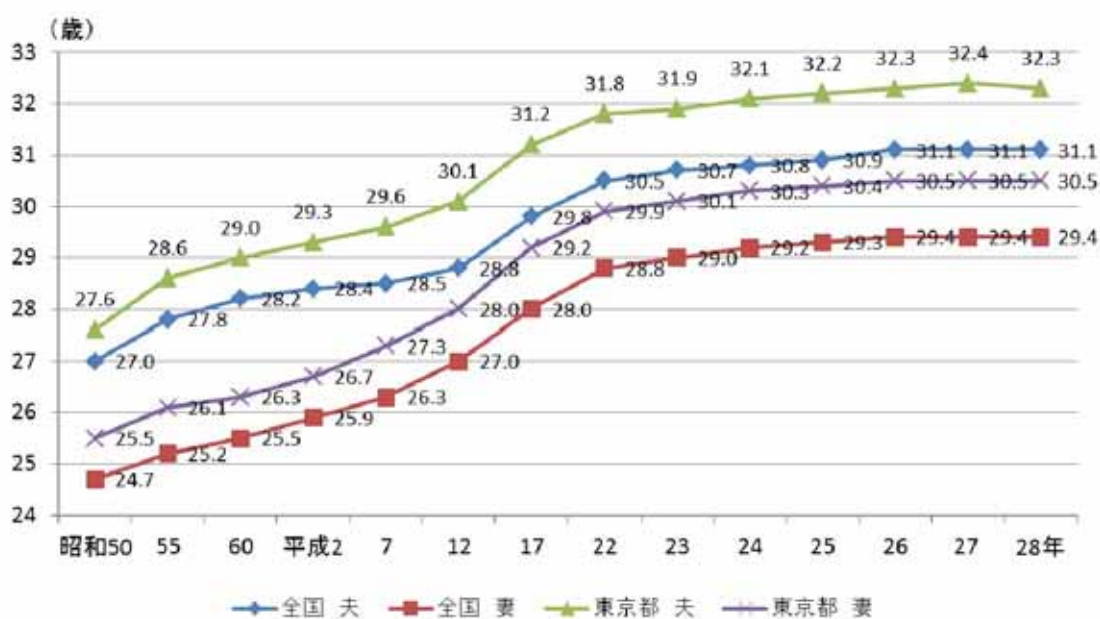


資料：総務省「国勢調査」

また、全国の平均初婚年齢をみると、平成28年の平均初婚年齢は夫31.1歳、妻29.4歳と、昭和50年に比べると夫が4.1歳、妻が4.7歳上昇しています。東京都の平均初婚年齢をみると、平成28年には夫32.3歳、妻30.5歳で、昭和50年と比較して夫が4.7歳、妻が5.0歳上昇しており、全国および東京都ともに「晩婚化」が進んでいるといえます。

日本では、子供は法律上の婚姻夫婦から生まれる場合が多いため、未婚者の増加(未婚化)や平均初婚年齢の上昇(晩婚化)は出生数に影響を及ぼすことになります。

図表7 平均初婚年齢の推移（全国・東京都）

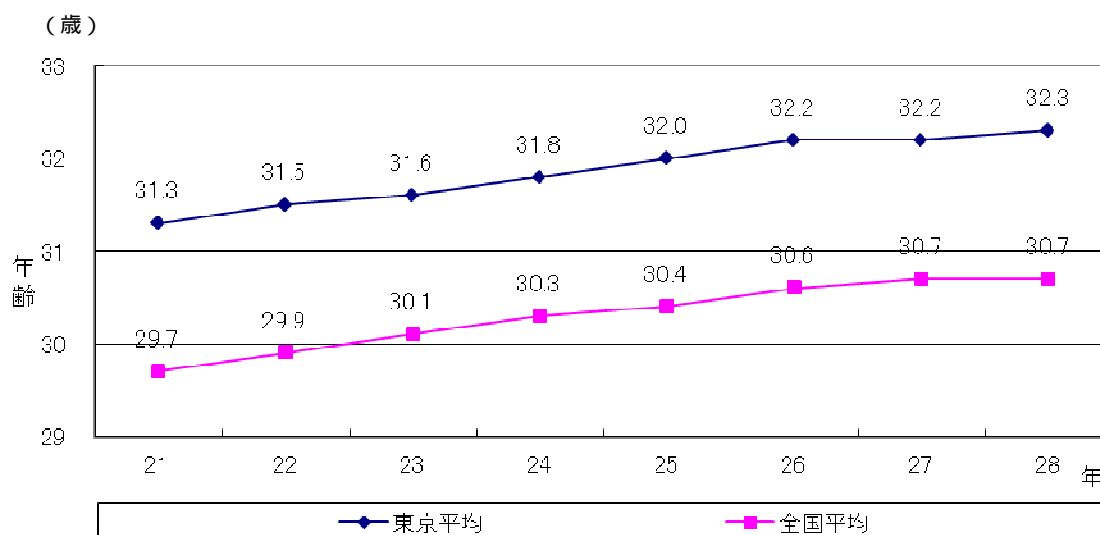


資料：厚生労働省「人口動態統計」

### （初産年齢の上昇）

第一子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にあり平成28年には全国で30.7歳、東京都で32.3歳と全国平均より1.6歳高くなっています。

図表8 第一子出生時の母の平均年齢の推移（全国・東京都）

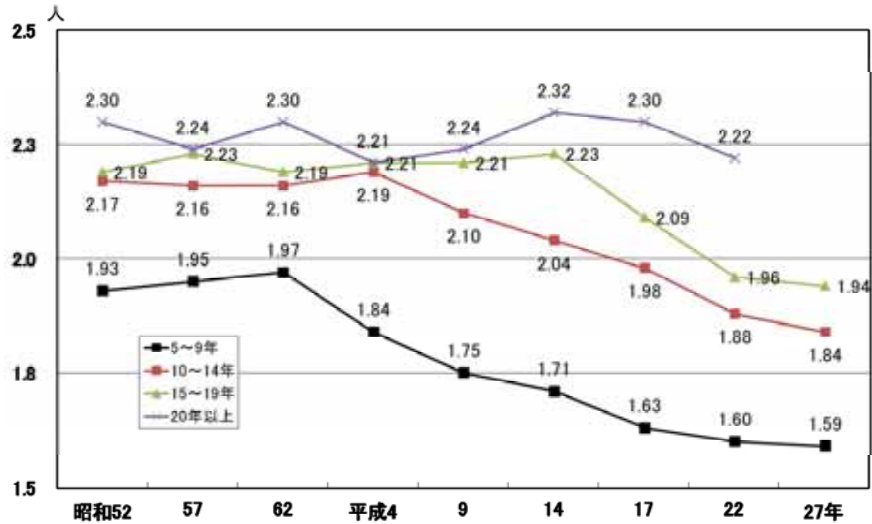


資料：厚生労働省「人口動態統計」

## (夫婦の出生力の低下)

全国の子供の出生数の推移を結婚持続期間別にみると、平成14年以降は、すべての期間で減少が見られます。

図表9 結婚持続期間別にみた平均子供出生数の推移(全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査(夫婦調査)」

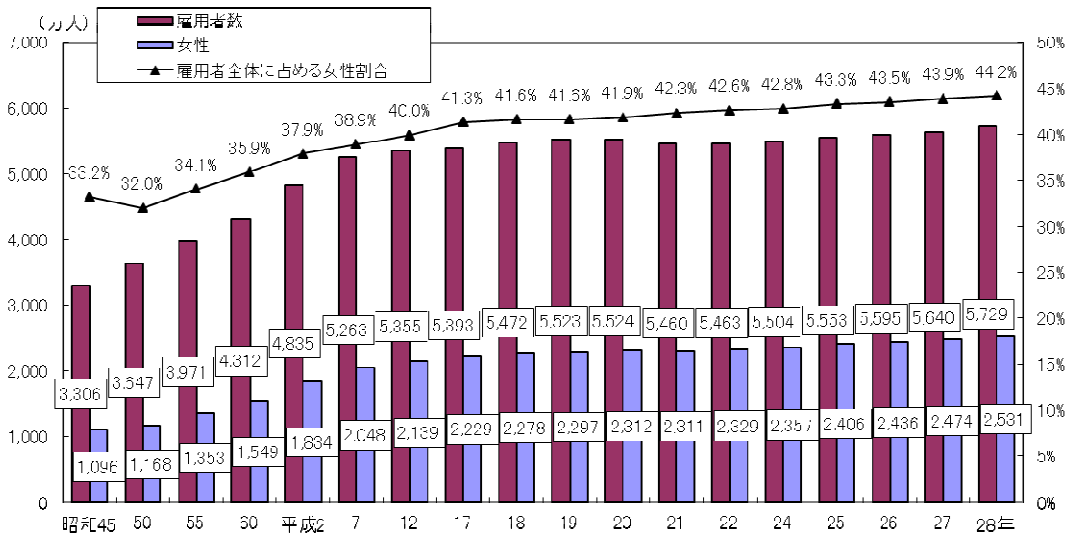
## イ 少子化の要因の背景

### (働く女性の増加)

全国の働く女性は、ほぼ一貫して増加傾向を示しており、平成25年度には2,406万人になりました。雇用者総数における女性の割合も、昭和50年以降上昇しており、平成28年度には44.2%となっています。

都内の有業者数をみると、男性は平成4年をピークに一度減少し、平成19年以降再び増加しているのに対し、女性は一貫して増加しています。

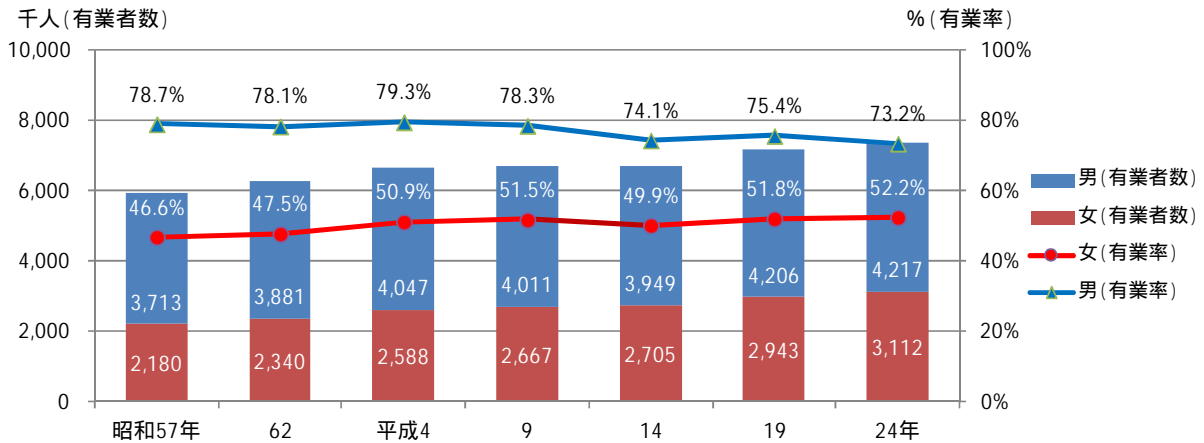
図表 10 雇用者数の推移（全国）



注：平成 23 年度の公表データは、岩手県、宮城県及び福島県を除いた値となっているため、上記の表には掲載していない。

資料：総務省「労働力調査」

図表 11 15 歳以上人口有業者数及び有業率の推移（東京都）



資料：東京都総務局「都民の就業構造」(平成 24 年)

### (価値観の多様化)

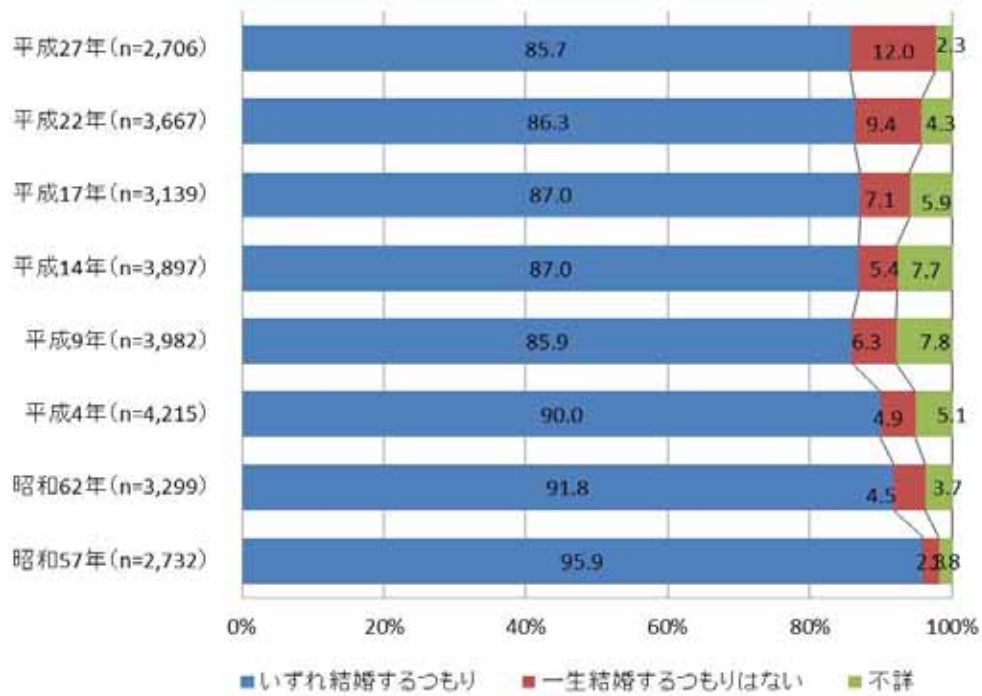
未婚者の結婚の意思に関する全国調査をみると、「いずれ結婚するつもり」の割合は、おおむね 9 割前後ですが、減少傾向にあります。

また、「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について、20 歳以上の男女に行った全国調査によると、平成 21 年では「賛成」「どちらかといえば賛成」は 42.8%、「反対」「どちらかといえば反対」は 52.9%となっています。平成 19 年と比較すると、「賛成」の割合が増えています。特に 20 歳から 29 歳までを対象とすると、平成 21 年調査では「賛成」「どちらかといえば賛成」が 6 割以上を占めています。

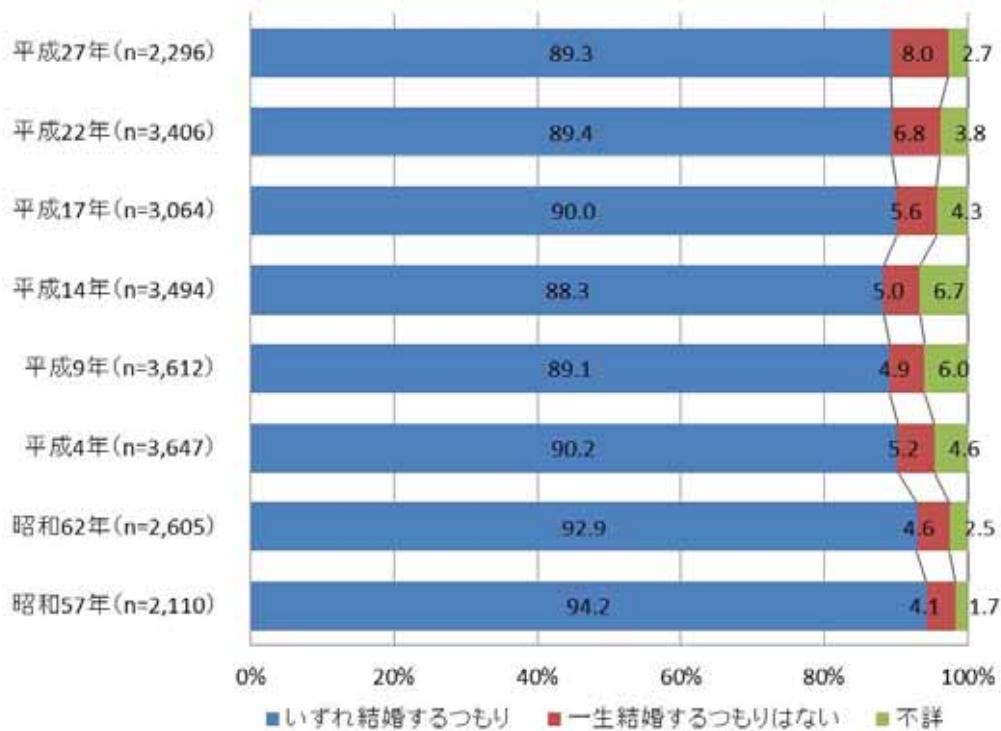


図表 12 未婚者の生涯の結婚意思（全国）

（男性）

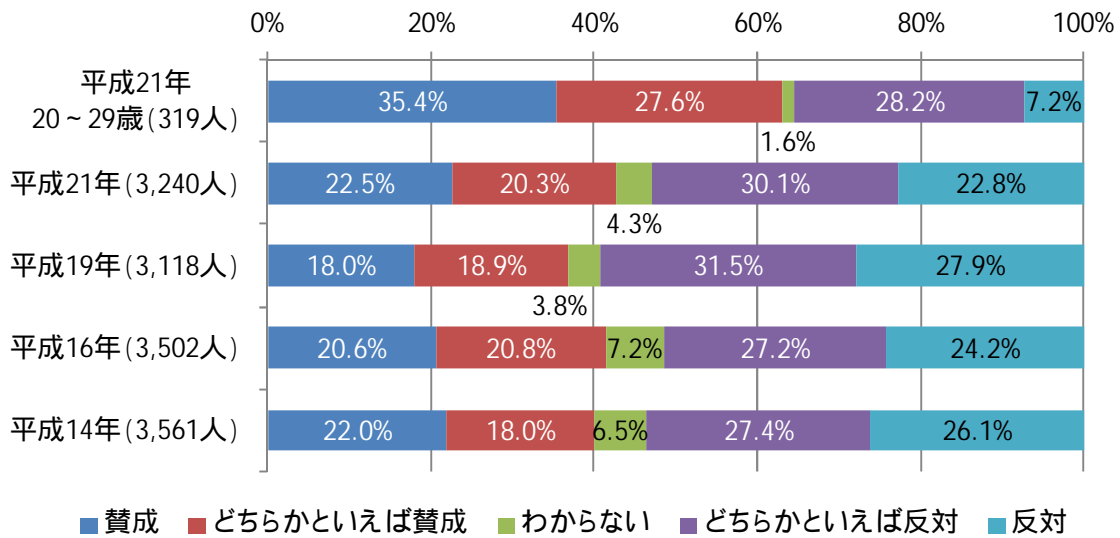


（女性）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」

図表 13 「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について



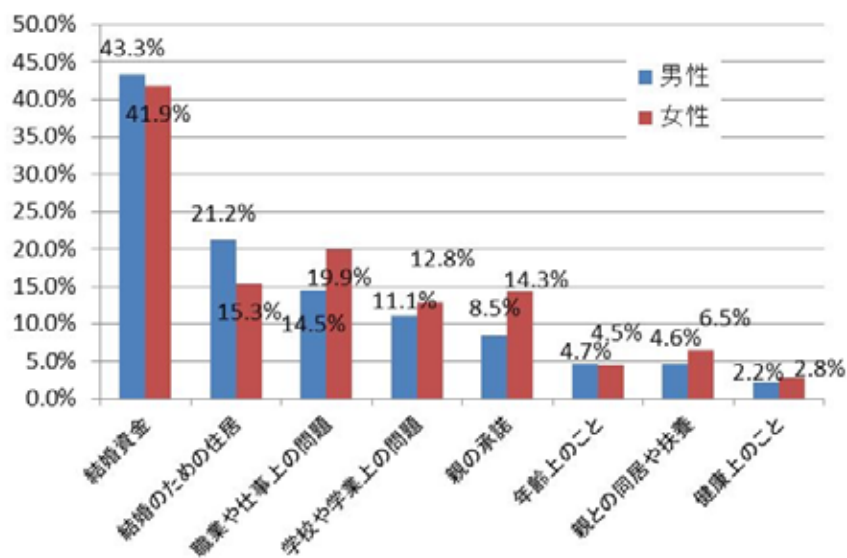
注：調査対象：全国の20歳以上の男女  
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年)

(不安定な就業状況)

若者が結婚の障害と感じる事柄について「結婚資金」を挙げる回答の割合が高く、結婚に伴う経済的負担を懸念している様子がうかがえます。

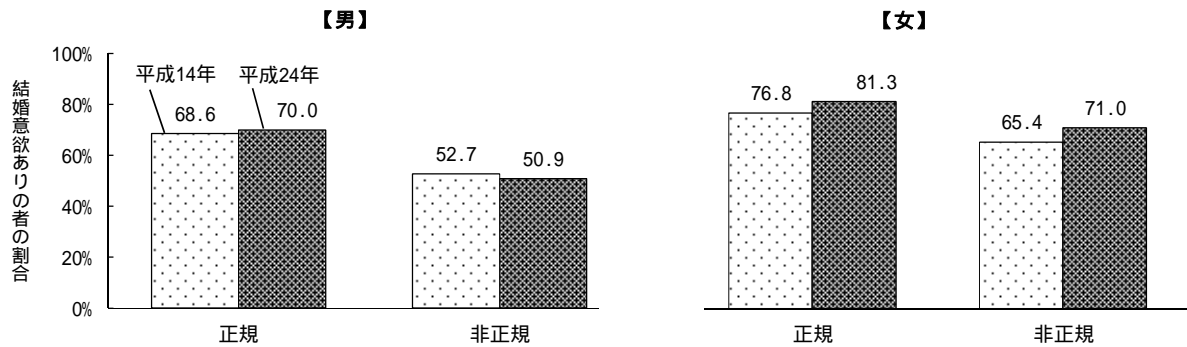
全国調査で、性別・就業形態別(正規・非正規)に20代独身者の結婚意欲ありの者の割合をみると、男性・女性ともに「非正規」の方が「正規」に比べて割合が低くなっています。

図表 14 1年以内に結婚する場合に障害となるもの(平成27年)(全国)



注：18～34歳未婚者のうち何%の人が各項目を結婚の主要な障害(2つまで選択)と考えているかを示す。  
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査(独身者調査)」

図表 15 性 / 正規・非正規別にみた 20 代独身者の結婚意欲ありの者の割合  
(14 年調査 : 第 1 回、24 年調査 : 第 2 回)(全国)



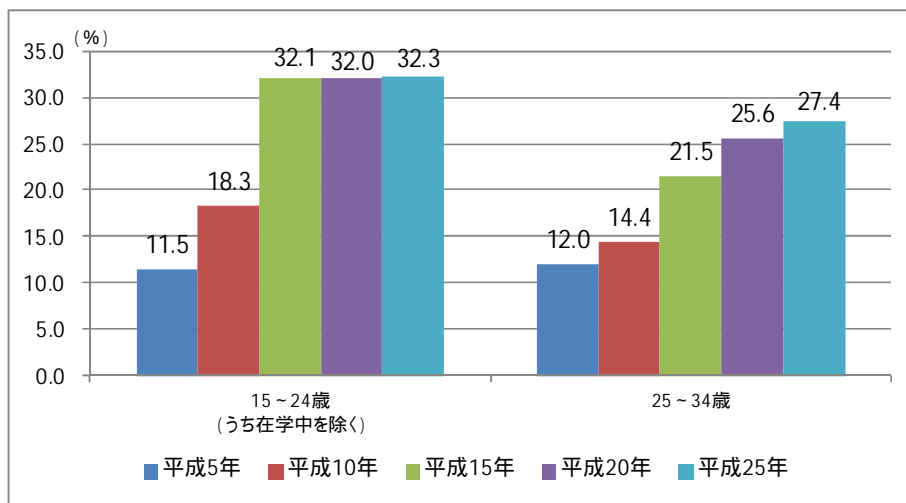
注 1 : 集計対象は、第 1 回調査時に 20 ~ 29 歳の独身者でかつ既卒者、及び第 1 回調査時の就業形態が「正規」または「非正規」の者

注 2 : 「結婚意欲あり」は、「絶対したい」「なるべくしたい」と回答した者を合計している。

資料 : 厚生労働省「第 1 回 21 世紀成年者縦断調査(平成 24 年成年者)」及び「第 11 回 21 世紀成年者縦断調査(平成 14 年成年者)」

若年層におけるパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合を見ると、平成 5 年の約 1 割から平成 25 年には約 3 割へと上昇しています。

図表 16 年齢別の非正規雇用者比率の推移(全国)



注 1 : 平成 5 年及び平成 10 年における 15 ~ 24 歳 (うち在学中を除く) については、当時の公表値 (非農林業) の「うち在学中」の者を除いている。

注 2 : 平成 20 年の数値は、平成 22 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口 (新基準) に切替え集計した値。

注 3 : 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの

注 4 : 非正規労働者 : 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者

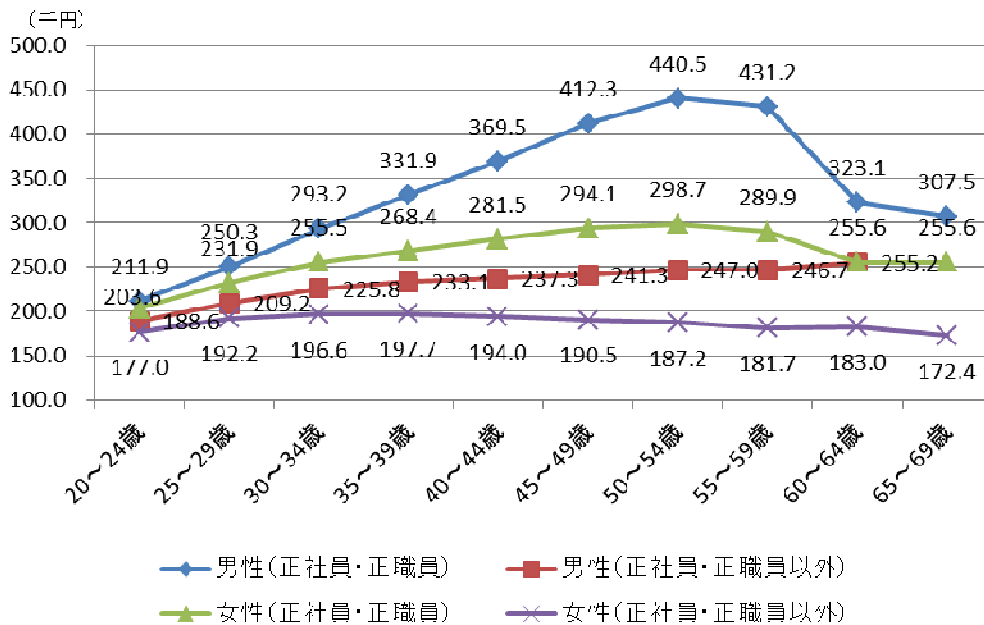
注 5 : 割合は、各年齢層における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める非正規雇用労働者の割合。

資料 : 厚生労働省「非正規雇用」の現状と課題」

出所 : 総務省「労働力調査」

正社員・正職員とそれ以外の労働者の賃金の傾向を比較すると、正社員・正職員は、年齢階級が高くなるに連れて賃金の上昇がみられますが、正社員・正職員以外は、男女いずれも、年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまり見られません。

図表 17 雇用形態、性、年齢階級別賃金（全国）



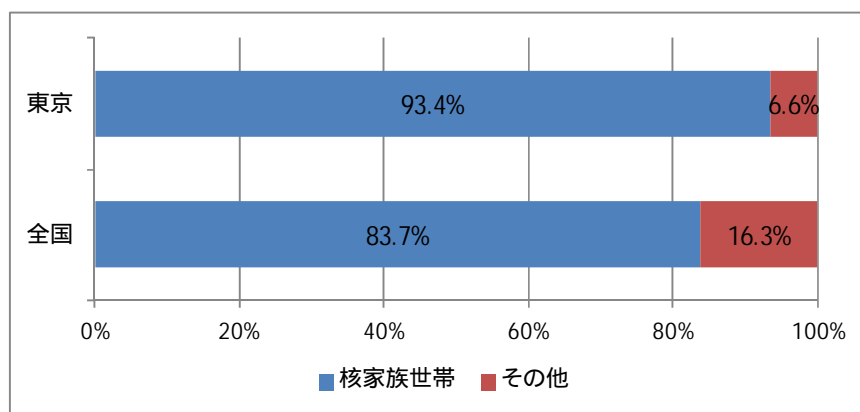
注：賃金とは、平成 28 年 6 月分の平均所定内給与額。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により 6 月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（(1)時間外手当、(2)深夜勤務手当、(3)休日出勤手当、(4)宿日直手当、(5)交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成 28 年）

### (3) 子供のいる世帯の形態

6 歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、平成 22 年の東京都の核家族世帯の割合は、93.4%となっており、全国の割合（83.7%）より高い状況です。

図表 18 6 歳未満の親族のいる世帯の家族類型（全国・東京都）



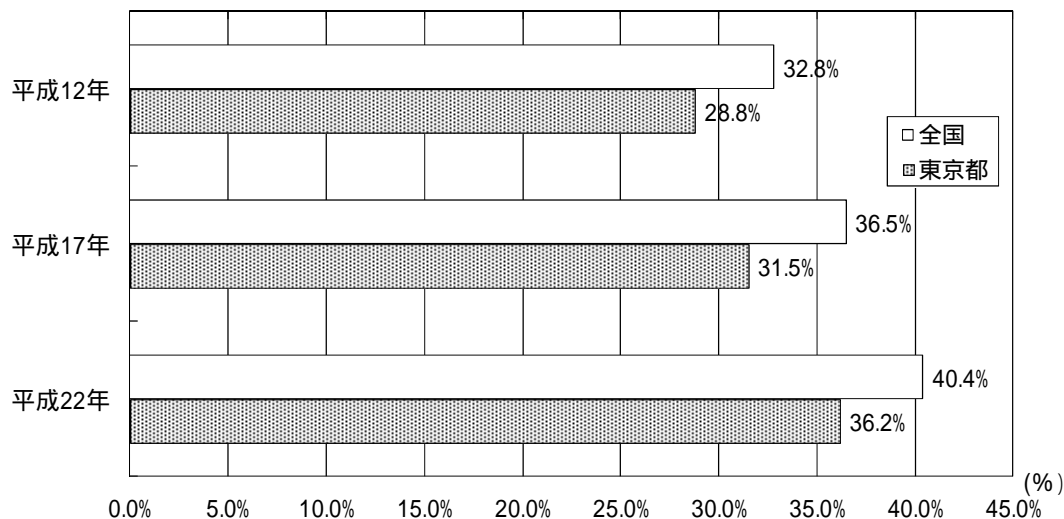
資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年）

## (4) 子供のいる世帯の就労状況

### ア 共働き世帯の増加

末子が就学前(6歳未満)の家庭における共働き率は、全国では、40.4%となっています。東京都では、末子が就学前(6歳未満)の家庭における共働き率は36.2%となっており、全国値よりは低いものの年々増加傾向にあります。

図表 19 最年少の子供が就学前の家庭における共働き率(全国・東京都)

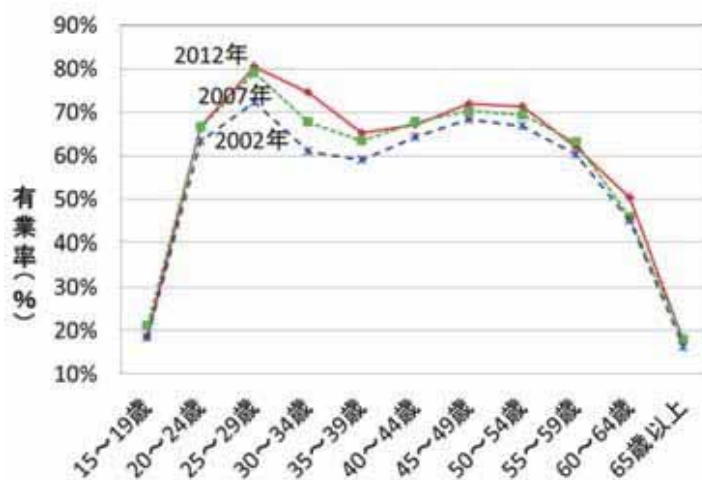


資料：総務省「国勢調査」

### イ 結婚・出産・子育てと女性の就業

近年、女性の有業率は増加傾向にあります。しかし、結婚・出産期に当たる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いています。

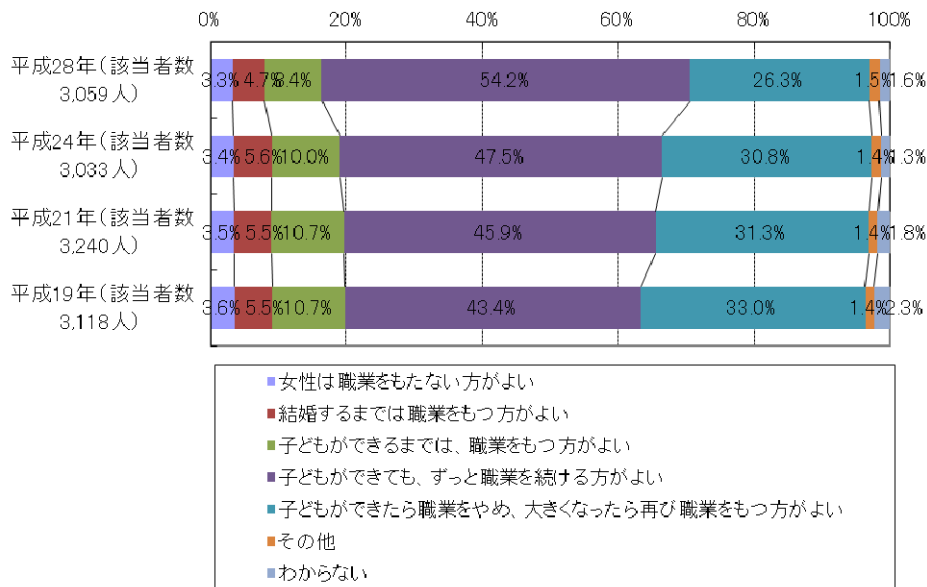
図表 20 年齢別 女性有業率の推移



資料：東京都総務局「都民の就業構造」

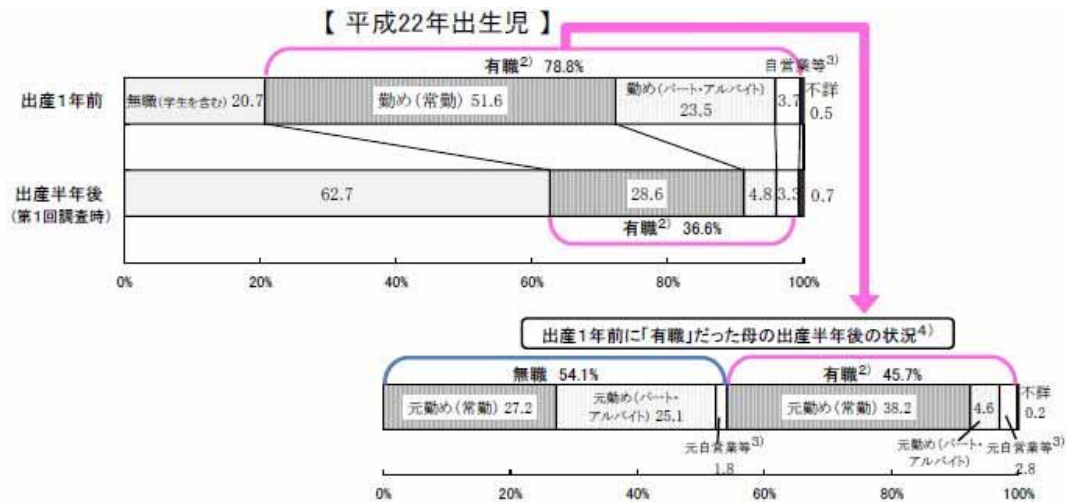
内閣府の調査によると、女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」という回答が増加傾向にあり、平成28年には54.2%となっています。しかし、出産前後の母親の就業状況を見ると、出産1年前は有職者が約8割を占めていたものの、出産半年後にはそのうちの半数以上が無職になっており、妊娠や出産を機に離職する女性が多いことが分かります。

図表21 女性が職業を持つことについての考え方（全国）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

図表22 母の出産1年前の就業状態別に見た出産半年後の就業状況（全国）



注1：回答者（総数 34,554）のうち、母と同居、きょうだい数1人（本人のみ）の者（18,100）について集計している。

注2：「有職」には、育児休業中等の休業を含む。

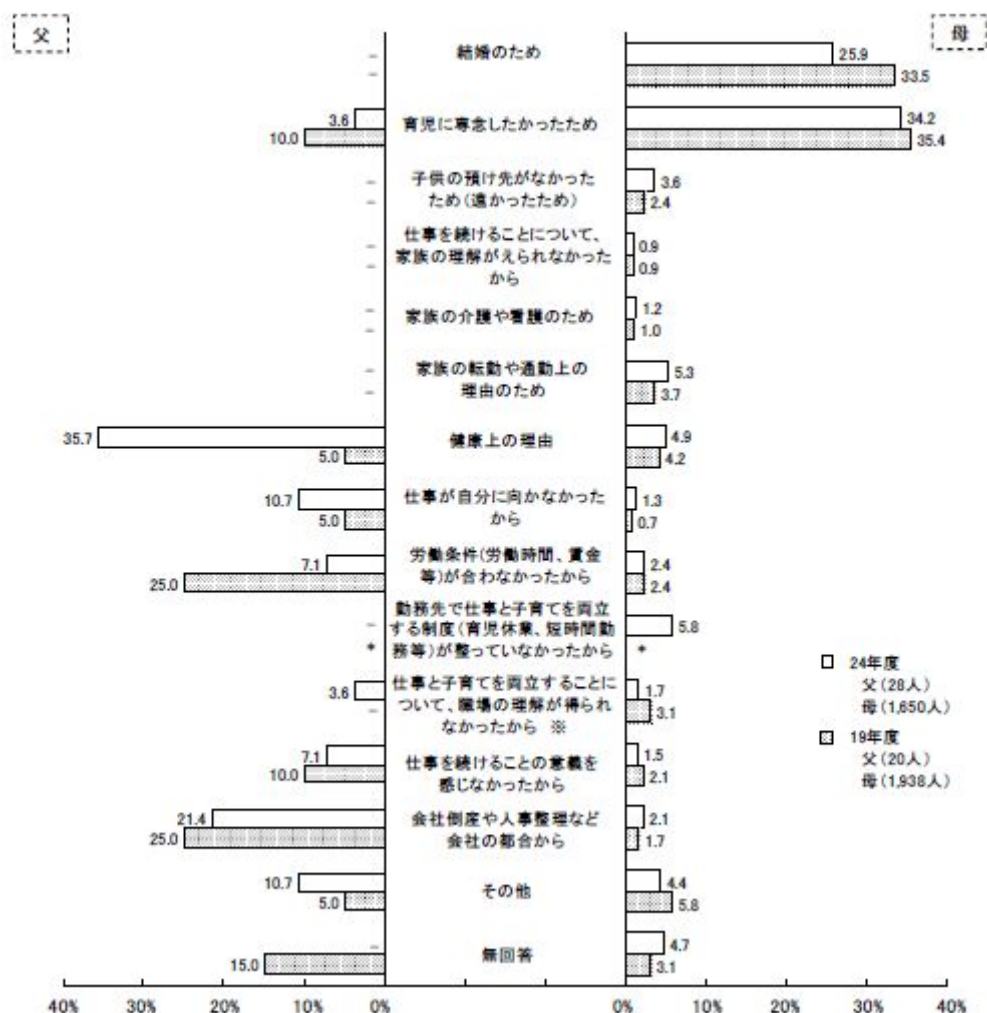
注3：「自営業等」は、「自営業・家業」、「内職」、「その他」である。

注4：出産1年前の「有職」だった母の出産半年後の状況は、母の出産1年前の就業状況「有職」の者（総数 14,261）を100として集計している。

資料：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）」

東京都の調査で、「以前は働いていた」と回答した母親に、仕事を辞めた理由を聞いたところ、「育児に専念したかったため」の割合が34.2%と最も高く、次いで「結婚のため」が25.9%となっています。

図表23 仕事を辞めた理由(以前働いていた母親)(東京都)

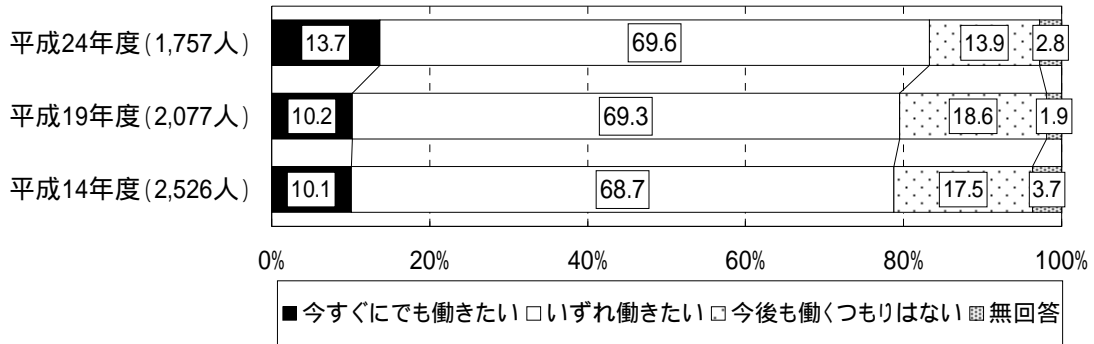


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

### ウ 今後の就労希望

東京都が行った調査で、就学前の児童がいる世帯における、現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「今すぐにも働きたい」が13.7%、「いずれ働きたい」が69.6%となっています。

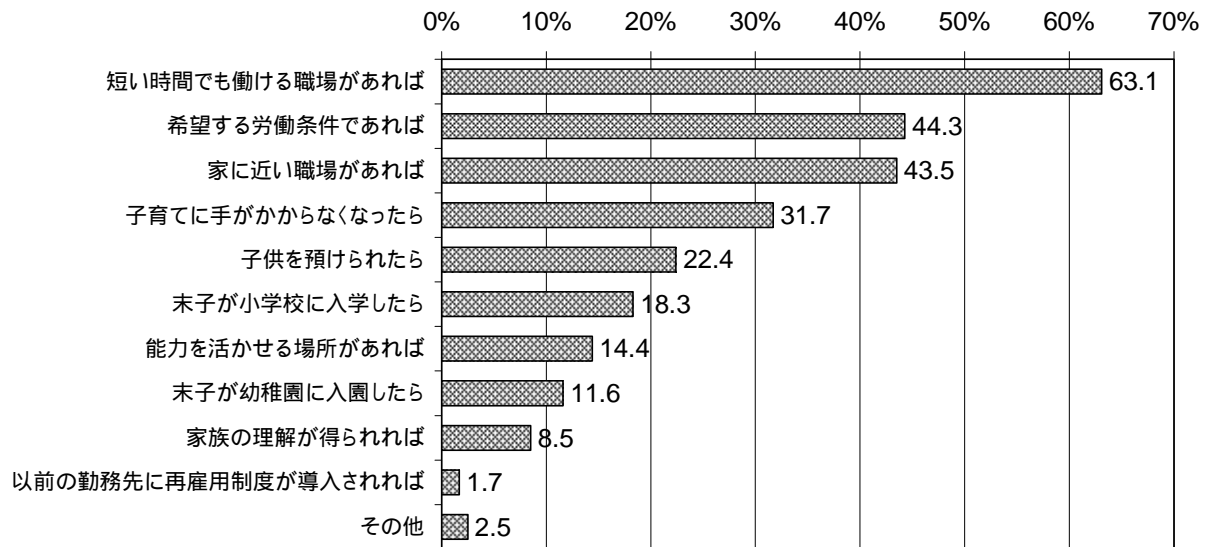
図表 24 今後の就労希望（現在働いていない母親）（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

さらに、今後の就労希望について、「今すぐにも働きたい」又は「いずれ働きたい」と回答した母親（1,462人）に、どのような条件が満たされれば働くことができると思うか尋ねたところ、「短い時間でも働ける職場があれば」が63.1%と最も高く、次いで「希望する労働条件であれば」が44.3%、「家に近い職場があれば」が43.5%となっています。

図表 25 就労するための条件（3つ以内の複数回答）（東京都）



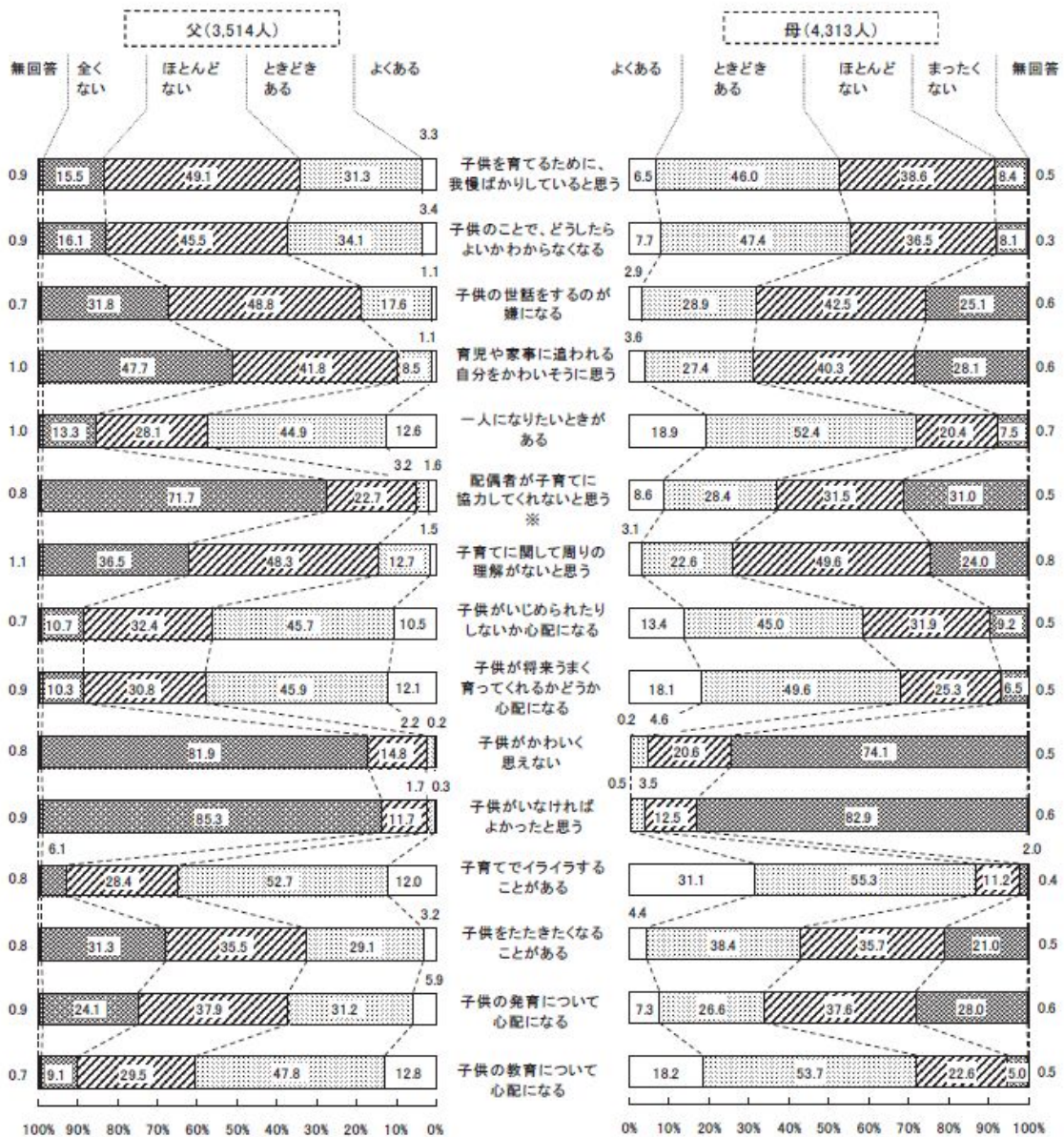
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）



## (5) 子育て家庭の状況

子育てをしていて、日頃負担に感じることについては、「よくある」と「ときどきある」とを合わせると、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」、「子供が将来うまく育ってくれるか心配になる」などが他の項目に比べて高くなっています。父母別にみると、すべての項目で母親の方が父親より「よくある」の割合が高くなっています。

図表 26 「子育てをしていて日頃感じること（負担に感じること）」（東京都）

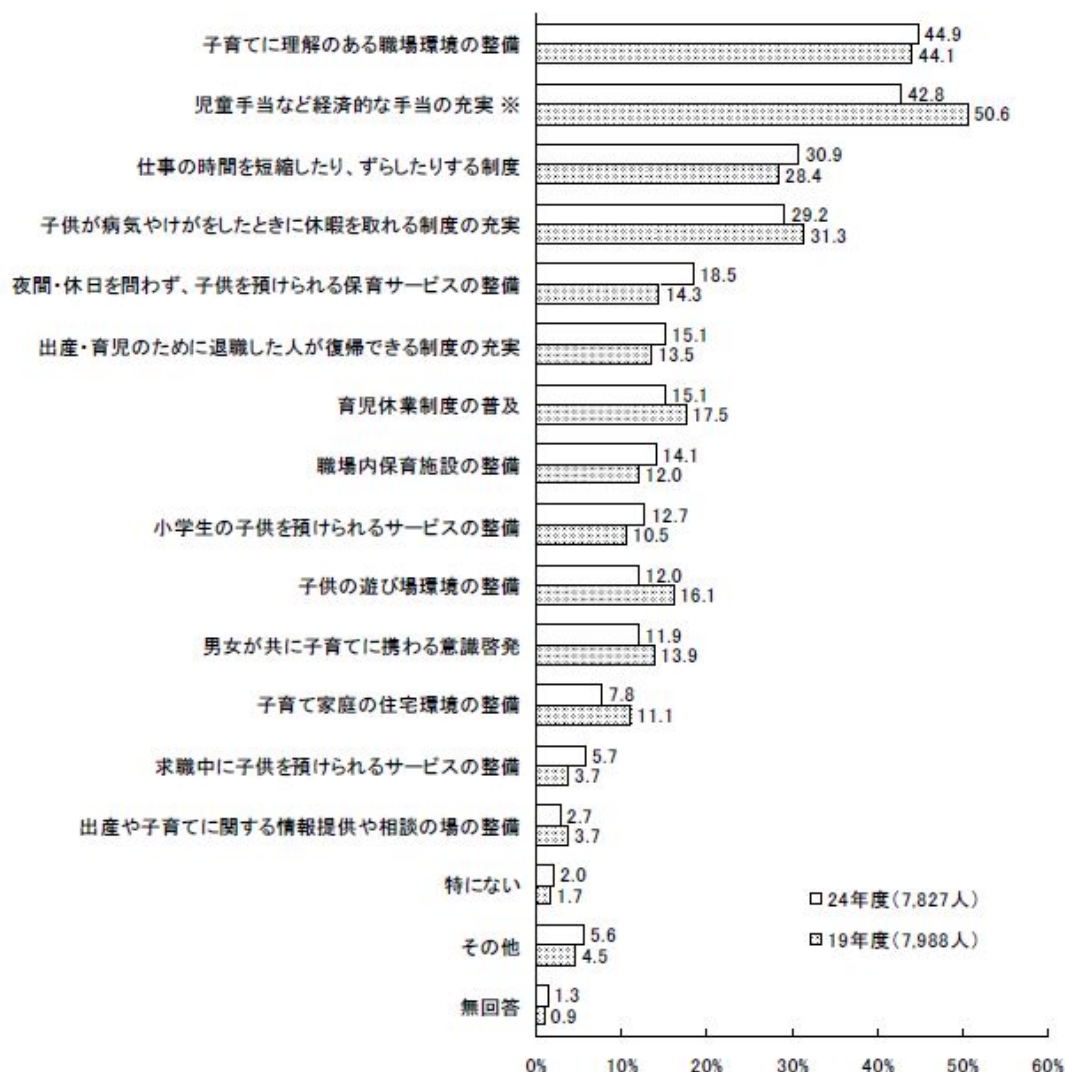


(注) ※ 「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている（総数 父=3,452人、母=3,713人）。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

東京都が実施した調査で「子育てをしやすいするために必要なもの」について尋ねたところ、平成 24 年度調査では「子育てに理解のある職場環境の整備」(44.9%)、「児童手当など経済的な手当の充実」(42.8%)の順に割合が高く、子育てと仕事の両立や経済的な問題に対する負担感が強く感じられていることが分かります。

図表 27 子育てをしやすいするために必要なもの(東京都、複数回答)



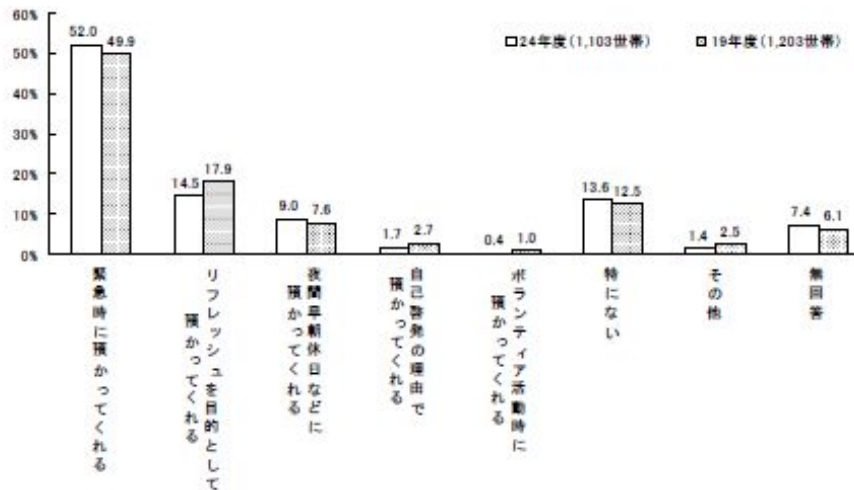
注：19 年度調査では、※は「育児手当など経済的な手当の充実」としていた。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

都内で、在宅で乳幼児の子育てをしている母親が希望する「あればよい在宅支援サービス」については、緊急時の一時預かりの割合が最も高く半数を超えています。東京都は核家族が多く、緊急時に頼れる人が身近にいないことなどから、子育てに不安や負担感を抱えていることがうかがえます。

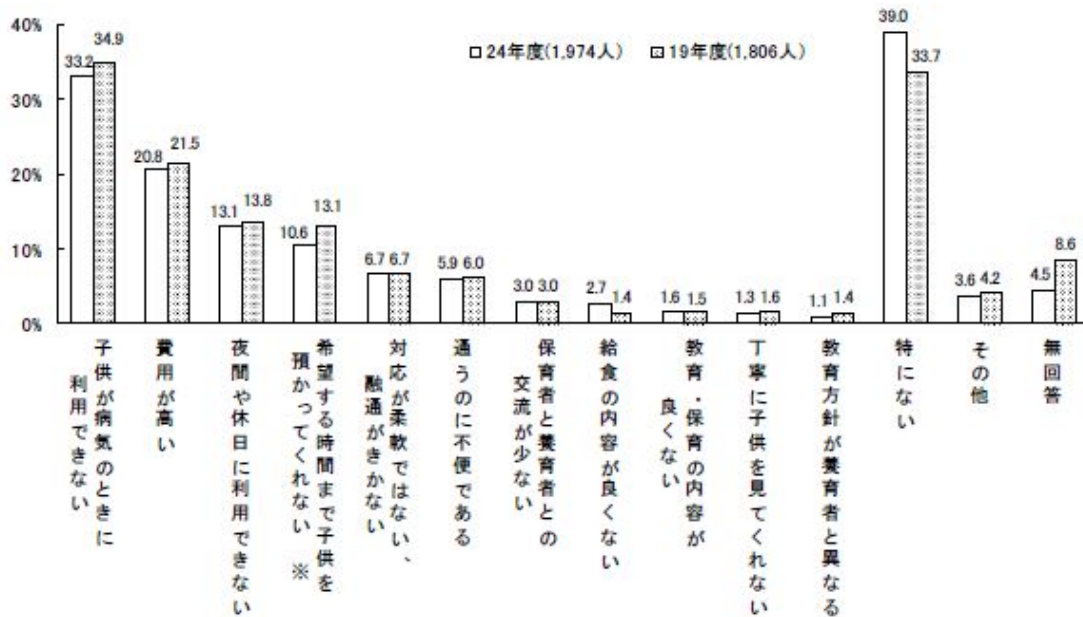
一方、保育所や認定こども園などに日中子供を預けている保護者が不満に思うことについては、「子供が病気のときに利用できない」という回答が最も多くなっています。

図表 28 在宅の母親の希望する「あれば良い在宅支援サービス」(東京都)



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

図表 29 子供を預けていて不満に思うこと(複数回答)



注：19 年度調査では、※ は「子どもを見てくれる時間が短い」としていた。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

## (6) 子育てと仕事の両立(ライフ・ワーク・バランスの状況)

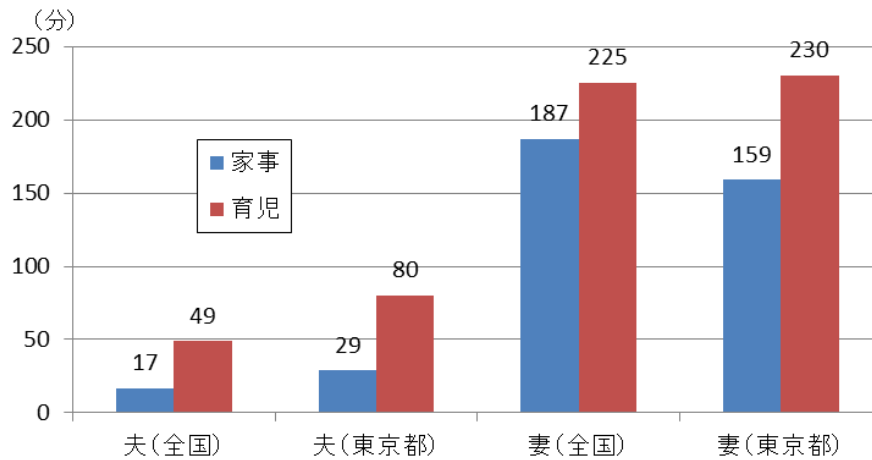
### ア 夫婦の家事・育児分担

6 歳未満の子供のいる家庭における 1 日の家事・育児時間(週全体平均)について夫婦で比較すると、妻の家事・育児時間の平均は、全国で 412 分、東京都で 389 分に上ります。それに対し、夫の家事・育児時間の平均は、全国で 66 分、東京都で 109 分です。

東京都内における夫婦の家事・育児分担の割合については、妻：夫が 5：5 (夫の

回答) 6 : 4 (妻の回答) を理想とする割合が高いのに対して、現実には妻 : 夫が 8 : 2 の割合が高くなっています。

図表 30 1日の夫婦の家事・育児時間(6歳未満の子供のいる家庭)(週全体平均)

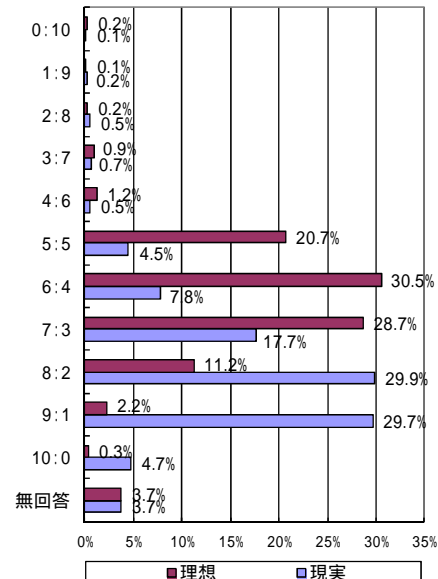
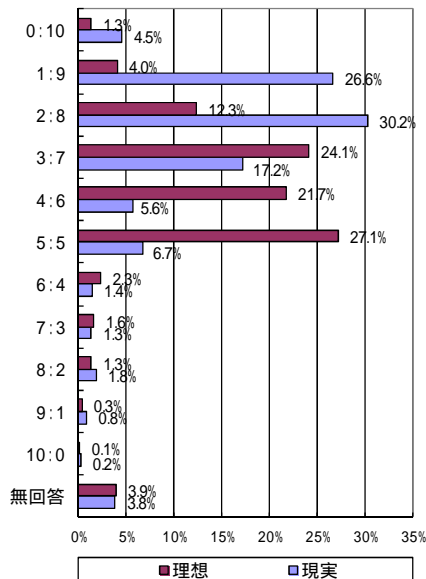


資料：総務省統計局「平成 28 年社会生活基本調査」

図表 31 夫婦の家事・育児分担の割合(理想と現実)

(夫)(自分：配偶者)

(妻)(自分：配偶者)

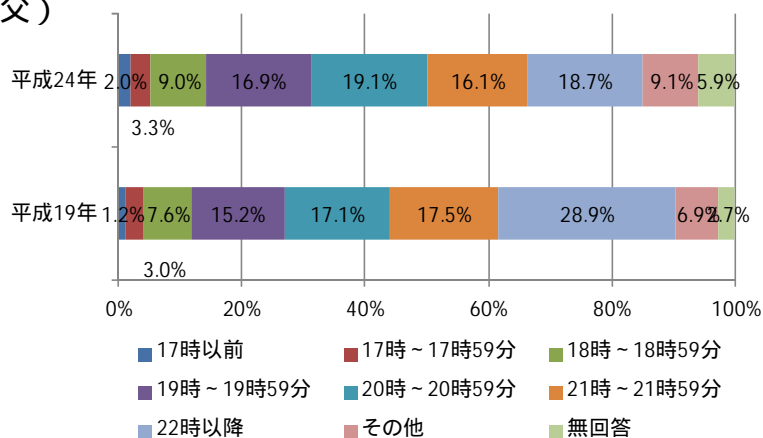


資料：東京都福祉保健局「平成 24 年度東京都福祉保健基礎調査」

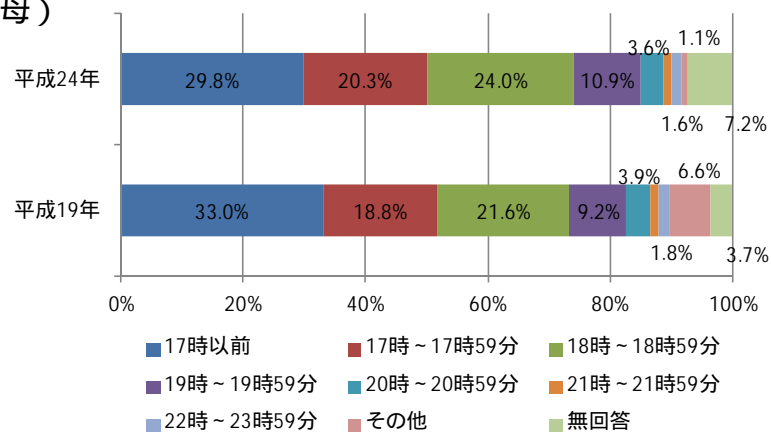
就学前の子供を持ち、就業している親の帰宅時間をみると、22 時以降に帰宅する父親の割合は、平成 19 年度に比べて減少しているものの、平成 24 年も 2 割程度となっています。また、18 時より前に帰宅する母親の割合は約半数で、平成 19 年より若干ですが、帰宅時間の遅い母親の割合が高くなっています。

図表 32 帰宅時間

(父)



(母)



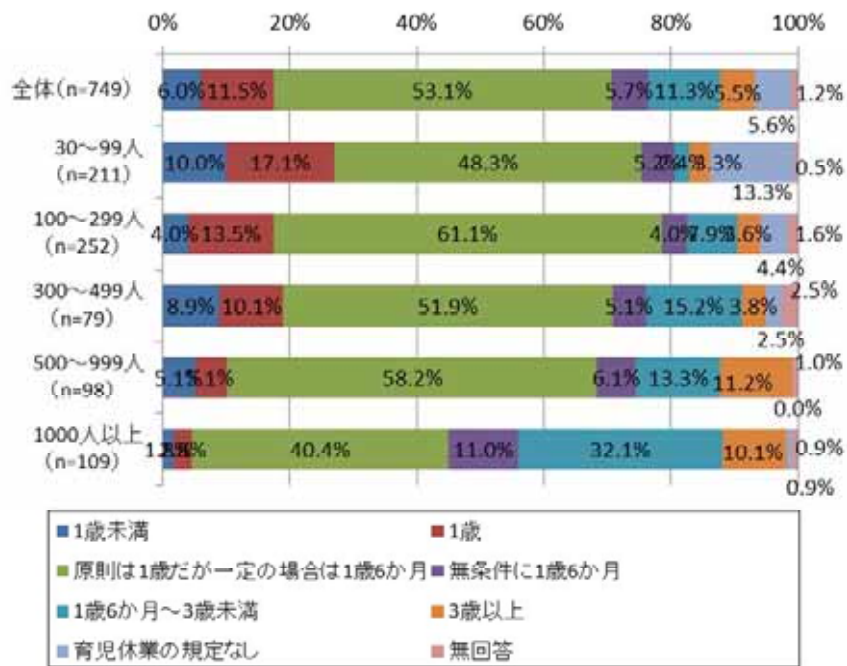
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

## イ 育児休業の取得状況等

育児・介護休業法には、1歳に満たない子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができると定められています。

東京都では、ほとんどの企業が育児休業規定を設けており、取得可能期間は「原則は1歳だが一定の場合は1歳6か月」の企業が約半数を占めています。しかしながら、女性の育児休業取得率が、平成28年度には94.1%であるのに対して、男性の取得率は7.40%と以前より上昇してはいるものの、非常に低い状況です。

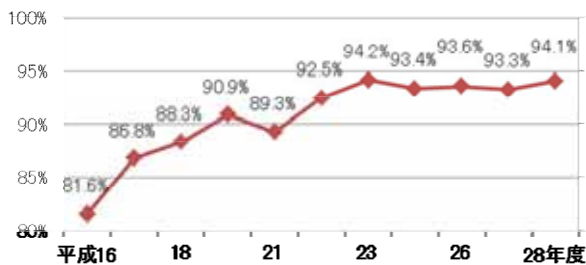
図表 33 育児休業の取得可能期間



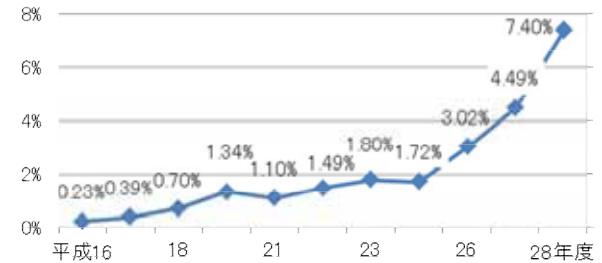
資料：東京都産業労働局「平成 28 年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表 34 育児休業取得率（東京都）

（女性）



（男性）

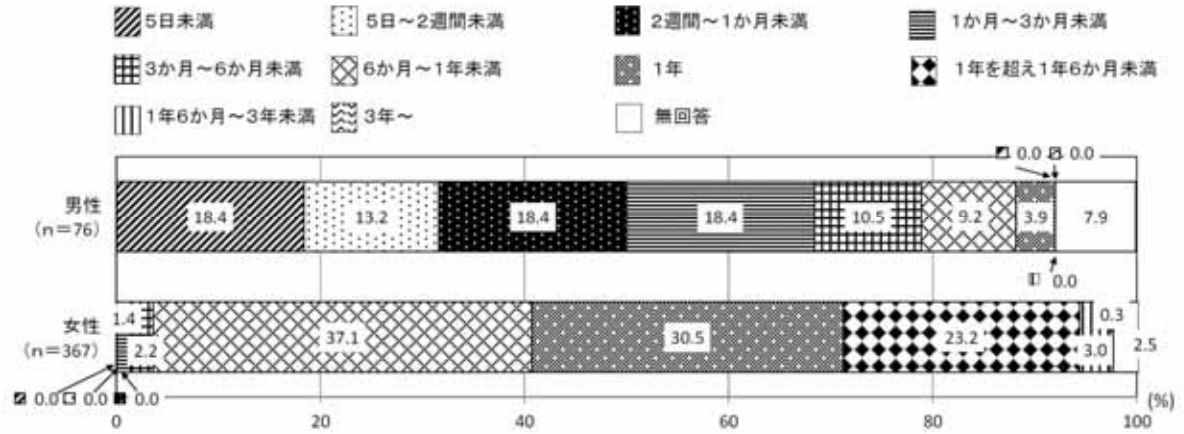


注：平成 19 年度及び平成 24 年度はデータなし

資料：東京都産業労働局「平成 28 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

育児休業取得者及び申し出た従業員がいる事業所に対し、育児休業取得期間はどのくらいか尋ねたところ、男性では「5日未満」「2週間～1か月未満」「1か月～3か月未満」(18.4%)が最も多くなっています。女性では「6か月～1年未満」(37.1%)が最も多く、次いで「1年」(30.5%)となっています。

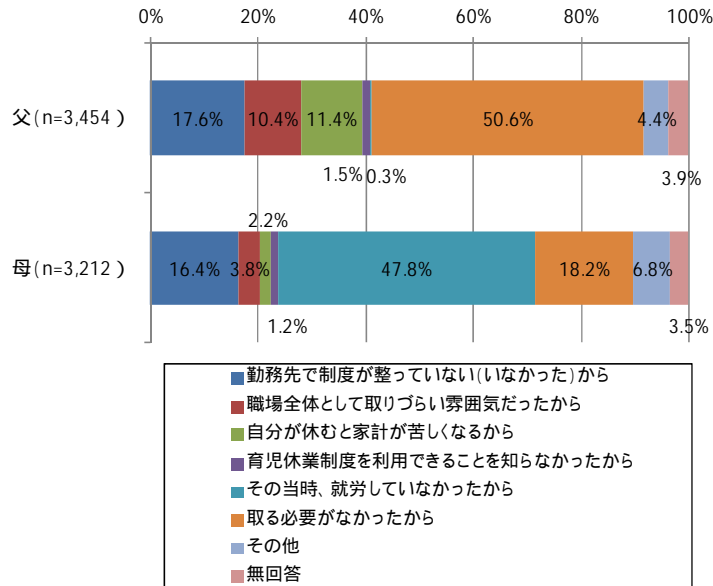
図表 35 育児休業の取得期間（東京都）



資料：東京都産業労働局「平成 28 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

育児休業を取得しなかった理由については、男性は「取る必要がなかったから」、女性は「その当時、就労していなかったから」の割合が高くなっていますが、「勤務先で制度が整っていない(いなかった)から」、「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」、「自分が休むと家計が苦しくなるから」といった理由で取得できなかった人もいます。

図表 36 育児休業を取得しなかった理由（東京都）

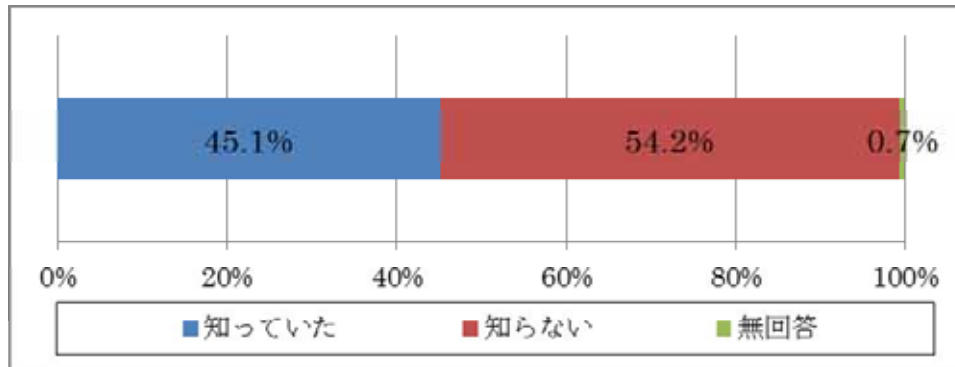


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

育児・介護休業法には、小学校就学前の子を養育する労働者が、子供の看護（病気・けが）のために、申請により、子 1 人の場合 1 年に 5 日まで、2 人以上の場合 1 年に 10 日まで休暇を取得することができる看護休暇制度が定められています。

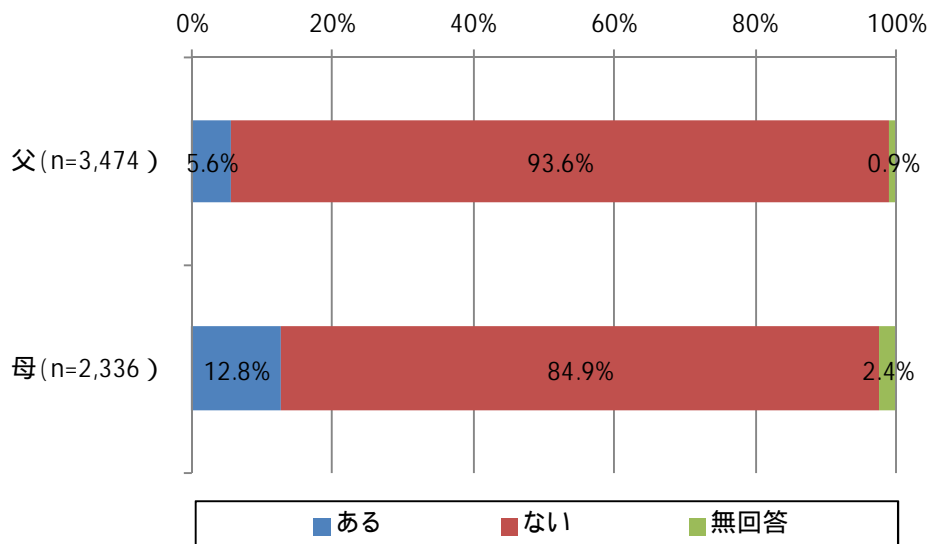
しかしながら、看護休暇制度の認知度をみると「知らない」(54.2%)が「知っていた」(45.1%)を上回っています。また、実際の利用率をみると、父親で 5.6%、母親で 12.8%と低い状況にあります。

図表 37 看護休暇制度の認知度 (n=1,374)(東京都)



資料：東京都産業労働局「平成 28 年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表 38 看護休暇制度の利用の有無



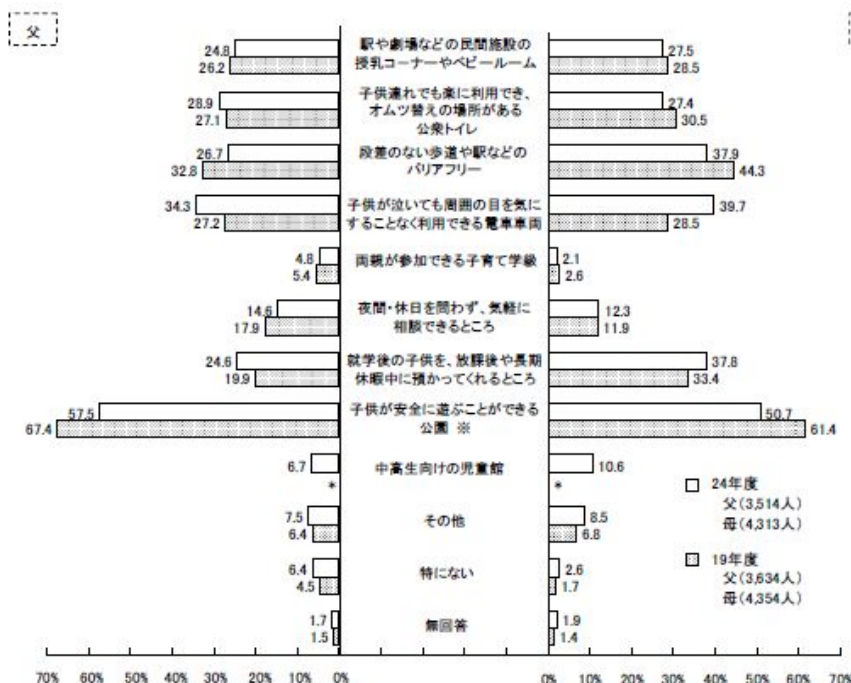
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)



## (7) 子供の安全・安心

子育て中の父母に、子育てをする上で整備してほしいものを尋ねたところ、「子供が安全に遊ぶことができる公園」、「子供が泣いても周囲の目を気にすることなく利用できる電車車両」、「段差のない歩道や駅などのバリアフリー」、「子供連れでも楽に利用でき、オムツ替えの場所がある公衆トイレ」などが上位を占めています。

図表 39 子育てをしていく上で整備してほしいもの（東京都）



注1：19年度調査では、「子供を安心して遊ばせられる公園」としていた。

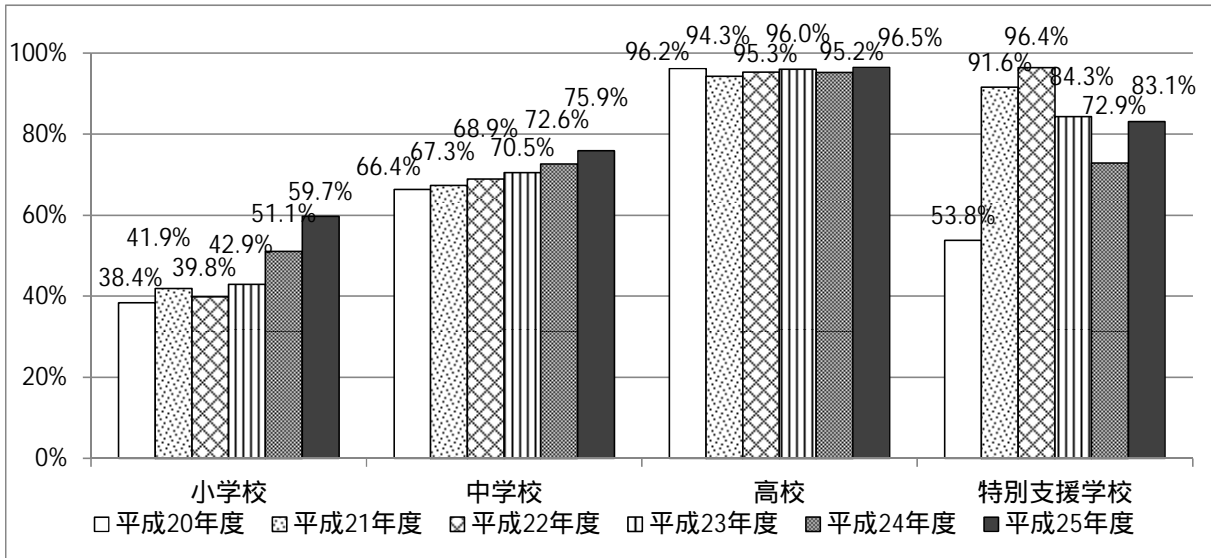
注2：\*は19年度調査では、選択肢を設けていないため、データが存在しない。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

近年、携帯電話やインターネット等が急速に普及し、平成25年度の東京都の調査では、小学生の約半数が携帯電話又はスマートフォンを保有しています。1日の携帯サイトの利用時間をみると、小学生や中学生では「ほとんどしない」、「1時間以内」の割合が高くなっていますが、「2時間超」という回答も見られます。また、高校生になると「2時間超」の割合が約4割に上っています。

携帯電話やインターネットにより生活の利便性が向上する反面、チェーンメール、知らない人や団体からのメール、身に覚えのない料金の請求メール等のトラブルも報告されています。

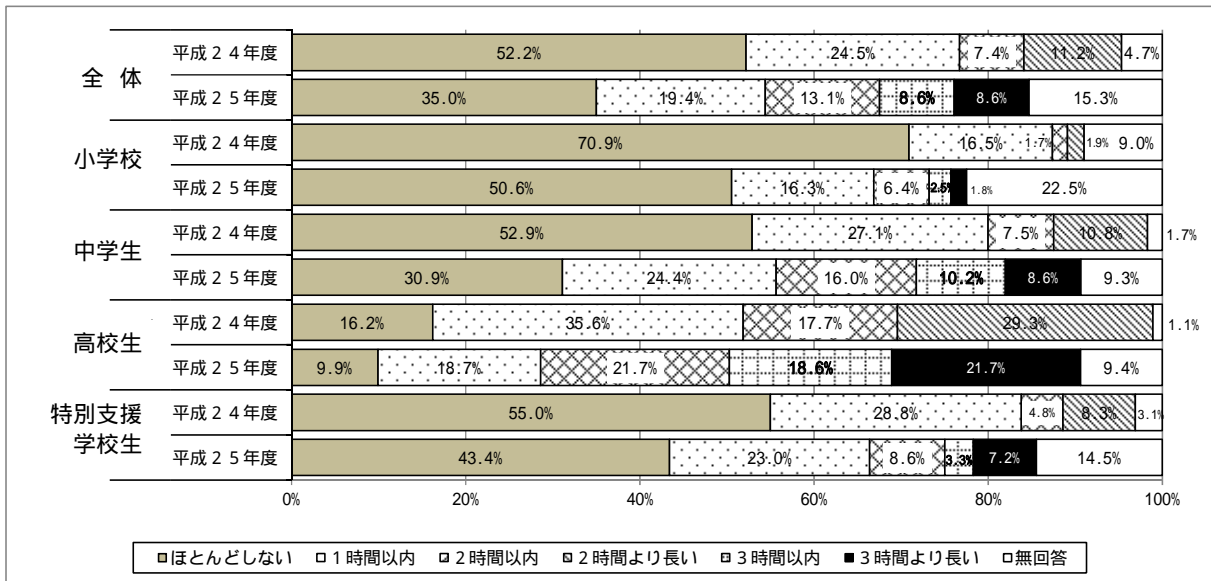
図表 40 子供の携帯電話保有率（東京都）



調査対象：(平成 20 年度) 児童・生徒 11,032 人、(平成 21 年度) 児童・生徒 16,186 人、(平成 22 年度) 児童・生徒 16,143 人、(平成 23 年度) 児童・生徒 18,591 人、(平成 24 年度) 児童・生徒 19,210 人、(平成 25 年度) 児童・生徒 18,765 人

資料：東京都教育庁「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

図表 41 1日の携帯サイト利用時間（東京都）



資料：東京都教育庁「平成 25 年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

図表 42 インターネットや携帯電話のトラブル（東京都）

(単位%、上段:H24/下段:H23)

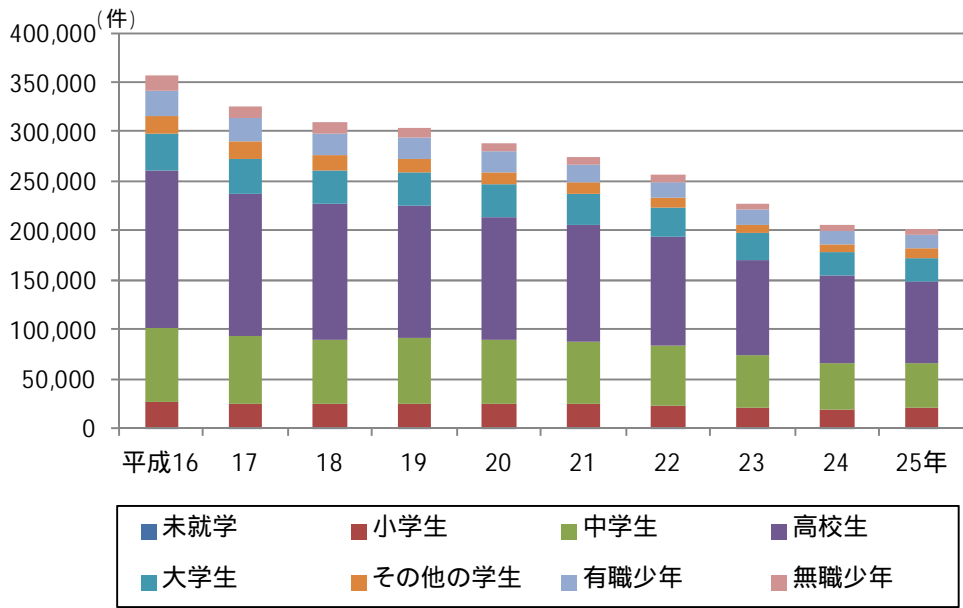
	全 体	悪口が書かれたメール	メールが原因で友だちとけんか	チェーンメール	なりすましメール	知らない人や団体からメール	わいせつな画像	身に覚えのない料金の請求メール	ログ、掲示板などに悪口	自分や他人のプロフィールサイト、ブログ、掲示板などに悪口	自分の個人情報（顔写真、メールアドレス、電話番号、住所など）	有害なサイトを見て嫌な思い・不快な気分	出会い系サイトなどで脅迫・嫌がらせ	ネットゲームで他のプレイヤーとトラブル	ショッピングサイトなどで、金額などについてトラブル	インターネット等での知り合った人物による付きまとい	その他	無回答	
		2,292 2,905	12.8 11.6	17.3 16.5	55.2 58.5	17.1 14.1	33.5 33.3	9.8 9.7	17.7 16.7	8.9 7.0	4.7 3.9	6.4 6.3	3.1 4.7	7.2 7.7	1.3 2.1	3.5 3.1	16.9 17.7	3.1 3.0	
学校種別	小学校	594 669	12.6 11.7	14.0 12.7	29.6 32.8	9.6 4.6	20.0 21.2	5.4 4.4	7.7 5.3	3.2 3.9	2.4 2.3	5.7 6.2	1.2 1.3	9.6 10.3	0.3 1.9	1.0 1.4	29.5 27.3	5.4 4.9	
	中学校	918 1,104	13.0 11.1	19.1 17.6	69.3 72.0	15.6 14.4	36.6 37.2	9.8 10.2	14.1 13.4	8.0 5.8	5.0 3.9	4.2 5.3	3.4 4.8	5.8 6.3	1.2 1.4	2.8 2.8	13.5 14.5	1.7 2.0	
	高等学校	全日制高校	626 684	10.5 11.1	16.0 16.1	60.2 62.7	25.7 22.8	42.7 38.9	13.3 13.7	30.4 30.1	13.9 10.5	5.4 5.4	8.8 6.9	3.5 7.3	5.4 6.7	2.1 3.2	5.8 5.3	10.7 13.9	2.1 2.6
		定時制高校	109 79	18.3 21.5	21.1 26.6	54.1 57.0	23.9 25.3	26.6 34.2	13.8 15.2	30.3 48.1	20.2 20.3	9.2 6.3	13.8 12.7	8.3 10.1	15.6 12.7	2.8 6.3	9.2 6.3	13.8 11.4	4.6 2.5
		高等学校計	735 763	11.7 12.2	16.7 17.2	59.3 62.1	25.4 23.1	40.3 38.4	13.3 13.9	30.3 32.0	14.8 11.5	6.0 5.5	9.5 7.5	4.2 7.6	6.9 7.3	2.2 3.5	6.3 5.4	11.2 13.6	2.4 2.6
		特別支援学校	45 39	28.9 15.4	33.3 38.5	37.8 66.7	13.3 2.6	37.8 38.5	8.9 7.7	15.6 15.4	4.4 7.7	8.9 2.6	6.7 12.8	2.2 5.1	8.9 10.3	-	4.4 15.4	15.6 15.4	8.9 2.6

資料：東京都教育庁「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

全国における少年（20歳未満）が被害者となる刑法犯の認知件数は、平成16年が356,426件、平成25年が200,921件と10年間で43.6%減少しています。しかしながら、未就学児については、平成22年以降、ほぼ横ばいで推移しており、被害件数全体に占める割合は増加しています。

都政への要望をみると、「治安対策」は近年、常に1位から3位で推移しており、多くの都民が対策を求めていることがうかがえます。

図表 43 少年が主たる被害者となる刑法犯の認知件数の推移（全国）

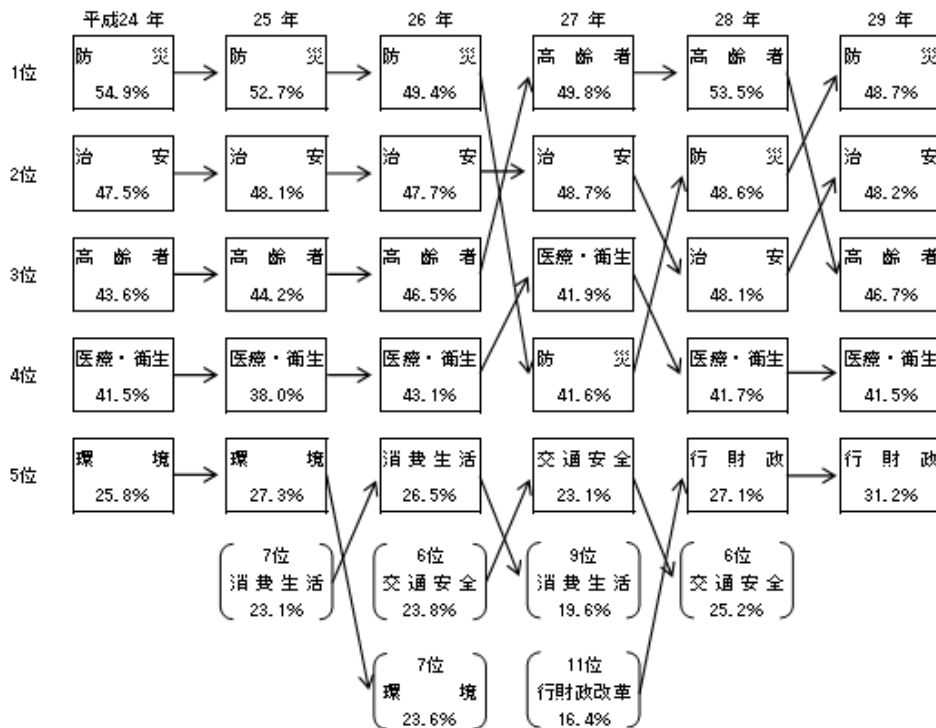


	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総数	356,426	326,042	309,104	304,685	289,035	275,322	256,215	228,025	206,133	200,921
うち未就学	666	571	532	527	499	400	466	445	466	462
うち小学生	26,699	24,513	23,935	24,792	24,246	24,377	23,196	20,848	18,955	20,190

注：総数は、20歳未満の件数

資料：警察庁生活安全局少年課「平成25年中における少年の補導及び保護の概況」

図表 44 都政への要望（上位5位の推移）（東京都）



注：調査対象は、東京都全域に住む満18歳以上の男女個人

資料：東京都生活文化局「都民生活に関する世論調査」（平成29年6月調査）

## (8) 子供の貧困

「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。平成 27 年の相対的貧困率は 15.6% で、うち 17 歳以下の子供の貧困率は 13.9% となっています。

また、18 歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満）の相対的貧困率をみると、平成 27 年は 12.9% となっています。そのうち、大人が 2 人以上いる世帯は 10.7% であるのに対し、大人が 1 人の世帯では 50.8% と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

諸外国との比較では、相対的貧困率は OECD 加盟国中 6 番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

図表 45 （参考）相対的貧困率の年次推移（全国）

	平成6年 (1994)	平成9年 (1997)	平成12年 (2000)	平成15年 (2003)	平成18年 (2006)	平成21年 (2009)	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)
子供がいる現役世帯	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
(参考)相対的貧困率	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子供の貧困率	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%

注1：相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

注2：平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

注3：平成27年の数値は熊本県を除いたもの。

注4：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注5：等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

図表 46 （参考）貧困率の国際比較

順位	相対的貧困率			子供の貧困率			子供がいる世帯の相対的貧困率								
	国名	割合	順位	国名	割合	順位	合計			大人が一人			大人が二人以上		
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.6	
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.6	
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.6	
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9	4	フィンランド	3.0	
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	英国	16.9	5	アイスランド	3.4	
6	フィンランド	7.3	6	スウェーデン	9.0	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6	6	スウェーデン	4.3	
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5	7	オーストリア	5.4	
7	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4	
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.8	
10	フランス	7.9	9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0	
11	オーストリア	8.1	9	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7	
12	ドイツ	8.8	12	英国	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2	
13	アイルランド	9.0	12	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5	
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	英国	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5	
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9	
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	15	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9	
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	英国	7.9	
18	英国	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3	
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストリア	8.6	
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3	
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7	
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7	
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8	
24	イタリア	13.0	24	オーストリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.7	
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1	
26	オーストリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2	
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2	
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	16.8	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4	
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストリア	44.9	29	チリ	17.9	
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2	
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0	
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	45.0	32	トルコ	22.6	
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3	
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	—	韓国	—	—	韓国	—	—	韓国	11.8	
	OECD平均	11.3		OECD平均	13.3		OECD平均	11.6		OECD平均	31.0		OECD平均	9.9	

資料：内閣府「平成26年版子ども・若者白書（全体版）」出所：OECD（2014）Family database “Child poverty”

注：ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年。

## 2 東京都における子供・子育て支援の状況

これまでみてきた状況に対応するため、都は、様々な施策を展開してきました。ここでは、現在、都が取り組んでいる子供・子育て施策の実施状況について概観します。

### (1) 幼稚園・保育サービスの利用状況

過去30年間の教育・保育施設等の利用状況の推移を見ると、幼稚園の利用児童数が緩やかに減少する一方、保育施設等の利用児童数は増加しています。

図表 47 幼稚園・保育施設等の利用状況の推移



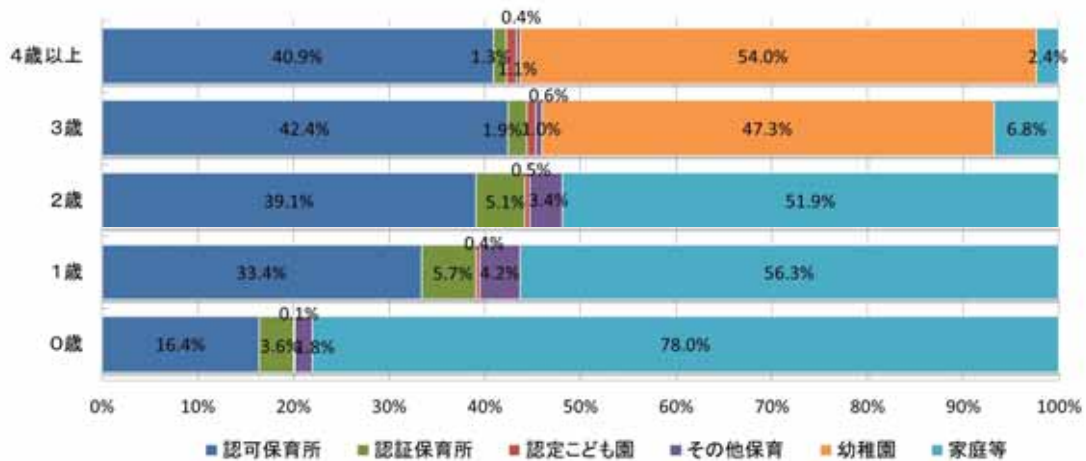
注：幼稚園は各年5月1日現在、認可保育所、認証保育所、認定こども園及びその他保育は各年4月1日現在、就学前児童数は各年1月1日現在

注：認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計

資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

都における教育・保育施設等の年齢別利用状況を見ると、3歳で幼稚園の利用割合が47.3%、4歳以上では54.0%となります。

図表 48 教育・保育施設等の年齢別利用状況（平成 28 年）



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成 28 年 1 月 1 日現在）東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

## (2) 幼稚園の状況

### ア 在園児数

東京都の幼稚園の状況について見ると、在園児数は、平成 23 年に増加に転じましたが、平成 25 年から再び減少しています。全国の在園児数は、平成 17 年以降減少傾向が続いています。

図表 49 幼稚園児数（全国・東京都）（平成 17～29 年）

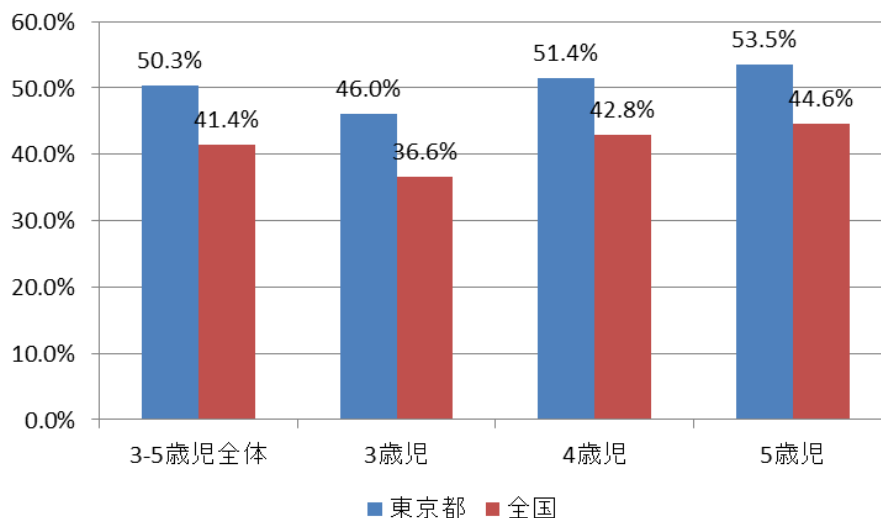


資料：文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校調査基本報告」

## イ 就園率

東京都の3～5歳児の幼稚園就園率は50.3%であり、いずれの年齢においても全国の就園率より高くなっています。

図表 50 年齢別幼稚園就園状況（平成29年）



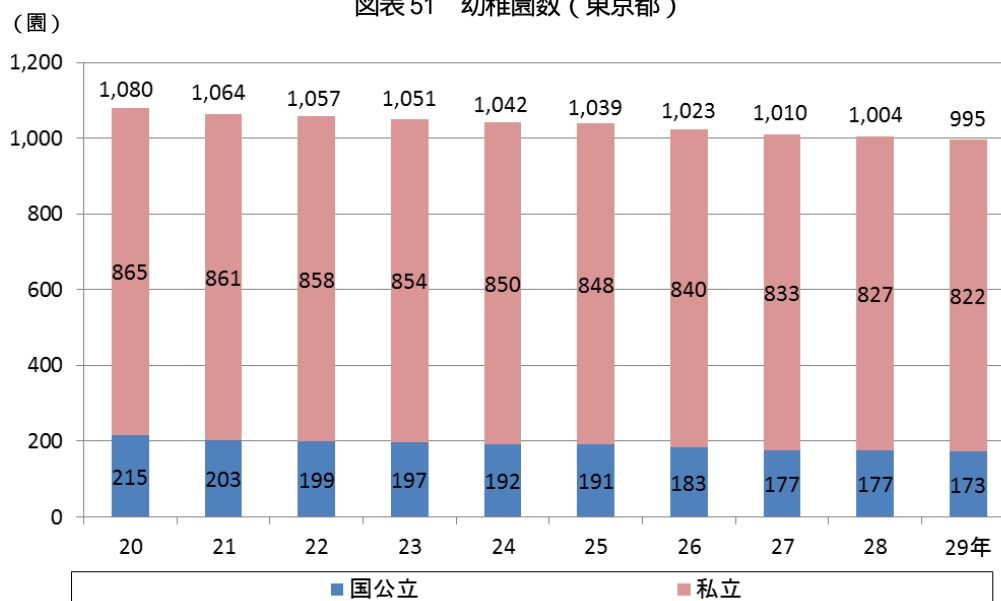
注：全国は、平成28年10月現在の年齢別人口（総務省「人口推計」）と平成29年5月1日現在の園児数（文部科学省「学校基本調査」）より算出

資料：総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都教育庁「教育人口等推計報告書」

## ウ 幼稚園数

東京都の幼稚園数は除々に減少しています。

図表 51 幼稚園数（東京都）



注：幼稚園数は、休園している園も含む。

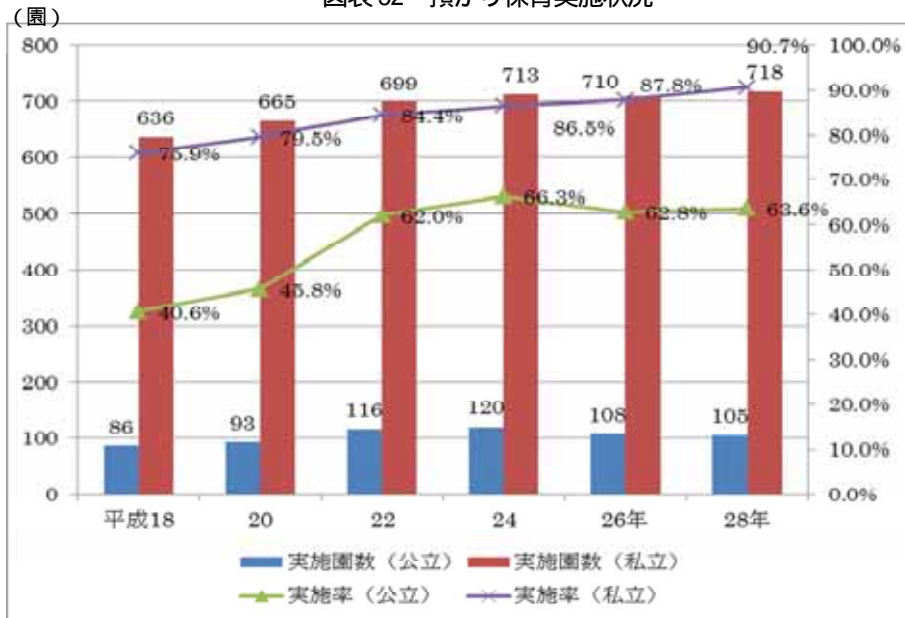
資料：東京都総務局「学校基本調査報告」



## エ 預かり保育

預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。東京都においては、公立で約6割、私立で約9割の幼稚園が預かり保育を実施しています。

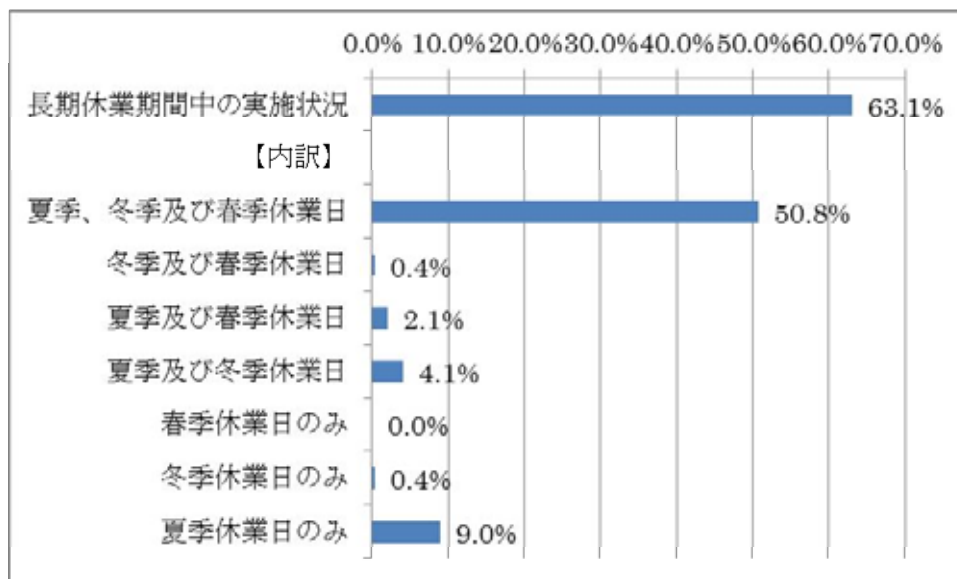
図表 52 預かり保育実施状況



資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

長期休業期間中の預かり保育の実施状況を見てみると、平成 28 年の実施率は 63.1% であり、夏季、冬季及び春季休業日のいずれも実施している割合は 50.8% となっています。

図表 53 長期休業期間中の預かり保育実施状況(平成 28 年)

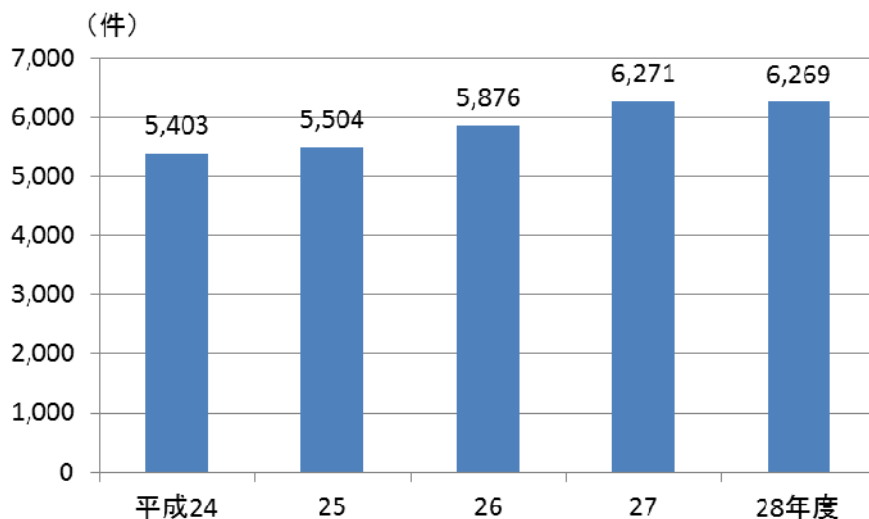


資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

## オ 幼稚園教諭免許状授与件数

東京都教育委員会が授与した幼稚園教諭免許状の件数は、5,500 件から 6,000 件前後で推移しています。

図表 54 幼稚園教諭免許状授与状況（東京都教育委員会授与分）



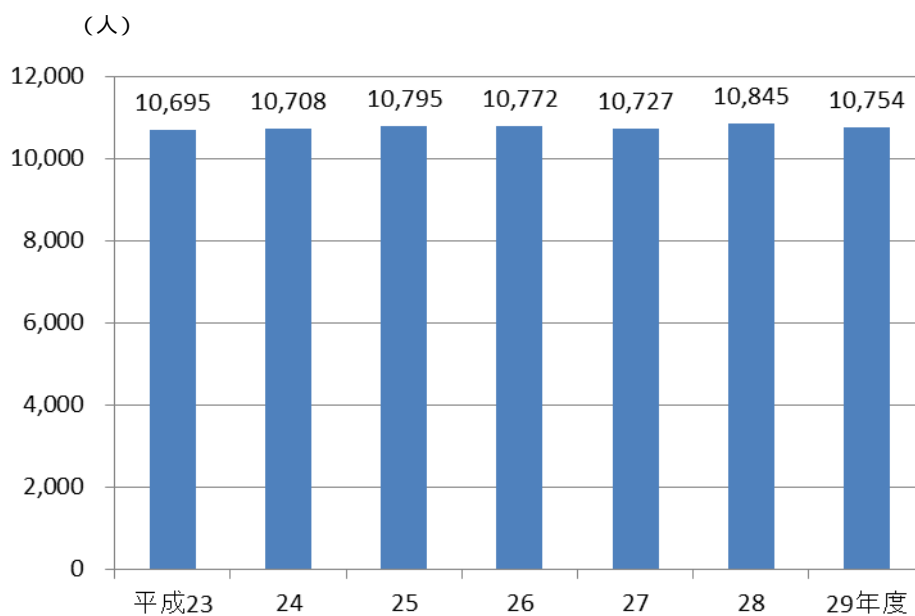
注：東京都教育庁の報告数

資料：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

## カ 教員数

東京都の幼稚園の教員数（本務教員数）は、1万700人前後で推移しています。

図表 55 教員数（東京都）



注：本務者のみを計上

資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

### (3) 保育サービスの状況

#### ア 保育ニーズの状況

##### (保育サービスの利用状況)

都における平成 29 年 4 月の状況をみると、0 歳児の約 2 割、3 歳未満の児童の約 4 割が保育サービス（認可保育所や家庭的保育など国の制度のほか、認証保育所など都の保育施策や区市町村による単独保育施策を含む。）を利用しています。

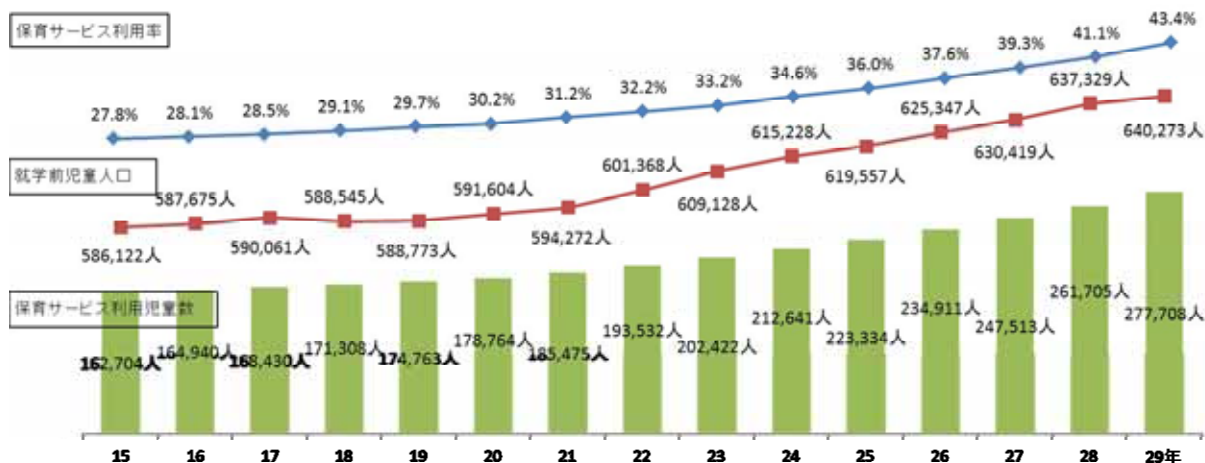
保育サービスの利用児童数は、平成 29 年 4 月現在で 277,708 人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は、43.4%となっています。保育サービス利用児童数、利用率ともに年々増大してきています。

図表 56 認可保育所と認証保育所の利用状況

	認可保育所	認証保育所
定員	247,105 人	21,418 人
利用児童数	239,709 人	19,169 人
利用率	97.0%	89.5%

資料：東京都福祉保健局

図表 57 保育サービス利用児童数等（東京都）



資料：東京都福祉保健局

##### (待機児童の状況)

保育を必要としているにもかかわらず、保育サービスを利用できない児童を、待機児童といいます。

都内の待機児童数は、平成 17 年度以降、減少傾向にありましたが、平成 20 年度に増加に転じ、その後、7,000 人台から 8,000 人台を推移しています。

都は、平成 27 年 3 月の東京都子供・子育て支援総合計画の策定に際し、平成 29 年度末までの待機児童解消を目指して、国の安心こども基金の活用に加え、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社やNPO法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。

その結果、保育サービス利用児童数は年々増加し、平成 29 年 4 月 1 日現在、保育サービス利用児童数の対前年比は 16,003 人増となり、東京都子供・子育て支援総合計画の策定以降の 2 年間で、3 万人を超える増加となりました。

しかし、保育サービスの利用率も年々上昇しているため、平成 29 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 8,586 人となっています。

このような状況の中、都は、平成 28 年 9 月に、「待機児童解消に向けた緊急対策」を取りまとめ、平成 28 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、平成 28 年 4 月 1 日と比較して、平成 31 年度末までの 4 年間で保育サービス利用児童数を 7 万人増やすことを新たな目標としました。

平成 29 年 9 月には、「待機児童解消に向けた追加対策」を取りまとめ、平成 30 年 1 月の「3 つのシティ」の実現に向けた政策の強化」において、平成 29 年 4 月 1 日と比較して平成 31 年度末までの 3 年間で保育サービス利用児童数を 6 万人増やすことを新たな目標とし、さらなる保育サービスの拡充を進めています。

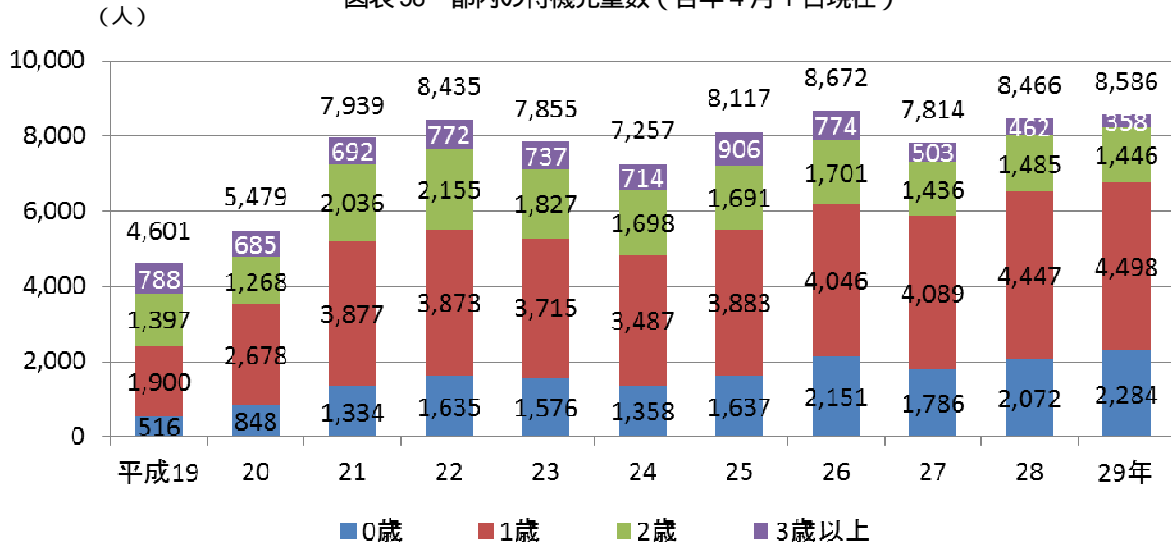
待機児童を解消していくためには、顕在化している待機児童だけでなく、今後の保育ニーズの動向（潜在的ニーズ）を踏まえ、引き続き積極的に保育サービスを拡充していく必要があります。

#### 【待機児童】

平成 26 年度までは、保育所の利用を希望する保護者が区市町村に認可保育所の入所を申し込み、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育を利用できない児童を待機児童といたしました。

平成 27 年度以降は、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、保育を利用できない児童を待機児童といたします。

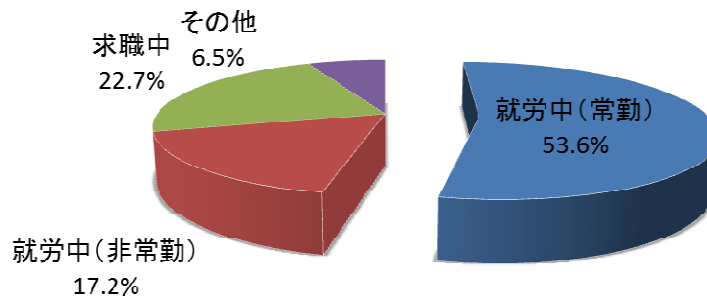
図表 58 都内の待機児童数（各年 4 月 1 日現在）



資料：東京都福祉保健局

待機児童の約9割は、0～2歳児が占めています。また待機児童の保護者の状況を見ると、パートタイム労働者や求職中が約4割を占めています。

図表 59 待機児童の保護者の状況（平成 29 年）



資料：東京都福祉保健局

## イ 多様な保育サービス

都は、これまで、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。

また、都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化等する中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供を行うよう、支援する必要があります。

待機児童を解消するためには、保育サービスの量の拡充だけでなく、ニーズのミスマッチを防ぐことが必要です。

図表 60 保育サービス種別ごとの利用児童数 各年4月1日現在

	認可 保育所	認証 保育所	認定 こども園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	定期利用 保育事業	企業主導 型保育	区市町村 単独施策	合 計
平成 22 年度	172,797	15,744	1,375	1,455				12		2,149	193,532 人
23 年度	178,955	17,399	1,880	1,646				206		2,336	202,422 人
24 年度	185,263	20,065	2,365	1,866				588		2,494	212,641 人
25 年度	193,150	21,796	2,915	2,027				817		2,629	223,334 人
26 年度	202,008	22,608	3,304	2,394	676			932		2,989	234,911 人
27 年度	213,259	21,616	3,289	1,847	2,943	96	6	711		3,746	247,513 人
28 年度	225,334	20,402	4,296	1,945	4,496	256	15	799		4,162	261,705 人
29 年度	239,709	19,169	5,331	1,902	6,132	420	75	955	69	3,946	277,708 人

資料：東京都福祉保健局

図表 61 多様な保育サービスの実施状況 各年度補助事業実績

	保育所数	延長保育実施保育所数 (夜間保育を含む。)		休日保育実施 保育所数
			うち2時間以上延長	
平成 21 年度	1,705 施設	1,373 施設	264 施設	52 施設
22 年度	1,740 施設	1,445 施設	281 施設	56 施設
23 年度	1,800 施設	1,538 施設	337 施設	56 施設
24 年度	1,855 施設	1,621 施設	394 施設	61 施設
25 年度	1,915 施設	1,717 施設	448 施設	62 施設
26 年度	2,019 施設	1,831 施設	561 施設	61 施設
27 年度	2,184 施設	2,008 施設	639 施設	65 施設
28 年度	2,342 施設	2,221 施設	757 施設	63 施設

	一時預かり 利用児童数	定期利用保育 利用児童数	障害児保育		病児・病後児	
			保育所数	児童数	実施区市	施設数
平成 21 年度	354,887 人	—	1,298 施設	3,517 人	44 箇所	93 施設
22 年度	371,729 人	14,581 人	1,279 施設	3,520 人	45 箇所	103 施設
23 年度	421,876 人	72,549 人	1,288 施設	3,632 人	47 箇所	109 施設
24 年度	441,346 人	152,420 人	1,288 施設	3,727 人	48 箇所	117 施設
25 年度	495,993 人	196,582 人	1,391 施設	3,942 人	49 箇所	118 施設
26 年度	548,958 人	218,913 人	1,467 施設	4,331 人	49 箇所	126 施設
27 年度	1,025,666 人	166,409 人	1,587 施設	4,659 人	48 箇所	133 施設
28 年度	1,371,255 人	165,757 人	1,651 施設	4,902 人	48 箇所	134 施設

資料：東京都福祉保健局

## ウ 保育士

待機児童解消に向け、保育サービスの拡充を進める上で、保育人材の確保は極めて重要です。

ここ数年の新規の保育士登録者数は、5,000人から9,000人前後で推移し、増加傾向にあります。登録簿記載者数も増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。

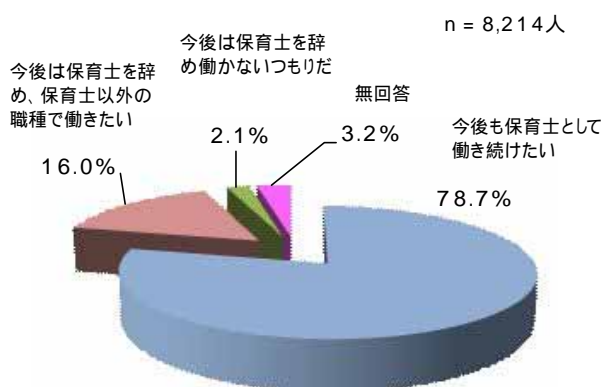
- 平成25年度に実施した東京都保育士実態調査結果によると、現在保育に従事している保育士のうち約2割が退職の意向をもっています。退職意向の理由は、「給料が安い」「仕事量が多い」「労働時間が長い」など、勤務条件に関わるものが高い割合を示しています。

図表 62 保育士登録数

	新規登録者数	登録簿記載者数
平成21年度	5,135人	79,585人
22年度	5,080人	84,663人
23年度	5,320人	89,982人
24年度	5,812人	95,792人
25年度	5,899人	101,691人
<u>26年度</u>	<u>6,707人</u>	<u>108,398人</u>
<u>27年度</u>	<u>7,831人</u>	<u>116,227人</u>
<u>28年度</u>	<u>8,869人</u>	<u>125,094人</u>

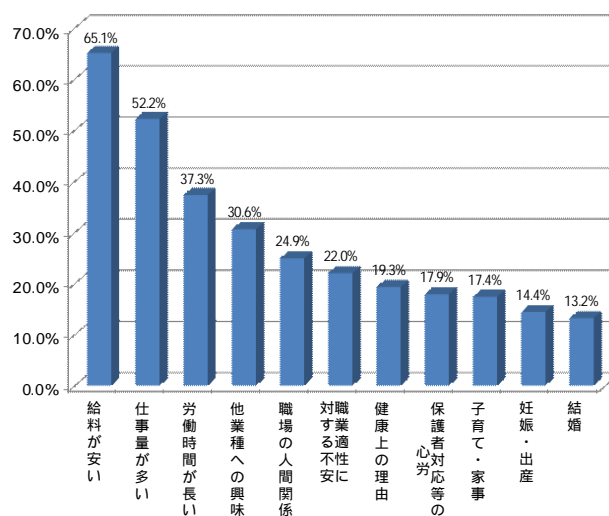
資料：東京都福祉保健局

図表 63 現任保育士の就業継続に関する意識  
(平成25年)



資料：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」

図表 64 退職を考えている現任保育士の退職意向理由  
(平成25年)



資料：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」

## エ 質の確保及び向上

保育サービスは、児童に対する保育の実施にとどまらず、保護者に対する支援や、良質な保育環境によって、子供のより良い育ちに資するものでなくてはなりません。

そのため、保育サービスの量的拡充とともに、保育の質の確保・向上を図る必要があります。

保育人材の資質向上のための研修の受講促進、適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故が発生した場合の再発防止の取組が重要です。

## オ 保育ニーズ実態調査

東京都は、平成 29 年度に、子育て世代の都民の保育・子育て支援サービスの利用意向等を把握するため、「保育ニーズ実態調査」を実施しました。

### 概要

#### 1 目的

子育て世代の都民の保育・子育て支援サービスの利用意向等の最新の調査結果を都や区市町村の施策展開に活用する。

#### 2 調査対象・期間

##### (1) 都民調査

就学前児童(0～5歳の児童)がいる世帯 約 38,000 世帯

23 区+待機児童数が 50 人以上の 17 市=計 40 区市

第 1 弾(約 26,000 世帯)8 月 25 日～9 月 8 日

第 2 弾(約 12,000 世帯)9 月 11 日～9 月 25 日

##### (2) 企業調査

子育てサポートに力を入れている都内民間企業 200 社

8 月 14 日～9 月 5 日

別途 12 月～1 月に 5 社にヒアリングを実施中

#### 3 調査方法

郵送による通知、インターネットによる回答

#### 4 回収数・率

##### (1) 都民調査

回収数：13,114 回収率：34.36%

##### (2) 企業調査

回収数：51 回収率：25.5%



## ポイント1 利用実態

### 1 回答者の属性

回答者の主要な属性は、以下の通りです。

調査回答者の子供の年齢分布 (%) 子供から見た回答者の続柄 (%)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	父親	母親	その他
19.2	17.7	17.5	16.3	15.4	13.9	34.7	65.1	0.1

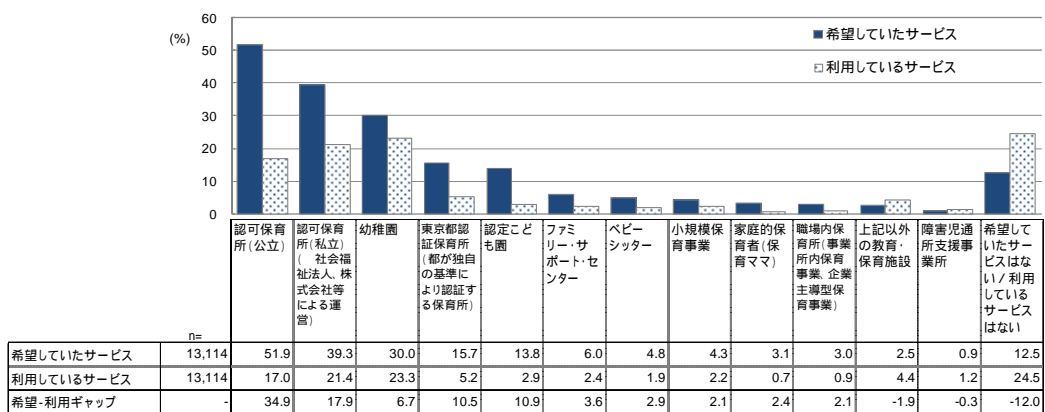
回答者の年齢平均

回答者が父親	回答者が母親
38.3歳	36.4歳

### 2 希望していた教育・保育サービスと利用実態（複数回答）

利用希望が多いのは、「認可保育所(公立)」(51.9%)、「認可保育所(私立)」(39.3%)、「幼稚園」(30.0%)の順となっており、いずれも実際に利用しているサービスと差があります。

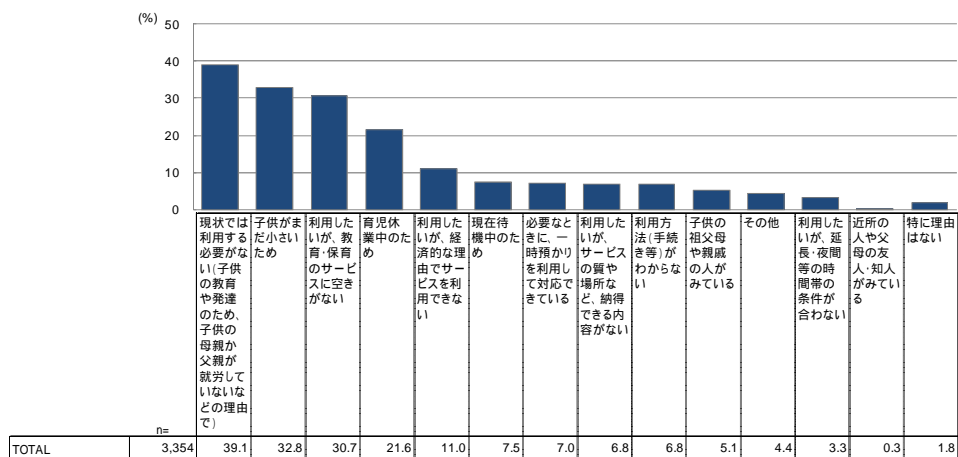
図表 65 利用を希望していたサービスと利用サービス比較



### 3 教育・保育サービスを利用していない理由（複数回答）

教育・保育サービスを利用していない理由は「現状では利用する必要がない」(39.1%)、「子供がまだ小さいため」(32.8%)、「利用したいが、教育・保育のサービスに空きがない」(30.7%)の順となっています。

図表 66 教育・保育サービスの非利用理由



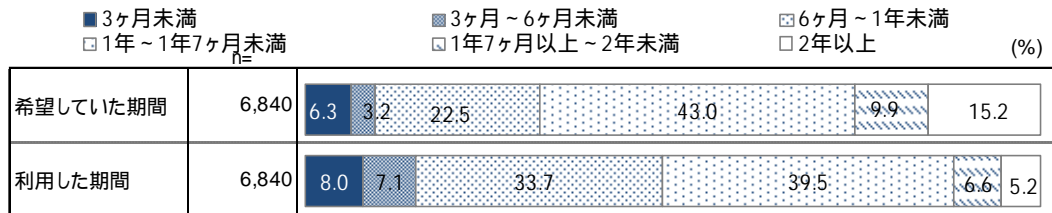
## ポイント2 育児休業

### 1 希望していた期間と、実際に取得した期間

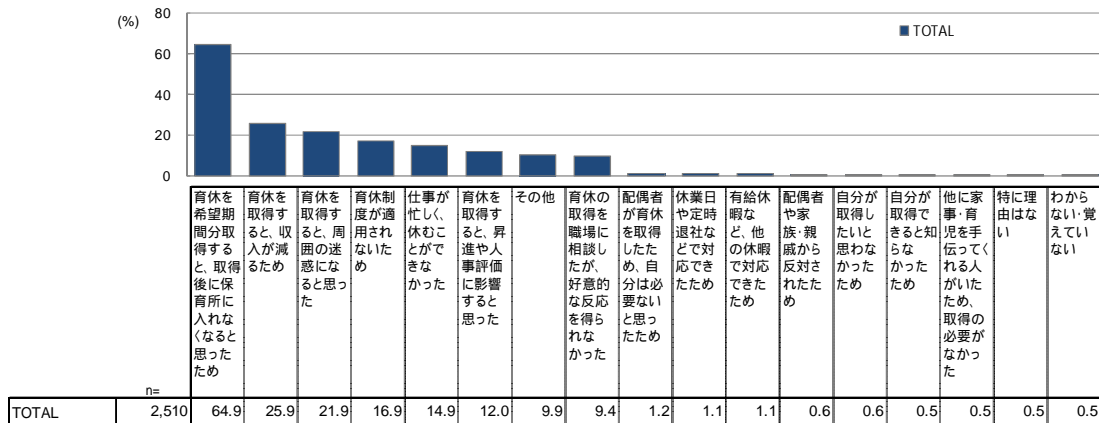
育児休業の取得者について、希望していた期間と実際に取得した期間を聞いたところ、1年以上を希望していた人の割合が68.1%であるのに対し、利用期間が1年を超えた人は51.3%となっています。1年7ヶ月以上の取得を希望していた人は25.1%で、実際に取得した割合は11.8%となっています。

育児休業取得期間が、希望よりも短い理由は「希望期間取得すると、取得後に保育所に入れなくなるといったため」(64.9%)、「収入が減るため」(25.9%)、「周囲の迷惑になるといった」(21.9%)の順となっています。

図表 67 育児休業 希望していた期間と、実際に利用した期間【母数：育児休業利用者】



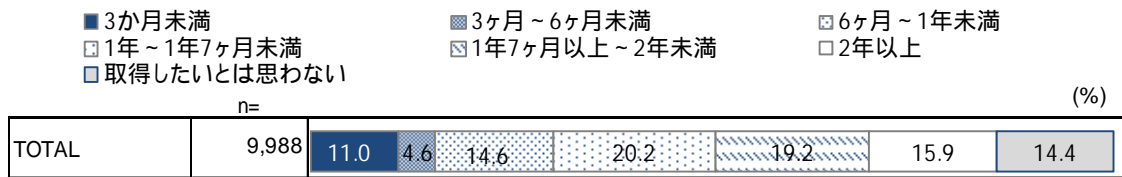
図表 68 育児休業の取得期間が希望期間よりも短い理由（複数回答）【母数：育児休業利用者】



### 2 育児休業が2歳まで延長可能となった場合の取得意向

子供が2歳になるまで育児休業が取得できるようになった場合の取得意向は、1年以上は55.3%、1年7ヶ月以上は35.1%となっています。

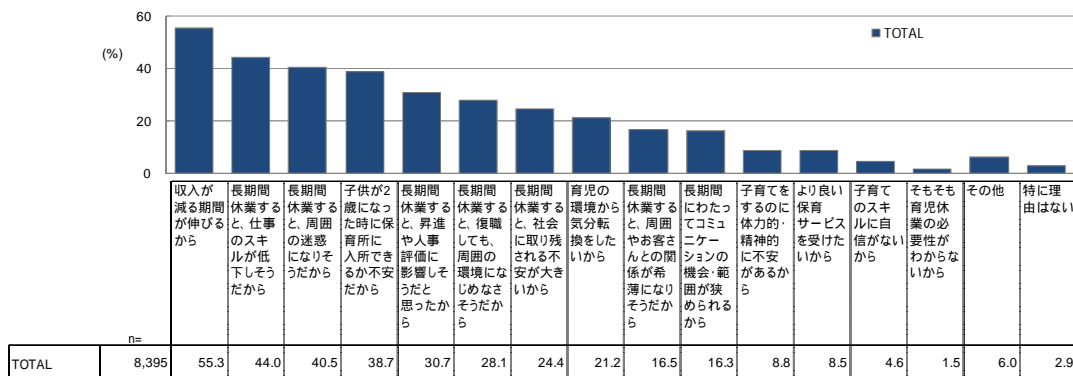
図表 69 育児休業が2歳まで利用できる場合の取得意向期間【母数：回答者本人が就業中】



なお、取得したくない(14.4%)を除外して再計算すると、1年以上の取得意向は64.7%、1年7か月以上の取得意向は41.1%となっている。

制度改正後(2歳まで延長可能)も、育児休業を2歳まで取得しない理由は「収入が減る期間が伸びるから(55.3%)」「仕事のスキルが低下しそうだから(44.0%)」「周囲の迷惑になりそうだから(40.5%)」の順となっています。

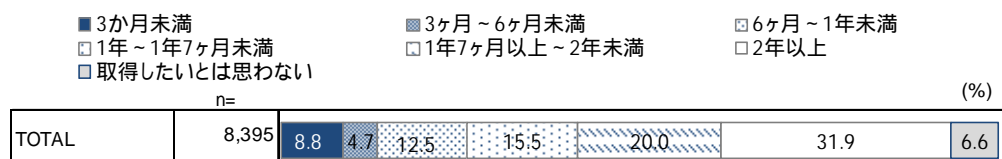
図表 70 育児休業を2年取得しない理由(複数回答)【母数：育児休業取得意向期間2年未満回答者】



### 3 上記2の「育児休業を2年取得しない理由」が解消された場合、育児休業をどの程度の期間取得したいか

制度改正後も、育児休業を2歳まで取得しないと回答した人に、その理由が解消された場合の取得意向を聞いたところ、1年以上は67.4%、1年7ヶ月以上は51.9%となっています。

図表 71 懸念事項が払しょくされた場合の希望期間【母数：育児休業取得意向期間2年未満回答者】



なお、どのような状態でも育児休業は利用しない(6.6%)を除外して再計算すると、1年以上の取得意向は72.2%、1年7か月以上の取得意向は55.6%となっている。

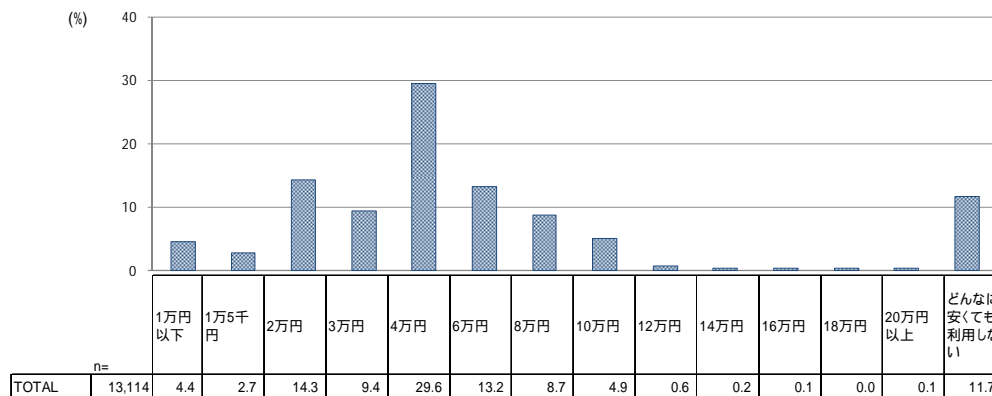
### ポイント3 価格意識

#### 1 価格別の認可保育所の利用意向

保育料の価格別の認可保育所の利用意向(支払っても良いと思う最大限の価格)を見ると、4万円が最も多く、それ以上では、価格が上がるにつれて利用意向が減少しています。

なお、「どんなに安くても利用しない」は11.7%となっています。

図表 72 価格別の認可保育所の利用意向【母数：回答者全員】



価格別の利用意向の中央値は3万9200円となっています。

年齢別にみると、0歳児の子供を持つ世帯の利用意向の中央値は5万300円であるのに対し、1歳児、2歳児、3歳児と年齢が上がるにつれて減少しています。

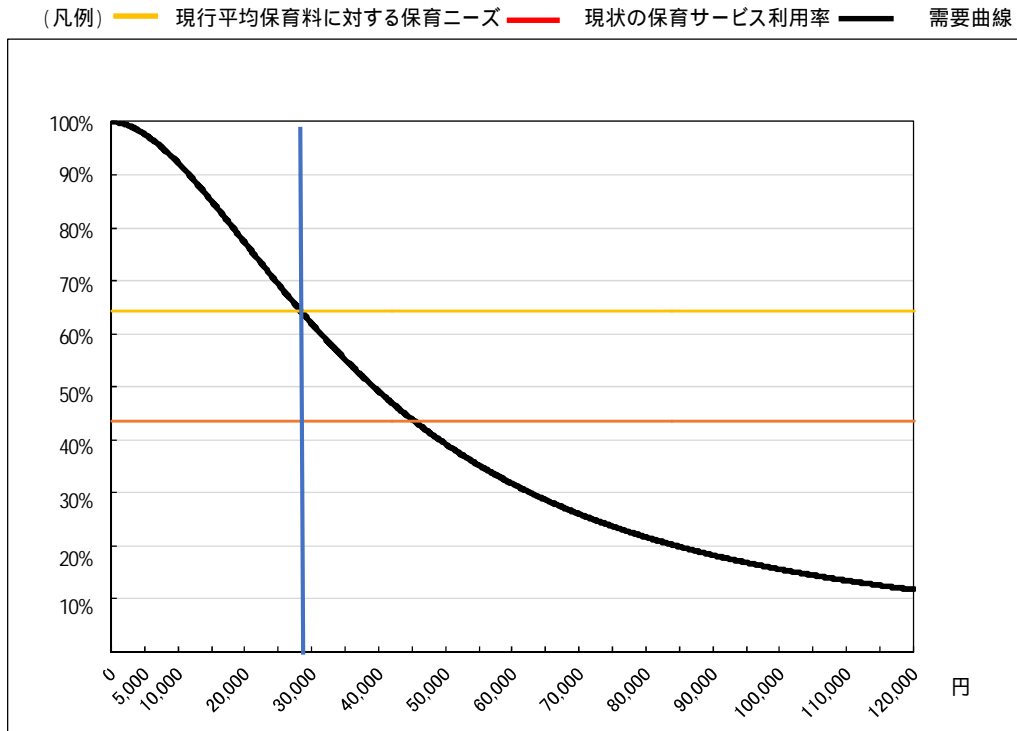
図表 73 年齢別 一覧

	平均値	中央値
全体	56,300	39,200
0歳児	65,000	50,300
1歳児	61,600	47,100
2歳児	57,400	42,600
3歳児	50,800	33,300
4歳児	47,700	29,900
5歳児	47,700	29,400

#### 2 需要曲線

保育料のみを保育所利用の決定要因と仮定した場合、縦軸を利用したいと思う人の割合、横軸を保育料としたグラフで表現すると、下のよう、保育料と利用意向の相関を示す需要曲線が描かれます(仮想市場法に基づく統計的な推定を行っています)。

図表 74 需要曲線



<分析結果> 全年齢

現行平均保育料 ( ) : 28,300 円

現行平均保育料に対する保育ニーズ : 64.3%

保育サービス利用率(平成 29 年 4 月 1 日) : 43.4%

差(保育ニーズ - 利用率) : 20.9%

平均保育料 保育ニーズ等実態調査回答者のうち、認可保育所利用者の平均月額保育料。

図表 75 現行平均保育料に対する保育ニーズ

	現行平均保育料(円)	現行平均保育料に対する保育ニーズ A	保育サービス利用率(平成29年4月1日) B	差(A-B)
全体	28,300	64.3%	43.4%	20.9%
0歳児	34,300	69.7%	23.6%	46.1%
1歳児	33,800	67.0%	46.1%	20.9%
2歳児	33,400	62.3%	51.4%	10.9%
3歳児	24,900	62.0%	47.7%	14.3%
4歳児	22,300	61.6%	45.6%	16.0%
5歳児	22,200	60.8%	46.2%	14.6%

### 3 保育ニーズシミュレーション

「2」の需要曲線を用いて、3パターンで保育ニーズのシミュレーションを行った。

- (1) 「平均保育料」の場合 保育ニーズ 約 64%  
 (2) 「平均保育料より 1 万円高い」場合 " 約 51%  
 (3) 「平均保育料より 2 万円高い」場合 " 約 41%  
 (参考 平成 29 年 4 月 1 日 保育サービス利用率 43.4%)

(参考) 保育所等の利用者負担額 (月額)

#### 1 国が定める上限額 (平成 29 年度)

階層区分		満 3 歳未満		満 3 歳以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	(~約260万円)	9,000円 [0円]	9,000円 [0円]	6,000円 [0円]	6,000円 [0円]
③所得割課税額48,600円未満	(~約330万円)	19,500円 [9,000円]	19,300円 [9,000円]	16,500円 [6,000円]	16,300円 [6,000円]
④所得割課税額57,700円未満 [77,101円未満]	(~約360万円)	30,000円 [9,000円]	29,600円 [9,000円]	27,000円 [6,000円]	26,600円 [6,000円]
97,000円未満	(~約470万円)	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	(~約640万円)	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	(~約930万円)	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	(~1,130万円)	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	(1,130万円~)	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

(注) [ ] 書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の額。

#### 2 都内保育料の上限額(最高所得階層)の状況

年齢		満 3 歳未満	満 3 歳以上
国上限額		104,000円	101,000円
23区上限額	最高	79,000円	43,900円
	最低	<b>57,500円</b>	<b>18,000円</b>

(注) 平成 29 年度保育料。都福祉保健局調べ

#### 3 都内認可保育所(私立)の平均保育料 20,289 円

(利用者が支払った保育料の総額を利用児童数で除した単純平均。  
平成 28 年度実績)

#### (4) 認定こども園の状況

東京都の認定こども園の認定件数は 120 施設（平成 29 年 4 月 1 日現在）となっており、このうち幼稚園型が 42 施設、保育所型が 43 施設となっています。

また、定員（平成 29 年 4 月 1 日現在）は、都全体で 23,334 人、そのうち保育を必要とする子の定員が 10,546 人、それ以外の子の定員が 12,788 人となっています。

図表 76 認定こども園の認定件数の推移（各年 4 月 1 日現在）（東京都）

	認定件数	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成 20 年	19 件	4 件	9 件	3 件	3 件
21 年	33 件	4 件	20 件	5 件	4 件
22 年	51 件	7 件	32 件	5 件	7 件
23 年	65 件	9 件	40 件	6 件	10 件
24 年	74 件	12 件	43 件	9 件	10 件
25 年	91 件	14 件	46 件	21 件	10 件
26 年	103 件	16 件	51 件	26 件	10 件
<u>27 年</u>	<u>93 件</u>	<u>17 件</u>	<u>34 件</u>	<u>34 件</u>	<u>8 件</u>
<u>28 年</u>	<u>109 件</u>	<u>21 件</u>	<u>40 件</u>	<u>40 件</u>	<u>8 件</u>
<u>29 年</u>	<u>120 件</u>	<u>27 件</u>	<u>42 件</u>	<u>43 件</u>	<u>8 件</u>

資料：東京都福祉保健局

図表 77 認定こども園の認定件数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
東京都	120 件	30 件	90 件	27 件	42 件	43 件	8 件
全国	5,081 件	852 件	4,229 件	3,618 件	807 件	592 件	64 件

資料：内閣府「認定こども園に関する状況について（平成 29 年 4 月 1 日現在）」

図表 78 認定こども園の定員（東京都）（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	0 歳	1 歳	2 歳	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
全体	713 人	1,320 人	1,554 人	211 人	6,049 人	6,712 人	6,775 人	23,334 人
保育を必要とする子	713 人	1,320 人	1,554 人	6 人	2,264 人	2,344 人	2,345 人	10,546 人
上記以外の子	0 人	0 人	0 人	205 人	3,785 人	4,368 人	4,430 人	12,788 人

資料：東京都福祉保健局

## (5) 学齢期の子供たちの状況

平成 29 年度の全国調査によると、東京都の小・中学生の学力は、全体的には全国でも上位に位置していますが、基礎的・基本的な事項が定着していない児童・生徒もいるため、今後とも、「確かな学力<sup>1</sup>」の定着と伸長に取り組む必要があります。

1 確かな学力…… 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

図表 79 全国学力・学習状況調査の結果（順位）

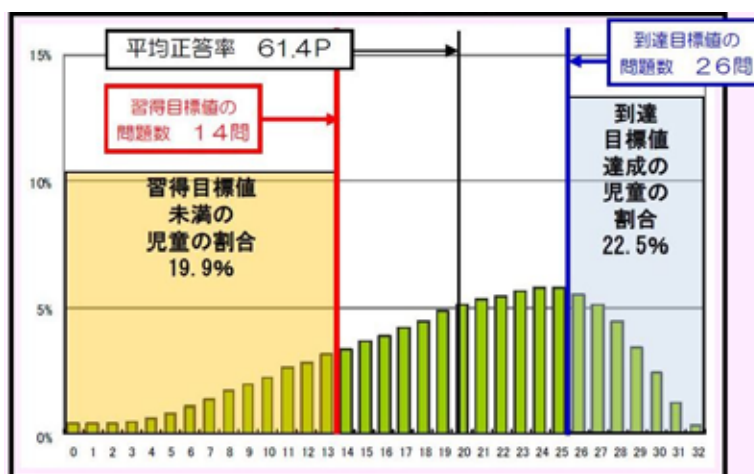
小学6年生	平成21年度	平成29年度	中学3年生	平成21年度	平成29年度
国語 A	8 位	10 位	国語 A	31 位	5 位
国語 B	6 位	4 位	国語 B	37 位	6 位
算数 A	16 位	7 位	数学 A	26 位	10 位
算数 B	2 位	5 位	数学 B	25 位	5 位

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査結果」

注：国語、算数・数学ともに、Aは主として「知識」に関する問題、Bは主として「活用」に関する問題をいう。

国や都の学力調査の結果によると、特に算数のような積み上げ型の教科においては、習熟の進んでいる層から遅れがちな層までの幅広く分布しているため、個に応じた指導の充実が不可欠です。

図表 80 小学校第5学年 「小学校算数」 正答数分布

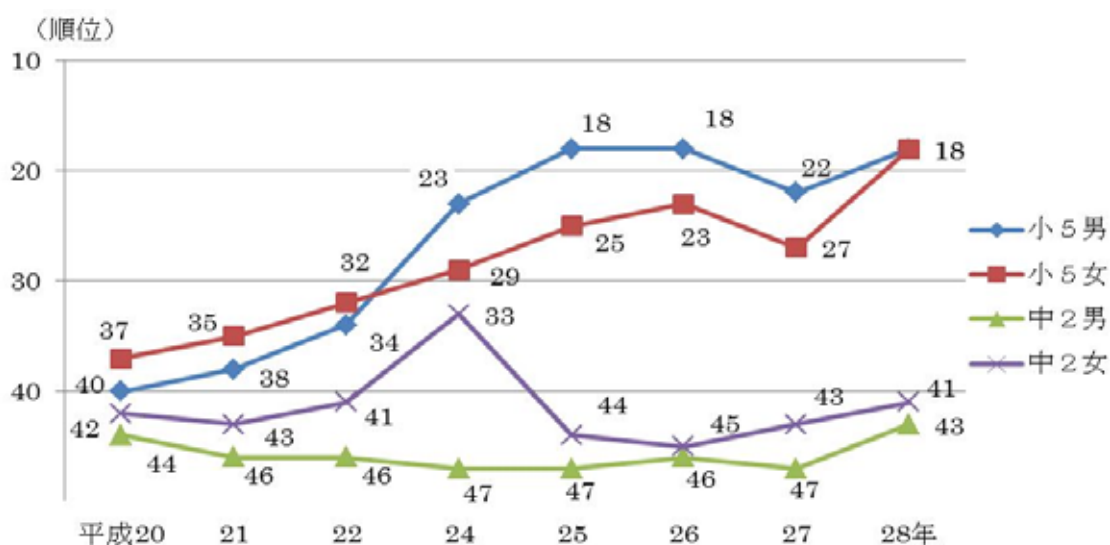


資料：東京都教育庁「平成 29 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」

平成 28 年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、小学生は全国平均水準を超えたものの、中学生は全国平均を大きく下回っています。次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。



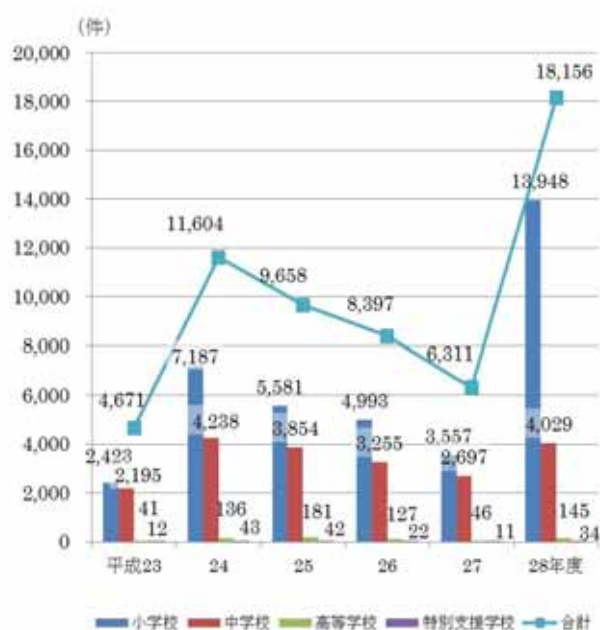
図表 81 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位



資料：文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

平成 28 年度の調査によると、都内公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は、18,156 件であり、前年度と比べ、小学校では大幅な増加となっています。各学校においては、「東京都いじめ対策推進基本方針」や「東京都教育委員会いじめ総合対策」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じた具体的な取組を推進していく必要があります。

図表 82 いじめ認知件数の推移（東京都）



資料：東京都教育庁「平成 28 年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」

就職も就学もせず、社会との関係を築けずに自宅以外での生活の場を失った、ひきこもりの状態にある者、非行からの立ち直りに困難を抱えた者など、社会的自立に困難を抱える若者の自立支援に向けた取組を進める必要があります。

## (6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況

地域の子供・子育て支援サービスの実施主体である区市町村は、子育て家庭に対して、地域の実情に応じ、様々な事業を組み合わせながら子育てサービスを提供していますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う家族の孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。

東京都は、第一子出産時の母の平均年齢が全国で最も高く、晩産化が進行しています。(図表 8 参照)

若い世代における妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、高齢になってから不妊症で悩む方が多くいます。

特定不妊治療は、医療保険の適用対象となっておらず、治療が標準化されていないため、治療方法、治療費用は医療機関によって様々ですが、子供を産み育てたいと願う夫婦を支援していく必要があります。

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに関して、誰にも相談できず、また、正しい情報が得られず、不安を抱える妊婦や保護者が多くなっています。

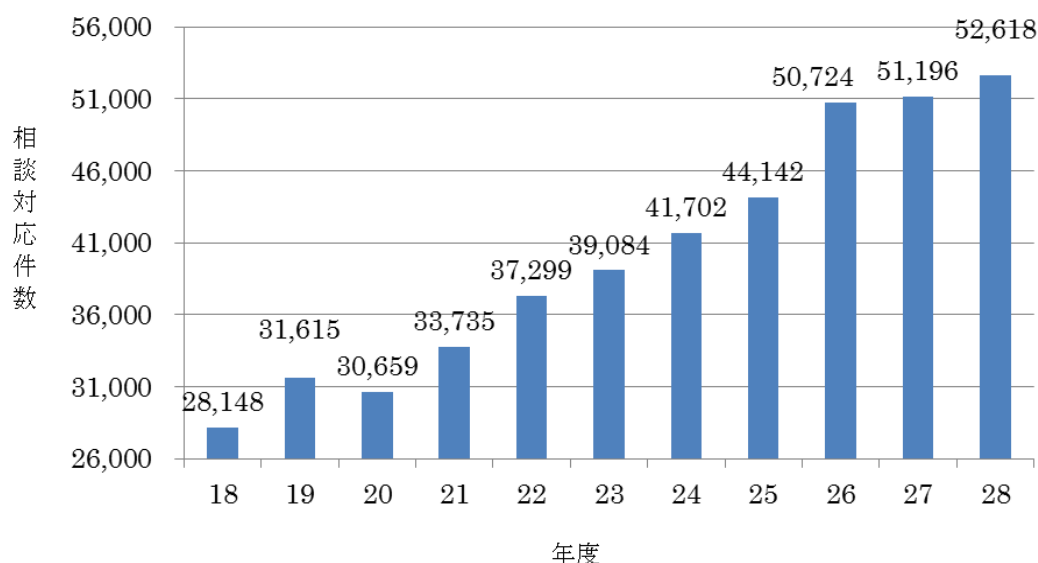
都は区市町村に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行う子育てスタート支援事業や、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう授乳やおむつ替えができる赤ちゃん・ふらっとの整備など、都独自の支援を実施していますが、区市町村の取組状況には地域差が生じています。

妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、身近な場所で情報の入手や相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる利用者支援事業は、平成 29 年 12 月現在、都内 47 区市町村で実施しています。

子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、地域のネットワークの中心的な役割でもある子供家庭支援センターは、平成 28 年度現在、ほぼすべての区市町村で設置されており、そのうちの約 9 割が、虐待対応等の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターとなっています。また、虐待対策コーディネーターを配置するなど、虐待対応力の強化も進められています。

子供家庭支援センターの相談件数は年々増加しており、平成 28 年度は 52,618 件となっています。

図表 83 子供家庭支援センター相談対応件数



資料：東京都福祉保健局「区市町村児童家庭相談統計」

地域の子育てサービスを紹介したり、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な子育てサービス等につなげるための取組は重要です。そのひとつである乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は都内全体で概ね9割となっています。

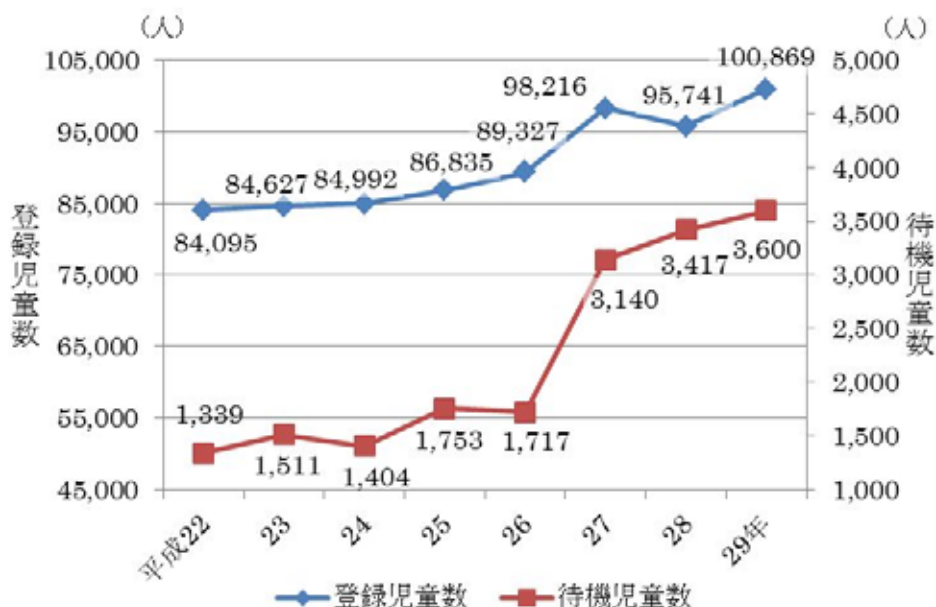
在宅で子育てをしている親子に、地域の身近な場所ですどい場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろばは、着実に整備が進んでおり、平成28年度現在、都内に912か所設置されています。近年は、地域支援や利用者支援事業の機能や、子育て家庭の孤立化の防止や虐待の未然防止の役割も担っています。

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業など、緊急時等に一時的に子供を預かるサービスのニーズが高まっています。多くの自治体が、子供を預かる事業を行っていますが、区市町村により、同じ自治体内に実施施設がない、もしくは利用できる年齢や日数の上限が異なるなど、実施体制にばらつきがあります。

学童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正に伴い、各区市町村は学童クラブの設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえて条例を制定し、各クラブはその条例に基づいて運営されることとなります。

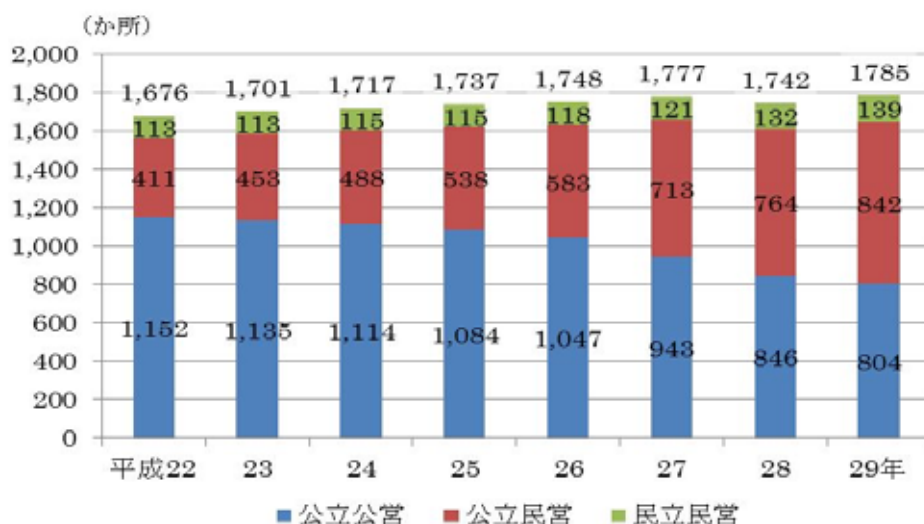
学童クラブの設置数、登録児童数はいずれも近年増加傾向にあります。何らかの理由で学童クラブに登録できなかった児童（いわゆる待機児童）も発生しています。児童福祉法の改正により、学童クラブの利用対象児童が小学校高学年にまで拡大するため、こうしたニーズも踏まえて整備を進める必要があります。

図表 84 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

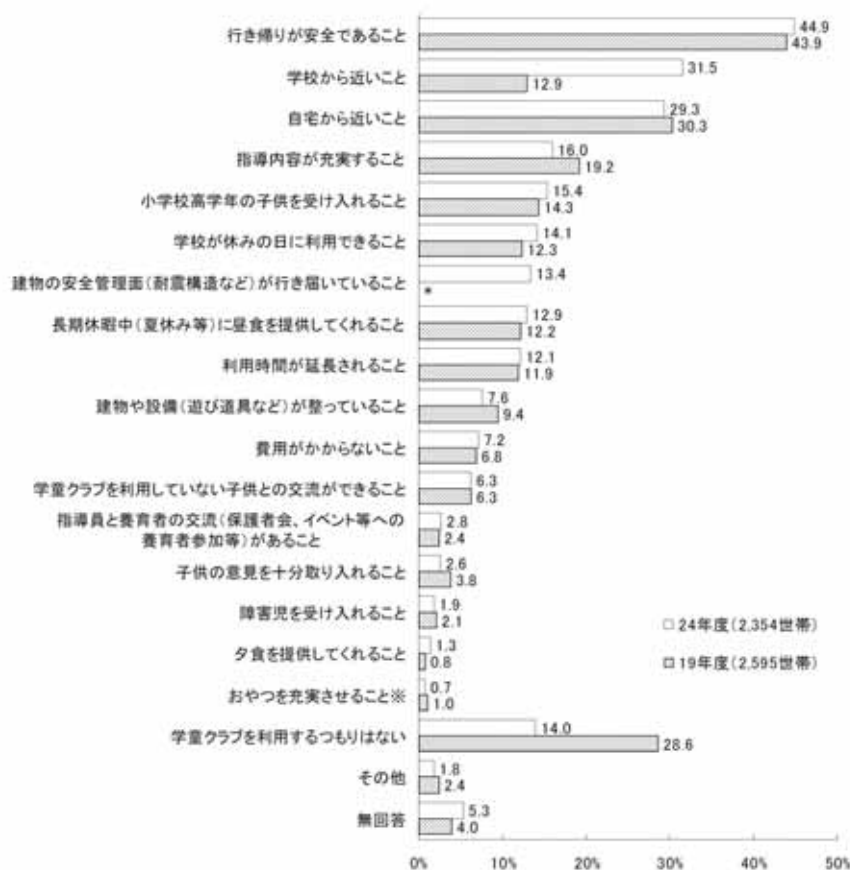
図表 85 学童クラブ設置数（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

放課後の子供たちの安全・安心の確保に対する保護者のニーズが非常に高いことから、移動時のリスクを回避するため、送迎支援や学校内での学童クラブの設置を促進する必要があります。

図表 86 学童クラブを利用するに当たって望むこと



(注) \* は 19 年度調査では、選択肢を設けていないため、データが存在しない。

(注) ※ は 19 年度調査では、「おやつが充実すること」としていた。

資料：東京都福祉保健局「平成 24 年度東京都福祉保健基礎調査」

放課後の子供たちの居場所としては、学童クラブのほか、教育部門が行う放課後子供教室があります。放課後子供教室は、学校等を利用して放課後等の子供の居場所を設け、学習や体験・交流活動を行う事業で、平成 28 年度には 55 区市町村 1,145 か所で実施しており、年々増加しています。

図表 87 放課後子供教室の推移

平成	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
教室数(か所) (都立特別支援学校含む)	713	883	958	1,009	1,049	1,101	1,138	1,112	1,145
区市町村数	46 区市町	48 区市町	50 区市町	51 区市町	52 区市町	52 区市町	52 区市町	55 区市町村	55 区市町村

資料：東京都教育庁

国は、平成 19 年度にスタートした「放課後子どもプラン」に代わり、平成 26 年度に「放課後子ども総合プラン」を新たに策定しました。この中で、学童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを推進していますが、まだ十分な取組が行われていない区市町村もあります。

## (7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

### ア 子供の貧困

東京都は、平成 28 年度に、首都大学東京と連携して、子供と子育て家庭の生活状況を把握するため、「子供の生活実態調査」を実施しました。

#### 【子供の生活実態調査】

##### 小中高校生等調査

調査対象

墨田区・豊島区・調布市・日野市に在住の小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳<sup>\*</sup>の子供本人とその保護者 19,929 世帯（\*高校 2 年生及び高校に在籍していない同年齢の子供を含む）

調査期間

平成 28 年 8 月 5 日～9 月 7 日

有効回答数

子供：8,367 票（有効回答率 42.0%）/ 保護者：8,429 票（有効回答率 42.3%）

##### 【本調査における生活困難について】

本調査の回答に基づき、生活困難を以下の 3 つの要素により分類した。

**低所得**（等価世帯所得が 135.3 万円未満）

**家計の逼迫**（経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣類を買えなかった経験などの 7 項目のうち、1 つ以上が該当）

**子供の体験や所有物の欠如**（海水浴に行く、1 年に 1 回くらい家族旅行に行く、子供の年齢に合った本、勉強部屋等など、子供の体験や所有物などに関する 15 項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が 3 つ以上該当）

（上記～の 3 つの要素のうち 2 つ以上の要素に該当の場合は「困窮層」、いずれか 1 つに該当の場合は「周辺層」、いずれの要素にも該当しない場合は「一般層」とする。）

##### < 生活困難層の割合 >

生活困難層	小学 5 年生	中学 2 年生	16-17 歳
困窮層	5.7%	7.1%	6.9%
周辺層	14.9%	14.5%	17.1%

##### 若者（青少年）調査

調査対象

新宿区・足立区・八王子市在住の 15～23 歳の若者（青少年）<sup>\*</sup> 本人とその保護者 2,200 世帯（\*平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間に 16-23 歳になる者）

調査期間

平成 28 年 5 月 14 日～6 月 13 日

有効回答数

若者：1,056 票（有効回答率 48.0%）/ 保護者：1,022 票（有効回答率 46.5%）

##### 【本調査における低所得の定義】

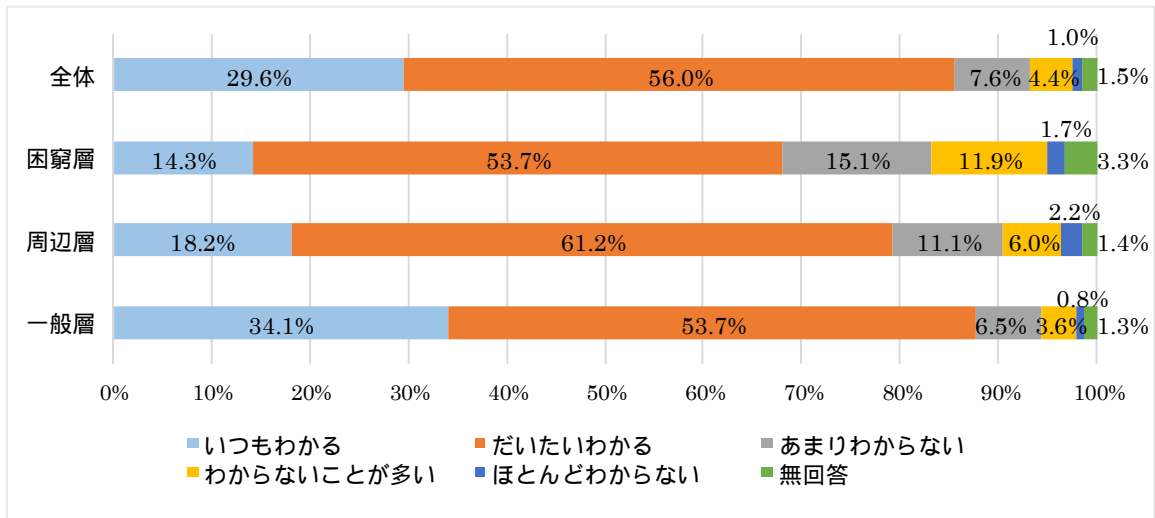
等価可処分所得<sup>\*</sup>が厚生労働省「国民生活基礎調査」から算出される基準（122.5 万円）未満の世帯（\*世帯所得（公的年金など社会保障給付を含めた世帯所得）を世帯人数の平方根で割って調整した所得）

##### < 年齢別低所得率 >

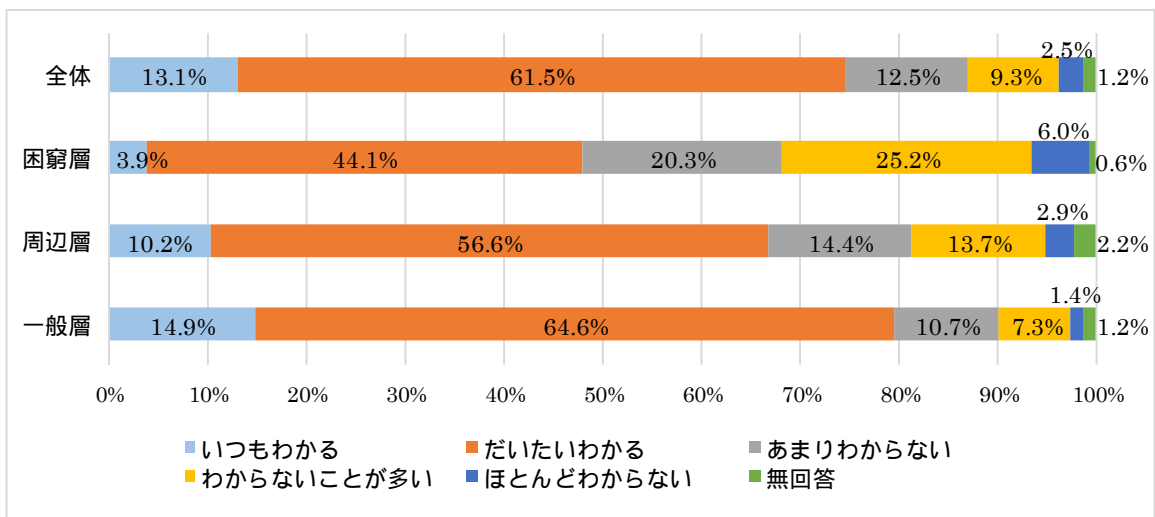
	全体	15-18 歳	19-23 歳
低所得層	14.9%	14.0%	15.3%

困窮層の小学生の3割、中学生の半数、16-17歳の3割は、学校の授業が十分に理解できていない状況です。

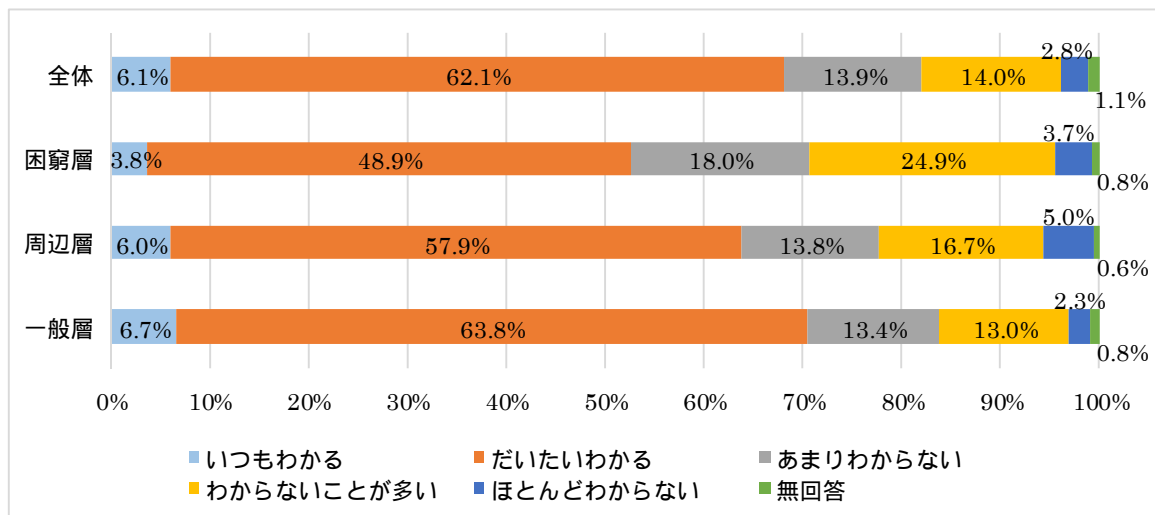
図表 88 授業の理解度(小学5年生):生活困難度別(\*\*\*)



図表 89 授業の理解度(中学2年生):生活困難度別(\*\*\*)



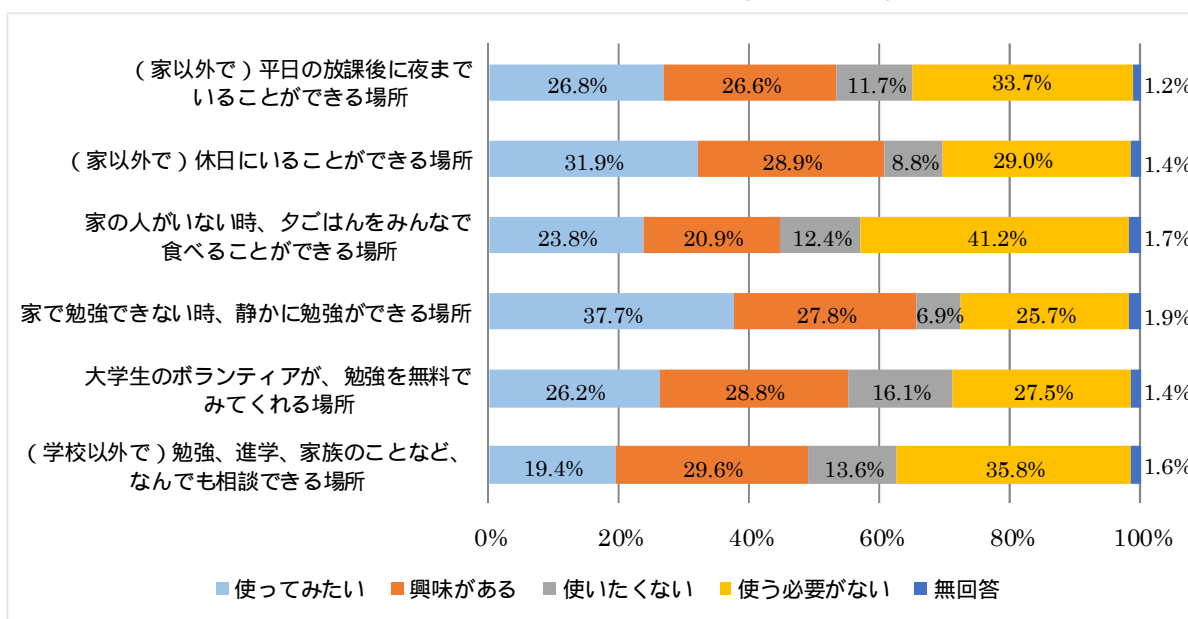
図表 90 授業の理解度(16-17歳):生活困難度別(\*\*\*)



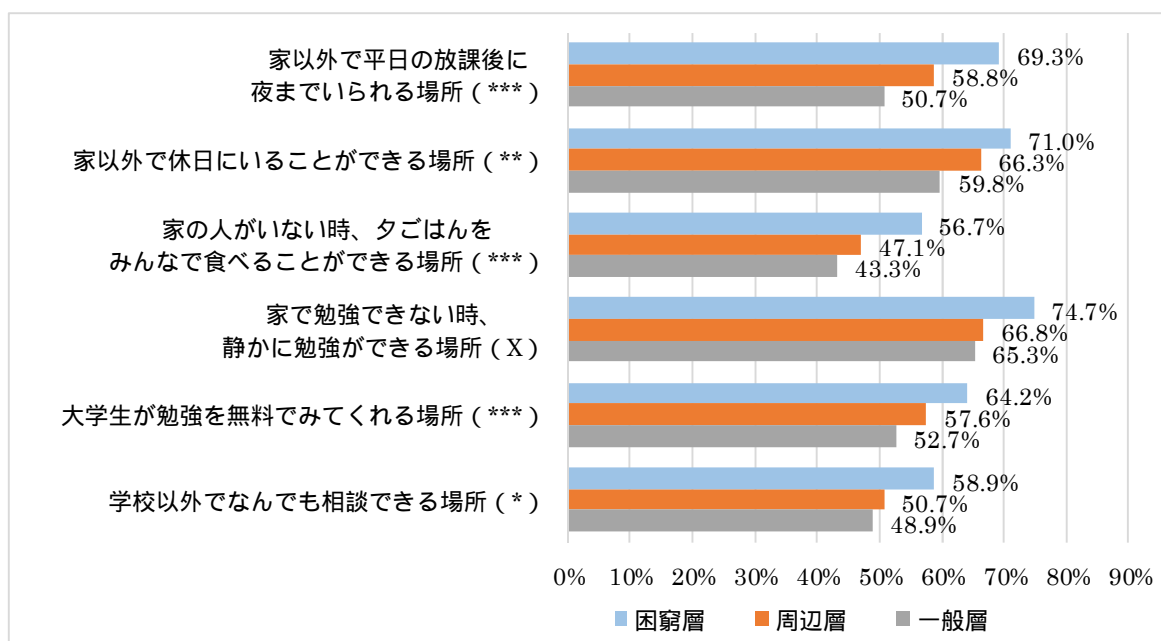
中学 2 年生の子供の利用意向が最も高い支援サービスは、「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」です。

- そのほかの支援サービスについても、約 4 割から 6 割の子供が「使ってみたい」、「興味がある」と回答しています。
- 一般層に比べ困窮層の子供の方が、各支援サービスの利用意向が高い傾向にあります。

図表 91 子供本人のサービス利用意向（中学 2 年生）



図表 92 子供本人のサービス利用意向（中学 2 年生）：生活困難度別

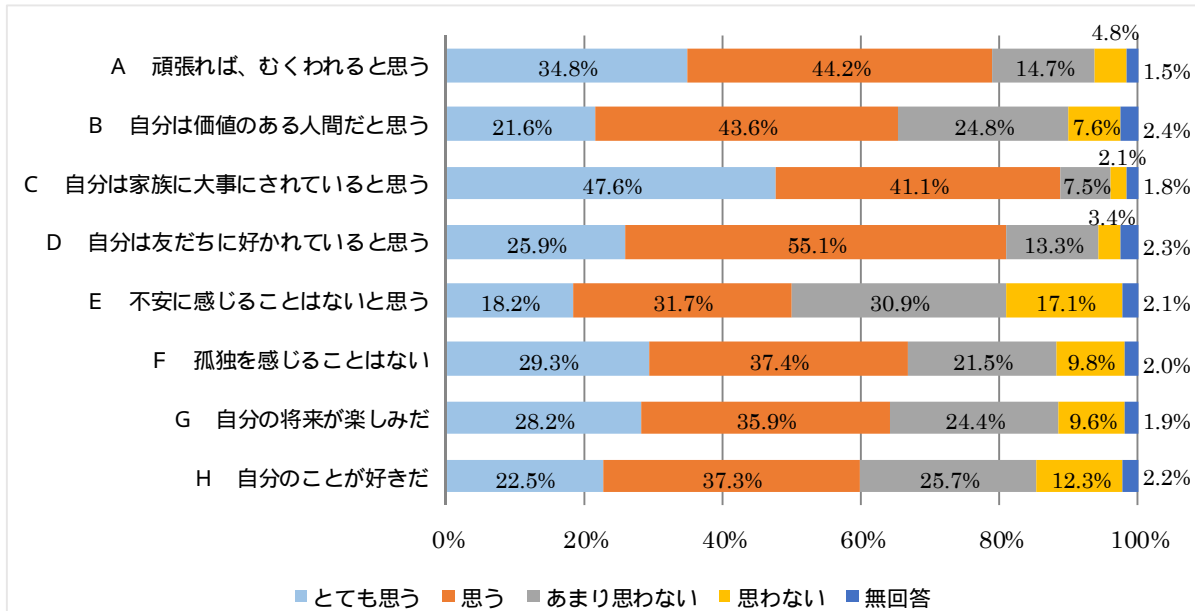




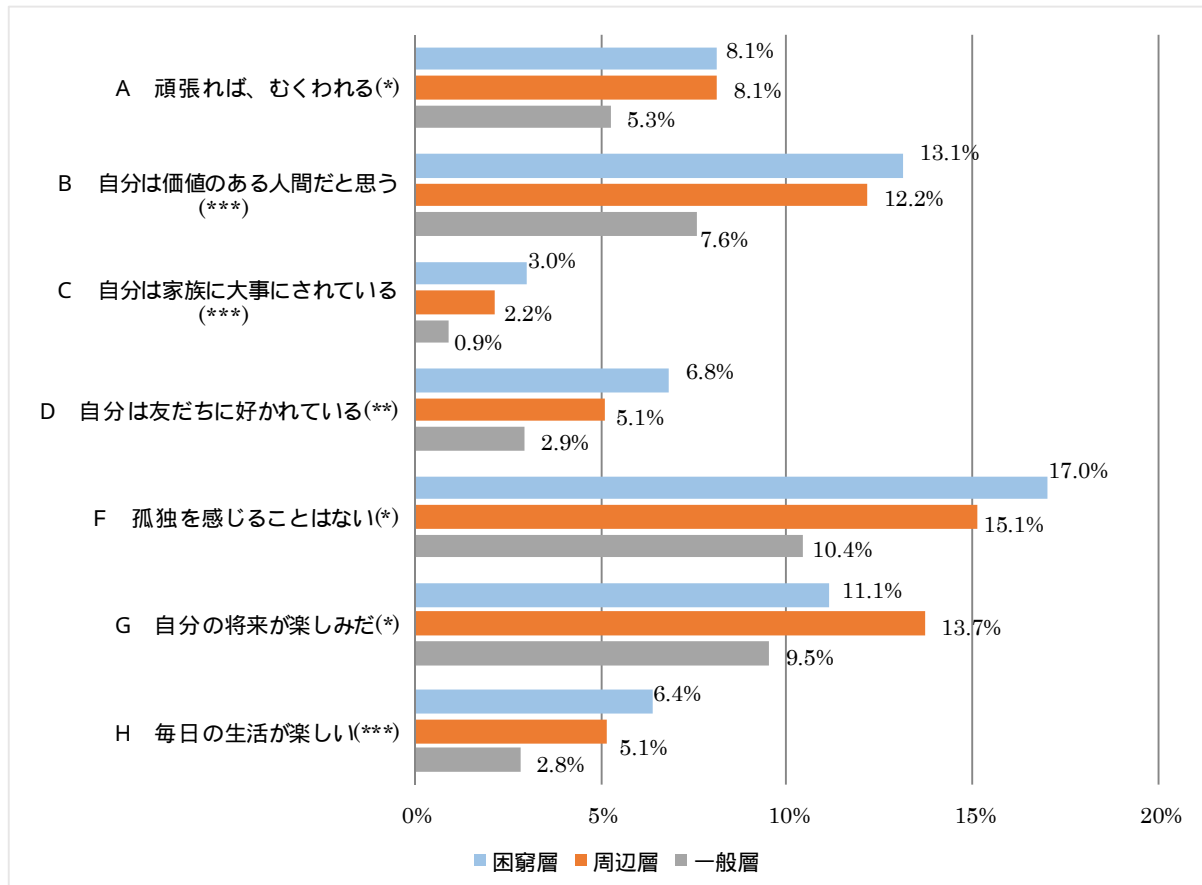
○ 「不安に感じることはないと思う」について、約 5 割の子供が「あまり思わない」、「思わない」と回答しています。

自己肯定感については、一般層に比べ困窮層の子供の方が「(そう) 思わない」と回答する割合が高い傾向にあります。

図表 93 自己肯定感 (中学 2 年生)

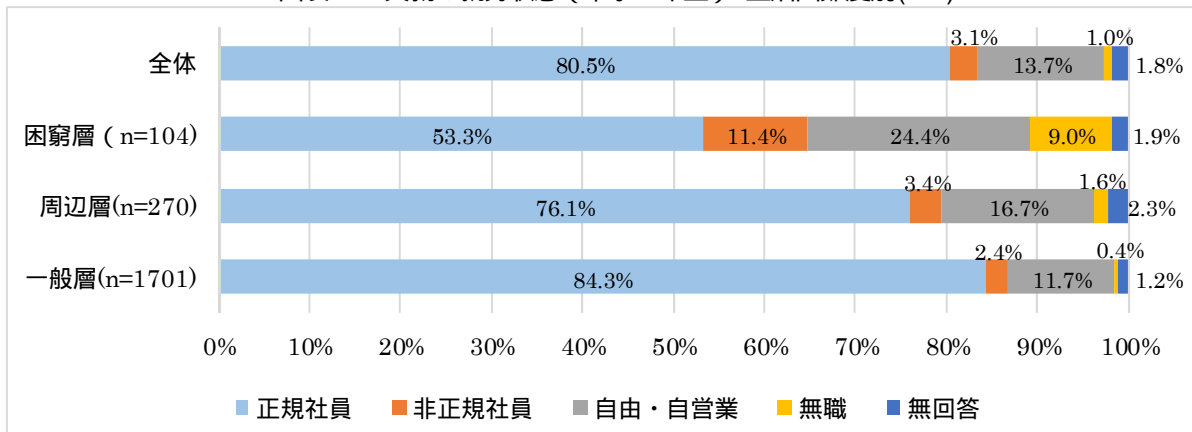


図表 94 自己肯定感 (各項目について「思わない」と回答した割合 (16-17 歳): 生活困難度別)

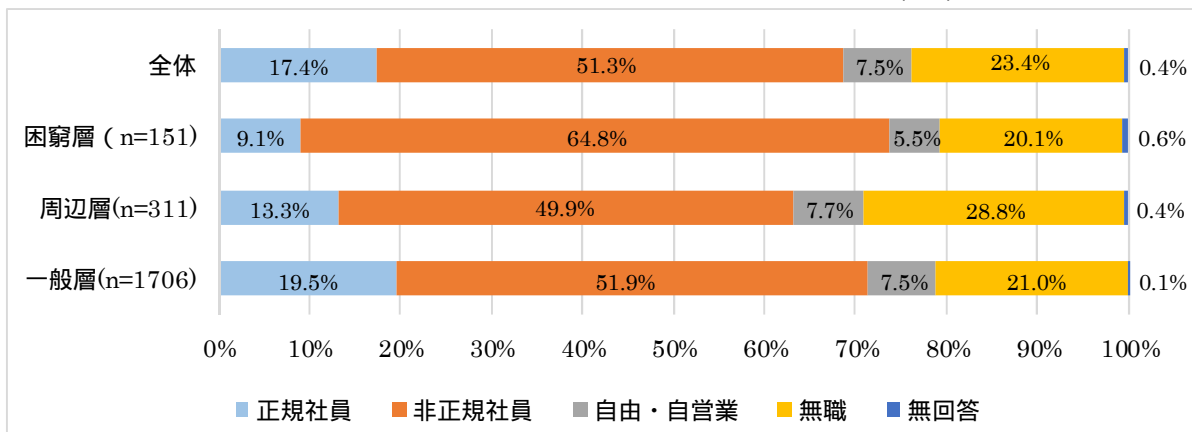


- 父親の就労状態は正規社員が多く、約 8 割となっています。この割合は困難層ほど低くなり、困窮層の父親では約 5 割となります。
- 母親の就労状態は非正規社員が最も多く、母親の約 5 割が非正規社員です。
- 共働きの状況は、「一人が正規、一人が非正規又は自由・自営業」の割合が最も高く、約 5 割となっています。

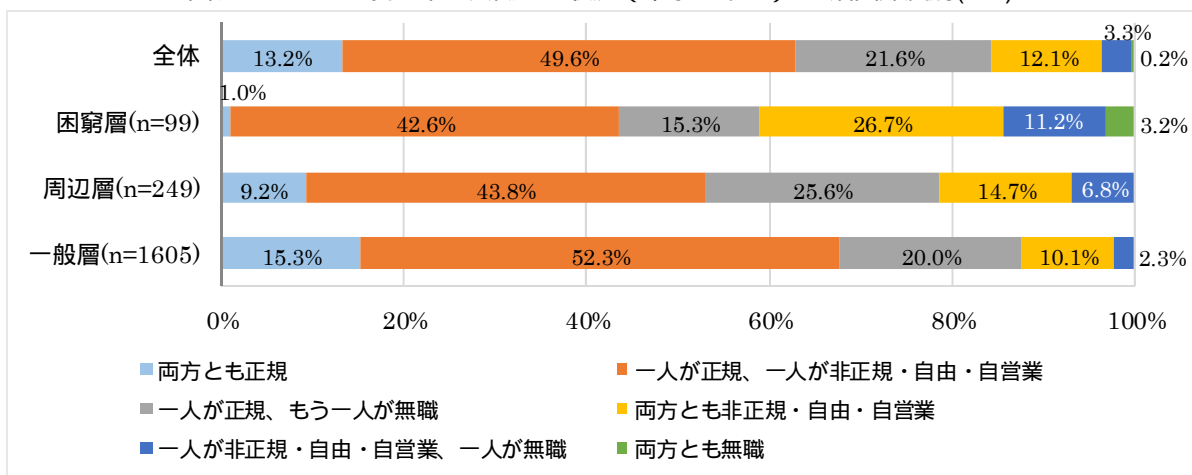
図表 95 父親の就労状態 (中学 2 年生): 生活困難度別 (\*\*\*)



図表 96 母親の就労状態 (中学 2 年生): 生活困難度別 (\*\*\*)

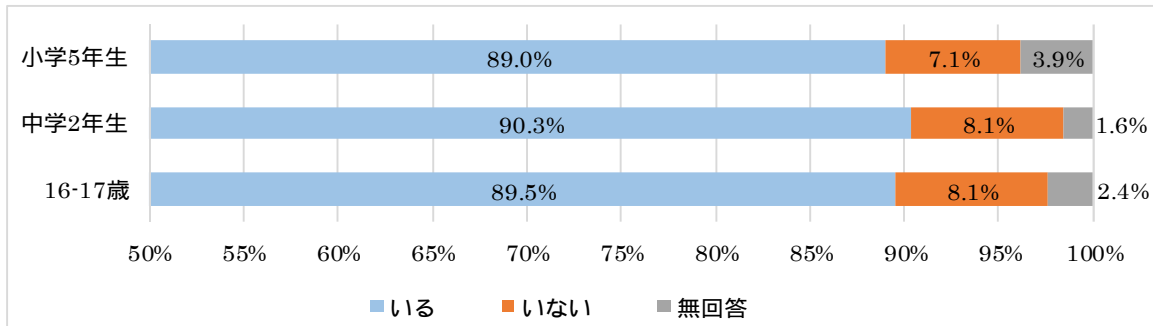


図表 97 ふたり親世帯の共働きの状況 (中学 2 年生): 生活困難度別 (\*\*\*)

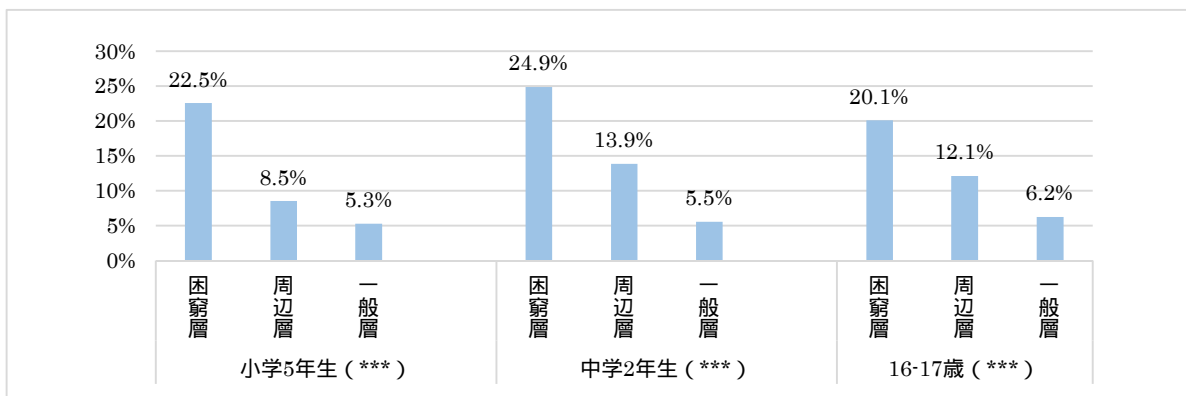


保護者の約1割は、困った時に相談する相手がいない状況です。この割合は困窮層ほど高く、各年齢層の困窮層においては、その割合がそれぞれ2割を超えています。

図表 98 相談相手の有無：年齢層別

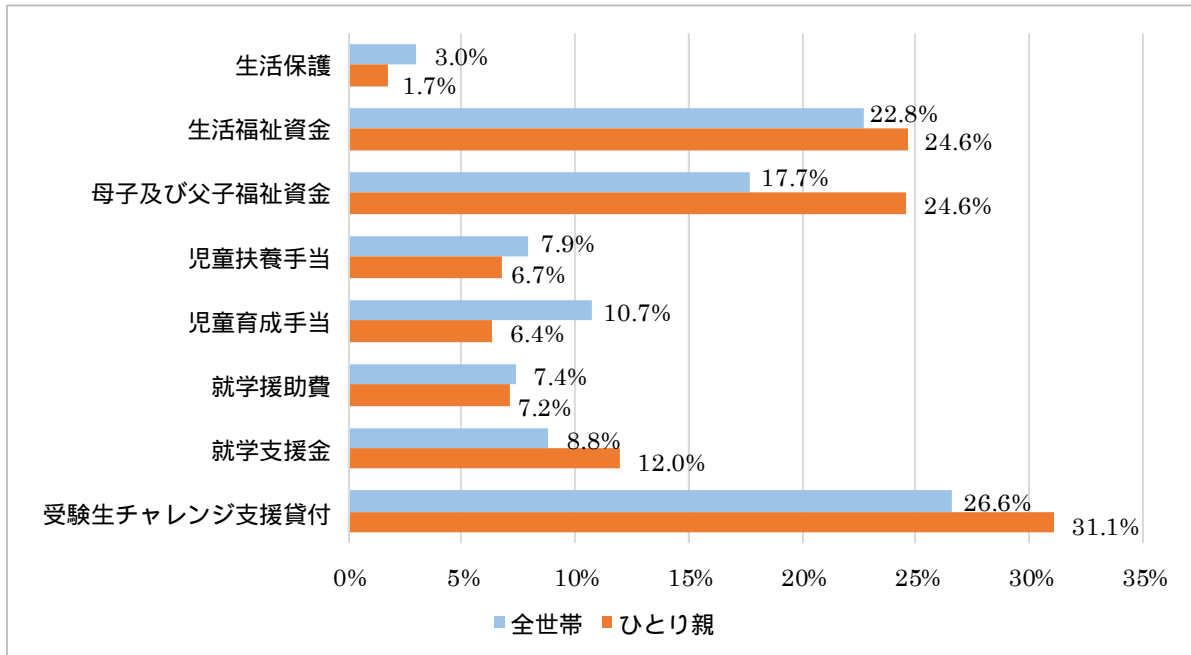


図表 99 相談相手のいない保護者の割合：生活困難度別



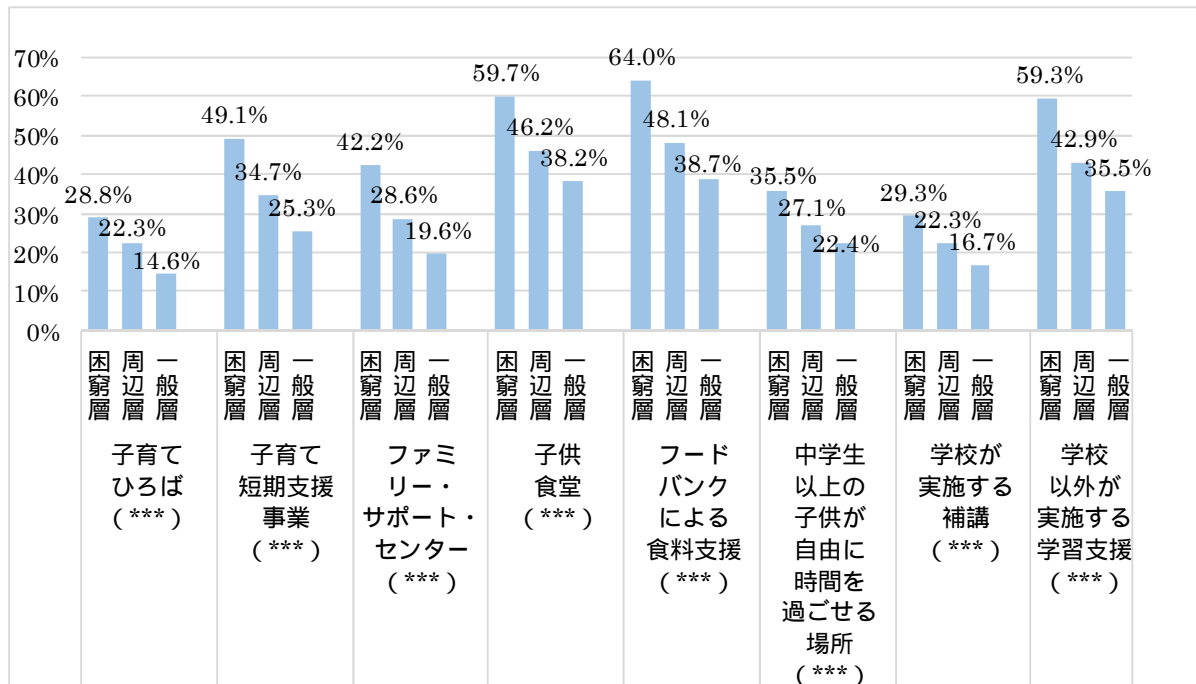
ひとり親世帯の6.4%が児童育成手当を「知らない」と回答するなど、支援サービスが十分に認知されていない状況です。

図表 100 支援サービスを知らない保護者の割合



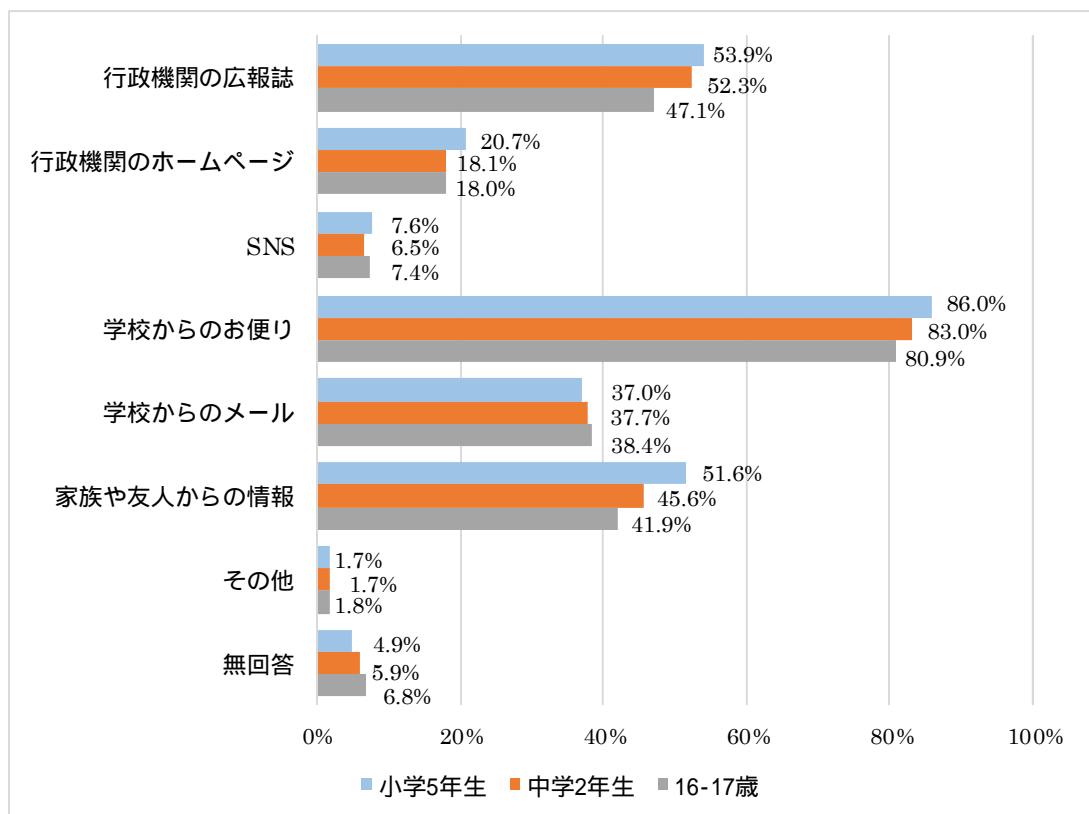
困窮層は一般層に比べ、各支援サービスについて非認知による不利用率が高い傾向にあります。

図表 101 支援サービスの非認知による不利用率（中学2年生）：生活困難度別



全ての年齢層で、保護者の8割以上が「学校からのお便り」で子供に関する施策の情報を受け取っているほか、「行政機関の広報誌」、「家族や友人からの情報」、「学校からのメール」、「行政機関のホームページ」などにより情報を受け取っている状況です。

図表 102 子供に関する施策の情報の受取方法：年齢層別



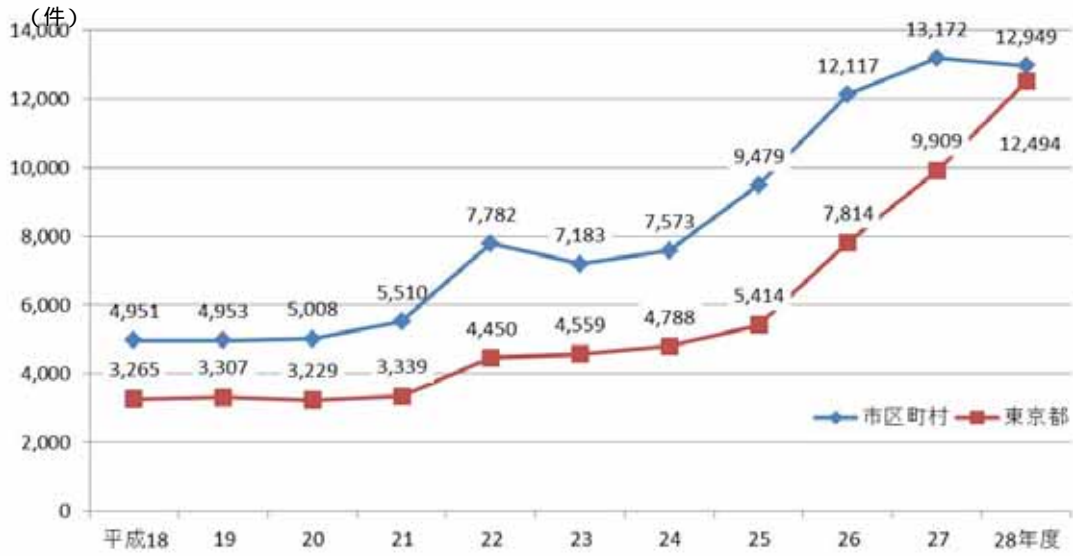
資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査」(平成28年度)

本調査では、クロス表の掲載の際に、 $\chi^2$ 乗検定によって分布が統計的に有意であるかを検定しています。その結果、1%水準で有意である場合は「\*\*\*」、5%水準で有意の場合は「\*\*」、10%水準で有意の場合は「\*」、有意でない場合は「X」を付しています。

## イ 児童虐待

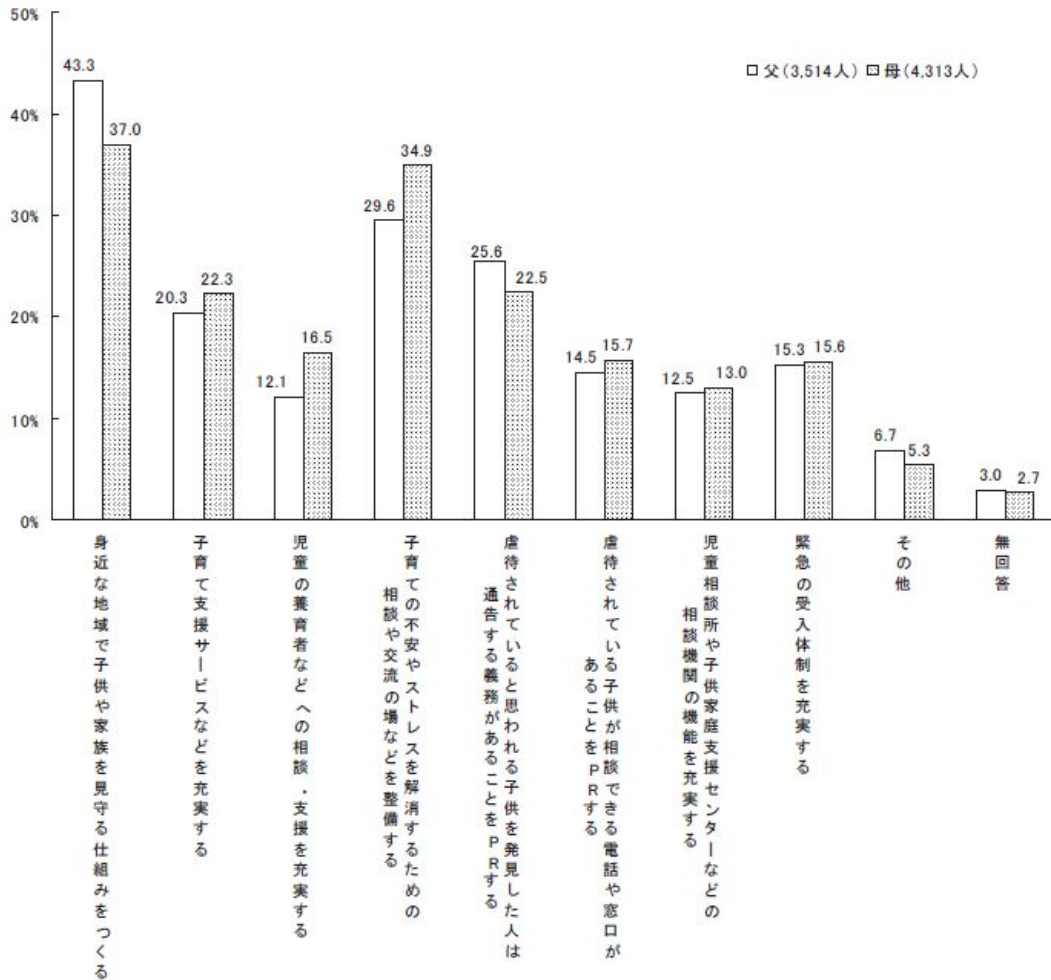
児童虐待相談の件数は、年々増加しています。体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。また、保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要です。

図表 103 児童虐待相談の対応件数



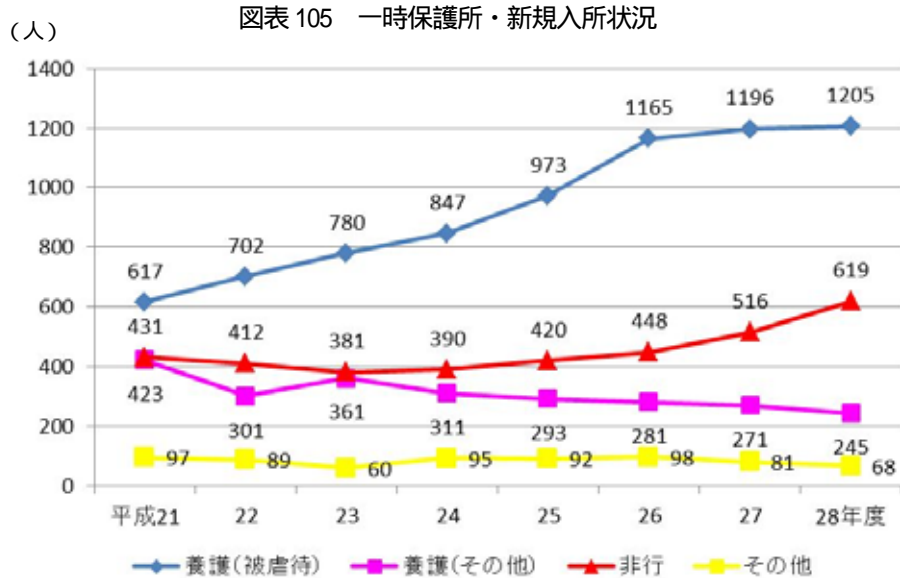
資料：東京都福祉保健局

図表 104 児童虐待を防ぐ社会的な働きかけの中で大切なこと



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

児童虐待相談件数の増加に伴い、一時的な保護が必要な児童の数も増加しています。このため、一時保護所の定員数を拡充しています。また、一時保護や施設入所等により家族分離した児童が、家庭復帰をする際には、虐待の再発を防止し、親子で安定的な生活を継続させるための支援も必要です。



(資料) 東京都福祉保健局

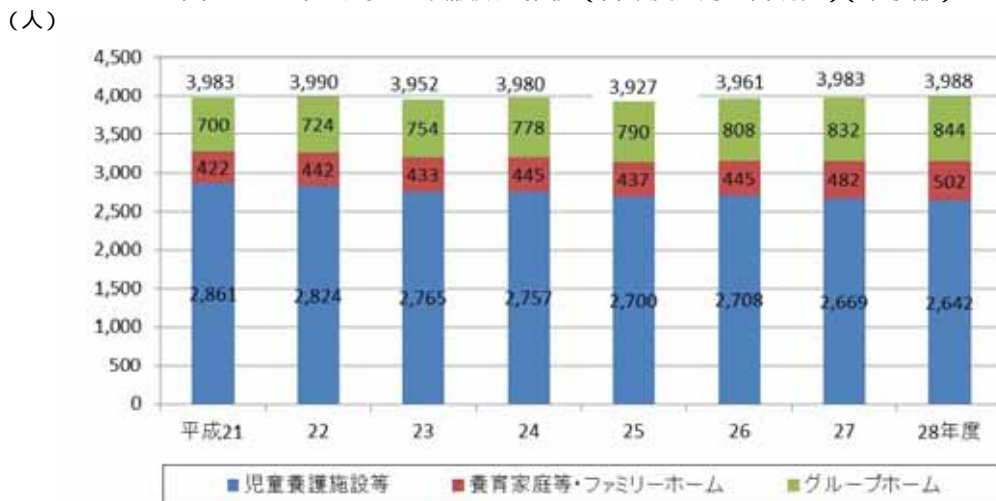
## ウ 社会的養護

東京都における社会的養護を必要とする子供は、現在約4千人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。

児童虐待等の相談件数の増加に伴い、一時保護所に入所する児童や、その後児童養護施設や乳児院に入所する児童も増加しています。

その結果、児童養護施設、乳児院の入所率は非常に高い割合で推移しています。

図表 106 社会的児童養護数の推移(各年度3月1日現在)(東京都)



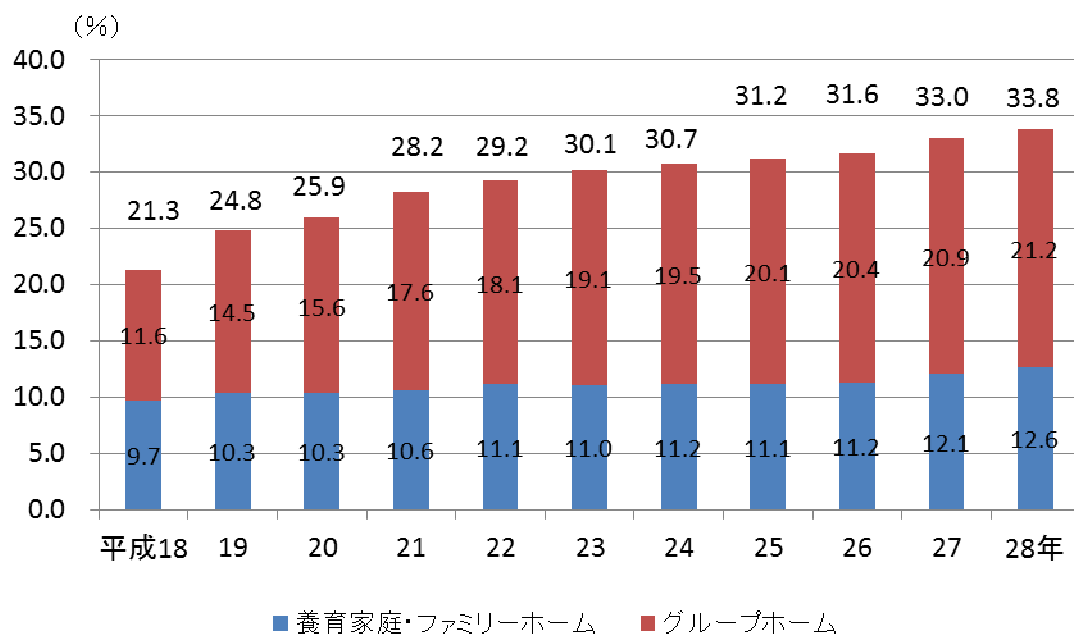
資料：東京都福祉保健局

図表 107 児童養護施設・乳児院の入所状況の推移



資料：東京都福祉保健局

図表 108 家庭的養護の割合（各年度3月1日現在）(東京都)

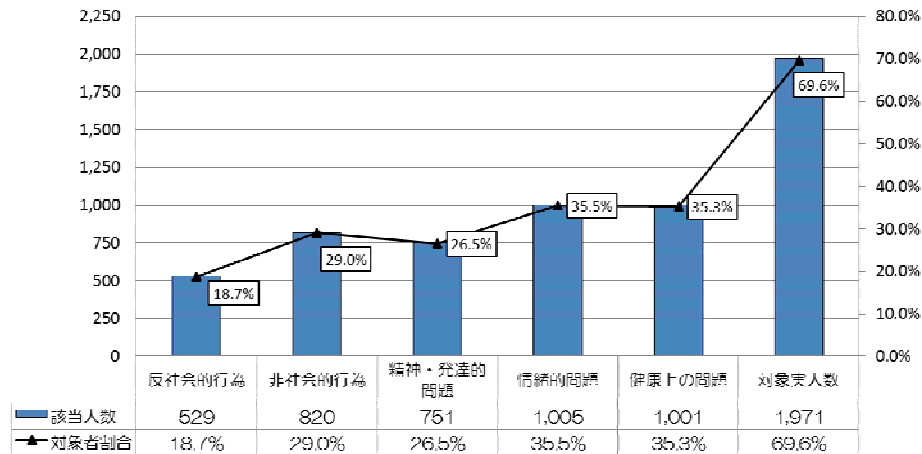


資料：東京都福祉保健局

施設等に入所している子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。



(人) 図表 109 児童養護施設入所児童の状況(平成 29 年 6 月)



資料：東京都福祉保健局

社会的養護の下にある子供は、経済的な問題や、それまでの養育環境により学習習慣が身につけていない等による学力不足などから、自らが希望する進路に進めない場合があります。

図表 110 平成 29 年 3 月卒業児童の進路状況(東京都)

	大学等	専修学校等	就職
児童養護施設入所者	22.6%	18.3%	50.0%
全高卒者	65.9%	17.6%	6.7%

資料：児童養護施設現況調査及び学校基本調査

また、退所後も親族等によるサポートが得にくく、就労した子供の 40%以上が、1 年以内に離職をしているなど、安定した生活を継続することが困難な実態があります。

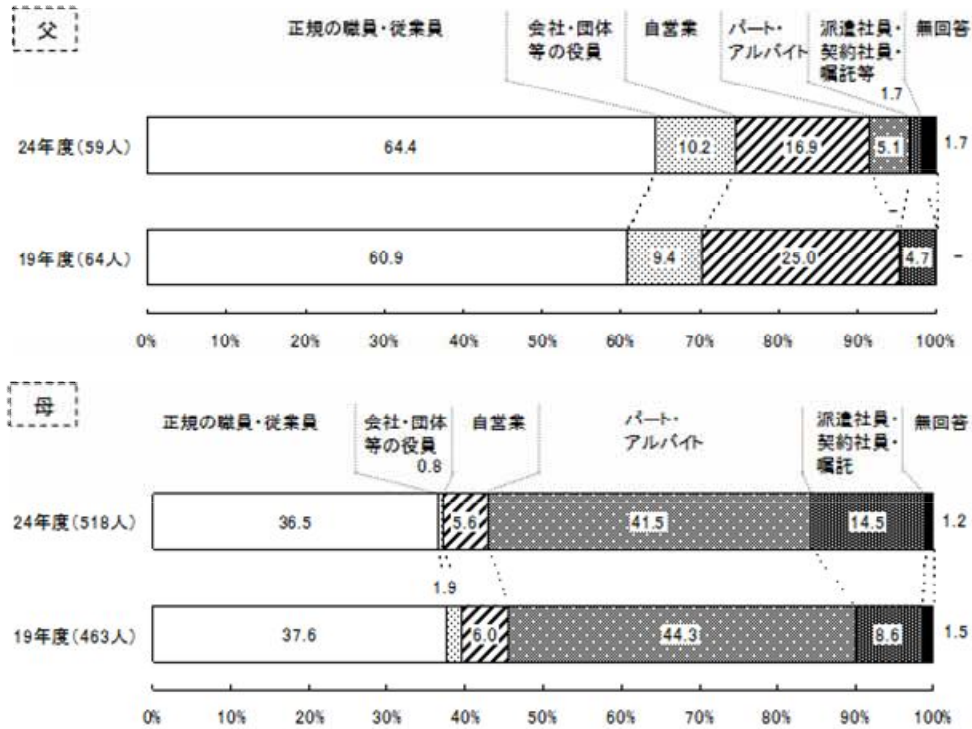
## エ ひとり親世帯

都内のひとり親世帯は、母子世帯約 159,500 世帯、父子世帯約 19,500 世帯と推計されます。

平成 24 年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」73.7%「死別」9.6%「未婚・非婚」9.3%となっています。

ひとり親家庭の親の就労状況をみると、平成 19 年度に比べ平成 24 年度は、非正規雇用(パート・アルバイト及び派遣社員・契約社員・嘱託)の割合が増えています。

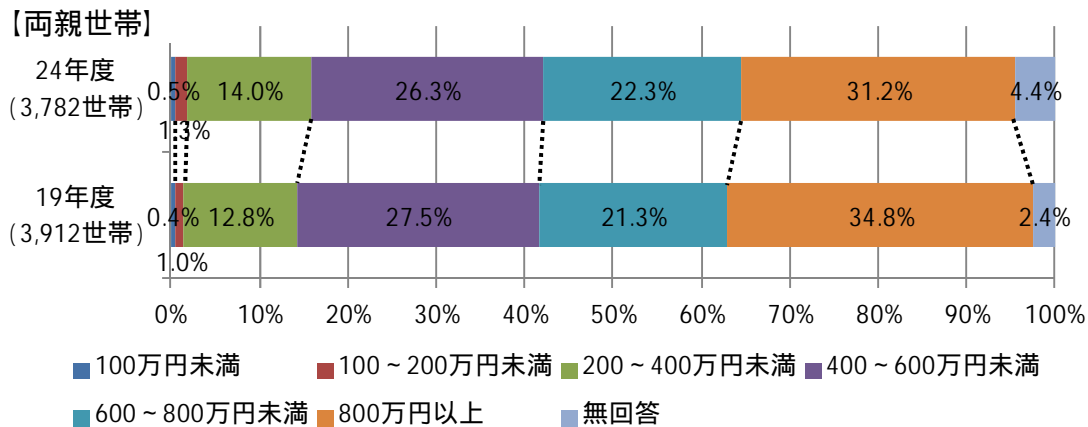
図表 111 就業上の地位

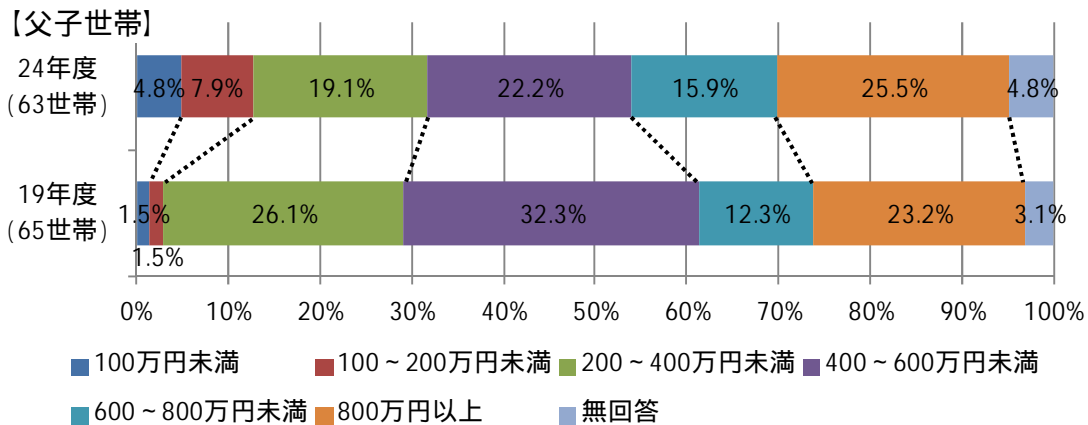
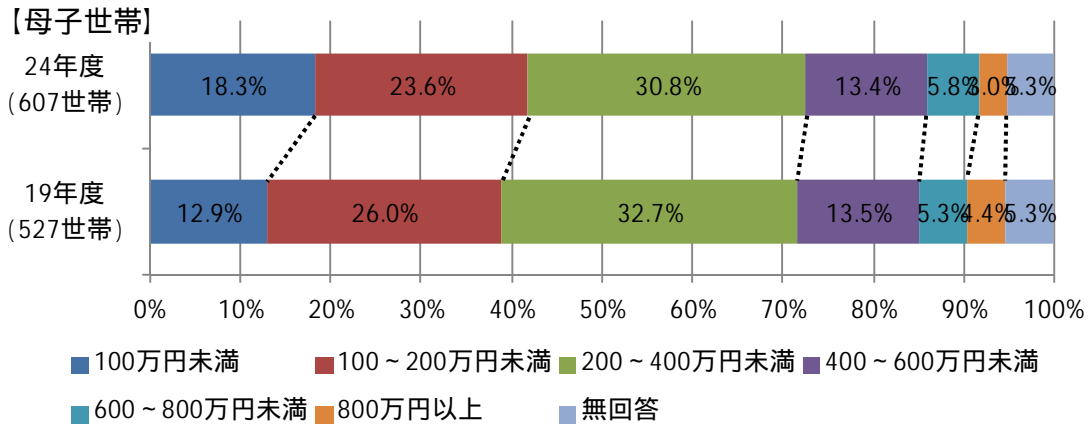


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

平成 24 年度の収入をみると、母子世帯では年収 200 万円未満が 41.8%となっており、平成 19 年よりも若干割合が増加しています。父子世帯では、200 万円未満は 12.7%で、平成 19 年の 4 倍以上になっています。

図表 112 世帯の年間収入





資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

ひとり親世帯で現在困っていることは、母子世帯では「家計について」72.6%、「子供の教育・進路・就職について」52.8%、父子世帯では「子供の教育・進路・就職について」70.0%、「家事について」46.7%となっています。

図表 113 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕 - 母の従業上の地位別

(単位：%)

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)について	その他
総数	100.0 (449)	72.6	39.4	24.5	4.2	21.4	17.1	52.8	6.9	3.1
就業	100.0 (391)	73.9	37.3	24.6	4.6	19.4	17.4	52.2	6.9	3.1
自営業	100.0 (22)	86.4	36.4	27.3	-	22.7	27.3	31.8	9.1	4.5
正規の職員・従業員	100.0 (135)	64.4	23.7	20.7	8.9	16.3	25.9	49.6	11.1	2.2
会社・団体等の役員	100.0 (2)	50.0	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
パート・アルバイト	100.0 (173)	79.2	50.3	24.3	0.6	24.9	13.3	57.8	4.0	2.9
労働者派遣事業所の派遣社員	100.0 (18)	88.9	27.8	33.3	-	22.2	5.6	38.9	-	5.6
契約社員・嘱託、その他	100.0 (37)	67.6	29.7	27.0	8.1	5.4	8.1	59.5	8.1	5.4
非就業	100.0 (55)	61.8	54.5	23.6	-	36.4	16.4	56.4	7.3	3.6

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

図表 114 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕 - 父親の従業上の地位別

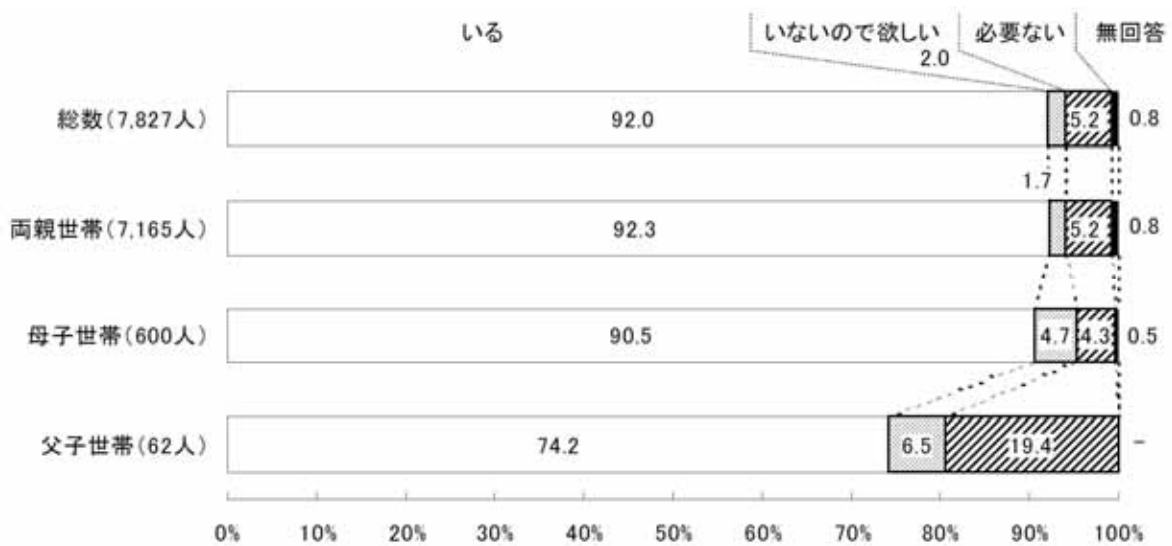
(単位：%)

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)について	その他
総数	100.0 (30)	26.7	30.0	6.7	46.7	13.3	40.0	70.0	3.3	-
就業	100.0 (27)	25.9	29.6	3.7	44.4	14.8	40.7	66.7	3.7	-
自営業	100.0 (4)	25.0	50.0	-	50.0	-	-	25.0	25.0	-
正規の職員・従業員	100.0 (19)	21.1	21.1	-	47.4	10.5	57.9	78.9	-	-
会社・団体等の役員	100.0 (1)	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

相談相手がいる割合は、両親世帯は 92.3%、母子世帯は 90.5%、父子世帯では 74.2%となっています。

図表 115 相談相手の有無 - 世帯類型(母子・父子世帯)別



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

## オ 障害のある子供

東京都内には、平成 29 年 3 月末現在、身体障害者手帳を持つ 18 歳未満の子供が約 2.4 万人、知的障害の「愛の手帳」を持つ 18 歳未満の子供が約 1.6 万人います。

図表 116 障害のある子供の数（18 歳未満）（東京都：平成 29 年 3 月末現在）

	総数	18 歳未満	構成比
身体障害者手帳交付者数	482,656 人	24,126 人	5.0%
愛の手帳交付者数	85,650 人	15,561 人	18.2%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	100,999 人	—	—

注：精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18 歳以上、18 歳未満の統計はなく、総数のみである。

資料：東京都福祉保健局 年報（福祉・衛生行政統計）

また、全国調査によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、6.5%となっています。

図表 117 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（全国）

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）

注 1：調査対象は、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とした。標本児童生徒数 53,882 人（小学校：35,982 人、中学校：17,990 人）

注 2：「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の 1 つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性・衝動性、あるいは「対人関係やこだわり等」について 1 つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

資料：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年）

特別支援学校生徒の卒業後の企業就労者数及び就労率は、平成 22 年度以降増加しており、平成 28 年度は、高等部を卒業した 1,884 人のうち、754 人（40.0%）が企業就労しています。

図表 118 特別支援学校高等部の就労実績

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
卒業生総数 (人)	1,424	1,444	1,511	1,707	1,744	1,781	1,806	1,884
企業就労者 (人)	490	490	557	643	670	694	744	754
就労率	34.4%	33.9%	36.9%	37.7%	38.4%	39.0%	41.2%	40.0%

資料：公立学校統計調査報告書「進路状況調査編」